

參の儀を行はず、東叡山も堂塔伽藍完備して、圓頓院寛永寺の年號寺をも勅許せられつれども、未だ一度の參詣もあらざりけるが、將軍家の痲瘡に就きても、面眼神の威靈を示して、さしもの難症拭ふが如く本復したれば、先づ紅葉山の廟社に詣で、次で上野東照大権現に社參したり。

三月十七日相伴に侍ふ駿河大納言忠長、水戸中納言頼房は、未明に駕を急がせて山に來たり、尾張大納言の建立したる常行堂に先著して、大相國の駕を迎ふ。

二本杉のあたり、天高く杜鵑の鳴きて過ぐるとともに、警蹕の聲遙かに聞えて、大相國の駕は入り來たりぬ。時に卯の下刻なり。亞相忠長、黃門頼房鞠躬如として常行堂の前庭に迎へ奉る。大相國は徐かに駕を出て、忠長頼房を召し伴れつゝ常行堂に入りて本尊を拜し、夫より廊下を渡りて、紀伊大納言頼宣建立の法華堂に詣で、更に水戸中納言頼房造營する所の輪藏を視て、其結構の完美なるを賞したり。夫より再び輿に上りて、大僧正の本坊に臨む。本光國師

崇傳、藤堂和泉守高虎を始めとして、毘沙門堂門跡公海、智樂院僧正忠尊等、恭く之を迎へ奉る。大相國輿を出れば、大僧正自ら先導して、小書院設けの座に案内す。大相國の著座するや、大僧正は盛饌を供へて御膳を獻つる。亞相忠長、黃門頼房、並びに泉州高虎、本光國師相伴を蒙り、主僧大僧正も同席仰せ付けられたり。即ち土器銚子出で、先づ三獻始まる。初獻二獻までは各盃なかりしが、三獻に至りて其盃を大僧正に賜はる。天海受けて頂戴し、其盃を大相國に上つれば、大相國一獻きこしめして後、之を和泉守高虎に賜り納む。是れより御膳滞りなく畢れば、忠長頼房以下悉く其次の間に退出す。是に於て大相國は堂塔の輪奐に就き、大僧正に對して種々の物語りあり、夫より大僧正を案内として、本坊の規模を一覽し、大僧正の寢所なる二階下の小座敷に入りて、忠長頼房を召し、庭前の風光を飽かず台覽せり。

斯くて装束を改めて威儀を正し、鹵簿嚴かに東照大権現に參詣す。大僧正即ち神扉を開帳して、神謁の儀を行ひ、めてたく社參の事畢る。下向の途次、藤

堂和泉守高虎の宿坊、寒松院に臨みぬ。寒松院にては、直ちに座を見所に徙して、猿樂を上覧に供す。

御能組

- 一賀 茂 三十郎 一清 經 七大夫
- 一芭 蕉 七大夫 一鶴 飼 七大夫
- 一紅葉狩 金春大夫 一郡 鄂 七大夫
- 一熊 坂 七大夫 一祝 言 三十郎

狂言

- 一末 廣狩 一鼻 一腹不立
- 一フスコウ 一墨 塗

猿樂四番過ぎて、園に於て高虎より御膳を獻ず。大相國服裝を更めて平袴を著し、園に入りて膳に對ふ。駿河亞相忠長、水戸黃門頼房、大正僧天海、本光國師崇傳及び藤堂和泉守相伴たり。御膳過ぎてのち茶を獻ず。高虎今日の御成

を喜び、殊に相伴に召し加へられたるを光榮として、思はずも數獻を傾け、沈醉その度を過ごして、御茶仕ること能はず、笑雲を以て御茶道を勤めさせぬ。大相國快く茶を喫して、亞相、黃門、大僧正に及び、國師に至りて賜はり納む。御茶果てのち、大相國は勝手に入りて長袴に更め、書院に臨席し、高虎を召し出だして、引出物として御腰刀を賜はる。高虎名刀貞宗を拜領して、踊躍して恩を謝しぬ。

其後再び見所に出で、能樂を覽、番數果て、駕を西城に還したるは、其日も既に昏れて、灯火華やぐ頃にぞありける。

翌十八日、大僧正は、前日御成の御禮を言上すべく、藤堂泉和守高虎とともに、先づ西城へ登營したり。駿河大納言忠長、水戸中納言頼房、及び本光國師崇傳も登營して、御相伴の御禮を述べたるに、大相國機嫌斜ならずして、東照大権現の社殿の整頓を稱へ、寛永寺の伽藍の壯麗を賞めて、永く崇敬すべきことを誓ひたりき。是れ實に將軍家上野御成の濫觴なりけり。

六月十七日、征夷大將軍左大臣家光、上野東照大権現に社參の事あり、其序を以て、大僧正天海の本坊、並に藤堂和泉守高虎の宿坊寒松院を訪ふ。其儀總て當春大相國家御成の例に依るとぞ聞えし。

供奉として駿河大納言忠長、水戸中納言頼房、先例の如く常行堂に先著し、卯の下刻を以て將軍家の駕を、常行堂の庭前に迎へ奉つる。將軍家駕を下りて常行堂に上り、更に廊下傳ひに法華堂に詣り、更に頼房寄進の輪藏を一覽すること、亦大相國の時の如くなりき。夫より駕に上りて大僧正の寺に赴くに、亞相黃門之に隨ひ、諸役人の警固、流石に天下の將軍職なれば、其儀容大相國家の時よりも嚴肅なり。

大僧正之を迎へて、先づ小書院に請ず。先例に依つて御膳を獻じ、三獻の獻酬など式の如く畢りて、御土器は藤堂高虎賜はり納む。御膳畢りて後、大相國の時の如く、二卿の供奉もなく、大僧正に東道させて、樓上樓下の座敷を歴覽し、小座敷に於て裝束を更めたる上、東照大権現の社殿に詣りてぬ。

下向の途次、寒松院に赴きて、藤堂高虎の饗を享く。高虎延壽の名刀を賜はり、駿河亞相忠長、水戸黃門頼房、大僧正及び本光國師の相伴たること、先例の如し。九獻果て後、茶を喫す。高虎相伴を命ぜられ、善貞今日御茶道を勤めぬ。畢つて長袴に更め、書院に出て、猿樂を覽る。

御能組

- | | | | | | | |
|----|----|-----|----|---|---|----|
| 一高 | 砂 | 七大夫 | 一清 | 經 | 左 | 京 |
| 一鉢 | 木 | 七大夫 | 一松 | 風 | 七 | 大夫 |
| 一船 | 辨慶 | 七大夫 | 一望 | 月 | 七 | 大夫 |
| 一祝 | 言 | 大八郎 | | | | |

猿樂畢つて薄暮本城に還るまで、大相國の時の例に違はざりき。

十一月八日、京にて主上萃に御位を女一の宮無品興子内親王に譲らせ給ふよし、京職板倉周防守重宗より急使を以て報じ來しぬ。

今歲五月七日の事なりき、主上不慮の御惱に罹らせ給ふ。御熱あまりに高か

りければ、典醫等の候ひ煩ふ中に、一人さし切つて復奏するやう、御惱は正しく痲疹の御熱に極りて候ふ。此上は唯だ御灸治こそ肝要ならめとなり。寔に此典醫の候へるが如く、發疹の徴はや表はれたれば、灸點の博士をも召さるべうもやとありしに、公卿僉議ありて、御在位の中は憚らるべき者と定められぬ。此時既に脱履の思召し立ちありて、皇子御降誕の時まで、暫く皇位を女一の宮に譲り給はんの叡慮在しけり。女一の宮は今尙七歳の御幼稚にわたらせられ、未だ内親王の宣下すら在しませざるに、皇位を繼承し給はんは如何なり。殊には皇女の九五に登らせ給ふ事、平城の京の後には、絶えて其例とてもなく、八百有餘の星霜を経たりしものを、今新に孝謙稱徳天皇の後を承けて、女帝を立てさせ給はんには、徳川氏外戚の武權を振ひて、帝位を左右し奉りしなど、天下後世の異論なしとも申されず。中宮も現に御懷妊の御事なれば、御受禪を急がせ給ひて、日ならず皇子御降誕ましますば、如何口惜しかるべき。實算の傾かせ給ふにも在しませぬに、脱履を急せ給ふやうやあると、關東よりも堅く

御諫め進らせしかば、一びは聖意を翻し給ひぬ。

爰にまた圖らずも宸襟を惱まし奉りて、遜位の英斷を促しまつれる一事ありき。古大相國即ち太政大臣家康は、宗教の人心を支配する力の、案の外に廣大なるを看破したれば、自身も深く諸宗の教義を究め、僧侶をして眞の衆生の大導師たらしめんことを思慮し、元和元年七月二十四日、本多上野介正純、板倉伊賀守勝重、金地院崇傳に命じて、五山、十刹、大徳、妙心、永平、總持寺、古新義眞言、浄土諸宗の法規を頒布せしめたり。殊に紫衣の濫用を防遏して、南禪は深紫、天龍は淺紫、其次京鎌倉五山は黄衣の制を立て、紫衣は尤法中の規模とす、勅許あらずば濫に著用すべからず。延喜の御宇高野大師に賜る御衣は、檜皮色とす。或は香衣を染め、或は紫衣を調へ、或は赤色を用ふ。されど、香衣に於ては、密教の棟梁、有智の高僧、貴族の外は用ふべからずと合したり。此内、大徳、妙心二寺の制規は、僧臘、轉位并に佛事勤行等、先規の如くたるべし(一)。參禪修行善知識に就て三十年綿密の工夫を費し、千七百則話

頭了畢の上、遍く諸老の門を經歷し、普く諸益を遂げ、真諦俗諦成就、出世衆望の時、諸知識の連署を以て建白するに於ては、入院開堂を許さるべし(二)。近年の如きは、猥りに綸旨を申し下し、或は僧臘も高からず、或は修行も未熟の徒、出世せしむるにより、唯官寺を汚すのみならず、廣く世人の嘲りを受くること、甚だ法制に違へり。今より後、さるひが事企つる者は、永く其身を追却すべし(三)。新院新建の時は、綸旨を申しおろして後、塔頭披露をなすを以て先規とす。然るに近年私に寺號院號を稱すること、尤縦恣の至りとす。今より後嚴に禁斷すべし(四)。常住領、塔頭領、今度進呈する所の如く、永く收納すべし(五)。諸院各塔の主、先規の如く輪番たるべし。縦令門派たるとも、弱齡又は非器の輩は、輪番せしむべからず(六)とぞ嚴定せられける。

爾來十有餘年、法規漸く行はれずなりしかば、去る寛永四年七月十六日、土井大炊頭利勝、板倉周防守重宗、本光國師崇傳相議して、東照神君の彼の法度を定められたるは、寺法相續を嚴にして、教法の興隆を圖るべき爲なりしに、

斯く濫りがはしくなりては、由々しき大事なり。是非に元和度の法規を厲行して、之に違犯したらん者は、法に據つて處分すべしと評決し、十九日を以て法度書を起草したり。是に於て所司代板倉周防守重宗、京都に歸るや、一篇の覺書を發して諸寺諸山に嚴達したり。

覺

- 一、諸宗出世之儀、古相國様御法度書相背漫に有之由、被_レ聞召候之間、三條中院以_レ窺_レ觀_レ慮_レ、御法度書以後出世之者先相押へ、身上重而器量御吟味被_レ成被_レ仰付事に付、諸宗出世の前後、御法度書之御日附可_レ相考_レ事。
- 一、寺々之傳奏等も、古相國様御法度書相違候者、出世望申共、向後獵に執奏無_レ之様に、三條中院と相談仕、可_レ申渡_レ事。
- 一、五山紫衣黄衣西堂之公帖頂戴不_レ申衆も、御法度書以外に御赦免事。
- 一、知恩院執奏之上人號之事、昔御法度書撰に上人に成候は押へ置、右如_レ被_レ仰出_レ候御吟味之上、重而可_レ被_レ仰付事。
- 一、百萬遍淨華院黒谷より執奏之者も、増上寺其談議所之能化多判之添狀を知恩院へ持

參申各小本寺へも知恩院より申遣可致出世事

寛永四年七月廿一日

斯くして出世入院の者を停めて、元和以後の繪旨は悉く取上げ、紫衣黄衣をも褫ぎたれば、天皇より下し賜りたる幾十通の繪旨は、總て一片の故紙となりて、教界に對する皇室の威嚴は、一朝にして地に墜つる事とぞなりぬる。就中之が打撃の甚太しかりしは、紫野大徳寺、花園妙心寺なりとす。此兩山にては、一宗の知識相會して、評議に時日を費せしが、柔順に合を奉じて、將來を律すべしといふ者と、元和度の法規には、先例を無視したる嫌ひありて、到底服従し難し。兎にも角にも一應意のある所を陳じて、機宜の處置を請はんとといふ者と、軟硬兩派に分れたり。仍て妙心寺よりは、東源、單傳の二長老、大徳寺よりも、南宗寺の澤菴宗彭、芳春院の玉室宗珀、龍光院の江月宗玩の三長老、所司代板倉周防守に對して、一篇の抗議書を提出したり。

東源、單傳の建議は、世に傳へざるを以て知るよしなけれど、澤菴、玉室、

江月の抗議書は、第一條の僧轉位は、總て大徳寺の先規に據り、僧臘は僧籍嚴然として存し、戒臘の相違あるべからず。轉位は文明七年の繪旨に基き、三度の衆議を経たる上、一山の大衆相集り、一列同心の吹擧を以て勅許を受くること、古來より寸毫の相違なき事を明かにし、第二條に至りては、參禪修行三十年、千七百則の公案透過といふ事、古相國様も御分別の上にて、大底に仰せ出だされたるものならんと辯じ、元來千七百則とは、傳灯録に載せたる祖師の員數をいふ、語句傳記の傳はるものは、九百六十三人に過ぎず。さすれば千七百則を三十年の修行にて工夫する事も、唯大體を示したるまでにて、必ずしも此くの如くならざるべからざるの理なし。昔より透得千七百則公案と申すは、千七百則をも一句に透得すると申す意、一を以て萬を知るといへる如く、智慧の廣通を稱したるまで也。又參禪修行三十年と申すも、實數にあらず。今十五六歳より修行するとせば、師家に隨ふこと三十年、四十五六にして始めて出世仕り、是より弟子を取立つること三十年、人命限りあり、遂には佛法相續も成り難

かるべし。試みに祖師の先蹤を見るに、建仁寺の開山千光國師は、初め仁安三年四月に渡宋して九ヶ月にて歸朝し、後また文治三年渡宋し、建久二年歸朝す、出入五年虚庵に隨つて道を問ふ。東福寺の開山聖一國師は、嘉禎元年に渡宋して、無準に隨ふこと七年、建長寺の大應國師は、二十五歳にて入宋、虚堂に隨つて、七年にして印可を得たり。由良開山法燈國師は、在唐六年、無門禪師に隨つて、四十八則を參學す。天龍の開山夢窓國師は、二十歳にて始めて禪に入り、六禪師に見えたるも、法は佛國に續ぎぬ。而も佛國には一び遇ふて其日に歸り、後二年を隔て、來たり謁し、即ち印可を得たる也。又檀那の縁遠き者は、五十六十まで平僧なるあり。大徳寺開山大燈國師の如きは、大應に隨ふこと五十年、參學百八十則にて一寺を興すの類也。要するに大悟は必ずしも古則に由らず、修行の年數にも拘らぬものなりと辯明したりけり。

記、駿府記、史學雜誌、澤庵和尚紀年錄

大徳院實紀、東武實錄、台徳院實紀、續史愚抄、今條

第十一章 女帝登極

大徳寺三長老の提出したる抗議書、辯明書は、理を極め實を盡して、侃々諤諤、顧眄せず忌憚せず、直言讜議したりければ、痛快言ふばかりなかりき。されば、此狀一び入るや、當局の有司は、嚇として怒りたり。就中本光國師崇傳の如きは、己等しく臨濟の禪僧にして、而も法規起草の當事者なるに、此狀の言ふ所に據れば、宗門の先蹤も知らず、先徳の修行も解せざる門外漢の、文字に執して案を立てたる法規の如く見做されて、解し方に依りては、崇傳に對する冷罵、嘲侮の所作とも取られざるに非ず。流石の國師も之を閲して、最も不快の念を抱きたり。

元來此法規を制するに方りては、諸寺諸山の耆宿に諮詢して、詳らかに舊記先例を斟酌し、沿革慣例をも參照して定めたるものにて、決して崇傳一己の私見に非ず。現に大徳寺の如きは、天叔、松岳、玉室の三長老を召し出して、法

規の案を示し、一山の慣例を問ひたる上、吟味に吟味を加へて、寺法を制定したる次第なれば、今日に至りて不服の申し立てを爲すべき筈なし。殊に玉室の如きは、當年諮詢に應じたる長老の一人にてありながら、前には一言の異見も陳べずして、今日に及んで抗議に及ぶ條、表裏反覆、一山の長老にあるまじき振舞也。若し之をしも寛假して問はざらんか、元和度の法規は、空文徒法となりて、東照神君の盛慮をも、蔑にするに至るべし。法規を嚴厲し、寺法を振肅せんには、先づ紫野玉室、澤庵、江月、花園の單傳、東源を嚴刑に處し、法の威嚴を昭かにせざるべからず。是天下政道の常道也とて、崇傳は敢然として重刑を主張したり。

老中等は之に對して別に異見を有せざりしにや、有力なる反對意見を主張する者もなくして、玉室等の嚴刑は、忽ちにして決すべくぞ見えたりける。此時に方りて、大僧正徐ろに口を開いて曰く、貧道は一切左様には存ぜざる也。第一に吟味すべきは、御法度の精神なり。故相國に於せられても、紫野の成立ち

候ふやうとの盛慮より制令を定めさせられ、當大相國も亦法門の安にならず、寺格の崩れぬやうとの尊慮にて、御吟味に及ばれつるなるべし。澤庵の申す所は、差出し候ふ書き物の儀は、自分一人の覺悟にて致したる儀なれば、固より兩人の關知したる儀に候はず。あはれ兩人は御赦免ありて、澤庵一人を如何やうにも仰せ付けらるべしといふにあり。白狀と申す事は、糺明の上などにて、其有様を申し立つるをこそ申せ、初めより少しも包み藏す所なく、其有様を申し立つるをば、白狀とは申すまじき事なり。深く寺の爲を存じて、如何にもして寺の成立たんやうにと、一身の安危を顧みず、書物を以て存慮を申し立てたるは、誠に奇特なる舉動と存じ申す也。南光坊などの僧中には、左様の篤志なる者は、一人もあるまじくと、甚だ感じ思へり。去りながら、御法度に漏れ申さざるやうの、無調法を動かしたる上は力及ばず。是とても一人にて仕出したりとすれば、其罪重く、三人に科を分つ時は至つて軽く成り申すべし。さすれば、三人に科を分ちて、十分軽く仰せ付けらるべき儀と、憚りながら存じ候ふとな

りき。
 崇傳は聴きもあへず、神君の明鑒を以て定め給ひし法規を、今日廢棄すれば知らず。否らずんば、御法度違背の罪科、決して輕きものにあらず。之を嚴刑に處するは、以て天下を警むる也と反駁し、大僧正も亦、刑の疑はしきは輕きに就く本文に據つて、唯懲戒を加ふるに留め、成るべきだけ輕罪に處するを可とす。是大樹仁政の本意也と主持し、藤堂和泉守高虎、大僧正の仰する所至極せりと贊して、遂に其議は決したるなり。
 是より老中奉行等、評議に評議を重ねて、遂に澤庵宗彭、玉室宗珀は流罪に處せられ、澤庵は出羽上山に謫して、土岐山城守頼行に預けられ、玉室は陸奥棚倉に配せられて、内藤豊前守信茲に預けらる。また妙心寺の單傳、東源慧等も、同じく遠流の罪に處せられたり。其澤庵宗彭に與へられたる言渡し書は、左の如し。

先年權現様京都大徳寺之寺法に付而天叔松岳玉室此三僧を被召出様子御尋御吟味

之上、寺法御定被遊候時分者在府不仕今度卒附に罷出違背御法度書、逐一有筆致返答書、義不憚公儀、忒成私意之儀、澤庵一人之覺悟之旨、世上風聞候之故、先日以上使御尋候處、露顯言上、依之被處、遠島者也。

寛永六年七月二十五日

澤庵、玉室、單傳、東源等にして、抗議の爲に遠流せしめられたる上は、誰か再び刑辟を辭せずして、抗議を提出する者あらんや。一旦傳奏を経て論旨を申し請ひ、出世入院したるものも、唯々として論旨を返上し、降されて凡僧となり。勅許を得て紫衣黄衣を纏へる高僧も、色衣を被れて墨染の緇徒となり、今上天皇の皇恩今は却つて徒となつて、かゝらざりける昔戀しき心地ぞしけん。僅かに沙門佛徒にのみ行はれたる皇室の光明は、柳營一片の法令に因りて、常世の闇となり、歷朝列聖の皇謨も、復た温ぬるによしなき姿とぞなれりける。御壯齡の今上、争肯か逆鱗ましまさるべき。畏かれども、嚮には秀忠の女を立て、中宮とせさせ給ひ、朝幕懿親の誼を温めて、國家靜謐の礎を固うせ

んとし給ひ、近くは大樹父子の奏請を納れ給ひて、二條行幸の異例を行はせられ、専ら父子の光榮を高からしめられたり。斯やうに大御心を用ひさせ給ふものは、朝幕乖離の痕を絶ちて、皇室は典儀祭祀の淵源となり、柳營は文武政道の樞軸となり、以て國務を圓滑に進轉せしめんと思召せばなり。然るに、二條行幸に一世の光譽を荷ひ、秀忠は大相國に、家光は左大臣に、忠長、義直、頼宣は亞相に、頼房は黃門に拜任して、一門顯榮を辱うしながら、皇子の降誕にも上洛せず、特殊謝恩の誠意も表せず、事毎に叡慮に相反する傾向なきにあらず。是すら宸襟安からず、思召されけるに、今また汗にさへ譬へられたる論旨を反古にして、入院の僧を逐ひ、勅許を無視して、紫衣黃衣を褫ぎ、幕朝の命は重く、禁廷の命は輕き實を示せり。朝家唯一の御支配たる官寺の黜陟まで一々幕府の干預を許すに於ては、皇室は徒らに空位を擁して、威嚴も德澤も行はれざるに至るや必せり。かくして尙九五の位に備はらんこと、皇祖皇宗の照覽も憚りありと思召しけん。窺ひ奉るだに、いといたう畏かりけり。

十月二十九日、女一の宮に親王宣下を行はれ、無品興子内親王と申し奉る。間もなく十一月八日といふに、俄に公卿殿上人に、急々參内すべき旨の御沙汰を下さる。不時の召命に心惑ひながら、急ぎ參内したりけるに、何ぞ料らん、豫め日時の御定めも在らせられず、又國關の御警固すら仰せ付けられずして、突如として御讓位の儀を仰せ出されたる也。

主上御脱履の叡慮牢として抜くべからじと見上げ奉りしかば、即座に内辨を二條右大臣康道、前辨を日野大納言資勝、以下十三人承り、按察中納言業光人員たり。宣命使は清閑寺中納言共房ぞ承る。受禪の御式は、御同座の儀なるを以て、劍、璽、内侍所渡御の儀もなく、園藏人頭中將基音奉行として、讓位、登極の儀行はれ、無品興子内親王こそ、絶て久しき女帝の位に即かせ給ひけれ。是れ皇家在りてより以來、未だ曾て在らざる異例なるに、即夜に節會行はれたりけるは、誠に稀有の事なりけり。

節會果てのち、上皇、中宮御所に入御ましまして、始めて御讓位在らせられ

し御事を告げさせ給ふ。近侍の公卿すら、誰ありてさる寂慮を伺ひ奉りける者あらざりしかば、いかで中宮御方の知し召すべき。今始めて承らせ給ひて、うち驚かせ給ふこと大方ならず、即座に急飛脚を關東に立てさせ給ひ、尙御親書を遊され、天野豊前守長信を御使ひとして、江戸に下向せしめ、御外戚に事の様を御消息在せられけり。

斯くて今宵より中宮御所は、御門を深く閉ざれて、宮女の出入をも禁ぜられ、厳かに御謹慎在らせられぬ。されど、九日には公卿僉議あり、中宮の御方の院號を評定し、西園寺大納言公益を上卿に、左中辨俊定を奉行に擧げ、東福門院の御稱號をぞ參らせたる。實に新帝は御歳七つにわたらせられ、上皇は寶算尙未だ三十四に在し、在位僅に十九年にておりぬさせ給ひ、國母は御歳二十三にして、女院とこそならせ給ひけれ。

所司代板倉周防守重宗も、御受禪の儀を知らず、後にてかくと承り、一方ならず狼狽したりけれども、既に節會をすら行はせられたる後なりしかば、施

すべき手段もあらず。中院中宮權大夫通村を訪ふて、御讓位の際まで、貴卿御存知なき事はよもあらし。日來は御懇情を被りつるに、かゝる砌に御知せを被らぬ事、重宗一期の御怨みなりと怨訴す。通村聞もあへず、寂慮いかに在しませべきか、通村嘗て存じ申さず。去りながら、試みに思ひ候へ。我等推量り參らするに、何樂しくて御位に御座なさるべきや、一山の知識として紫衣を賜りけるをば、江戸將軍は褫ぎ奪られたり。傳奏の奏請に依つて、入院出世の繪旨を賜りけるをも、江戸より悉く反古としたり。官寺にだにも、恩威の行はれざる御位なれば、俄に厭ひ思召して、御脱履とこそなりつらめ、と傲然として語りき。左は去りながら、貴卿關東傳奏の職に在す上は、何事に依らず、重宗まで漏し給はるべきにあらずや、と重宗の詰るに對して、勅命にて、なもらしそとありし上は、誰かは漏し申すべきと通村は答へぬ。さあらんには、内々にて漏し給ふこそ公武御融和の御爲めならめとありければ、通村儼然容を正して、やあ防州、この通村をさばかり頼もしげなき男と見るかや。勅命を背き、君臣

の義に反して、言ひ甲斐なくも人に内應するやうやある。我れ足下に向ひて、關東より京人に知らすべからずと仰せ付けられし事を承らんに、足下内々に漏し給ふや。況んや我れは朝臣也、關東の陪臣にあらぬをや、と語氣鋭く論じたり。

關東にても意外の御讓位に仰天して、評定したりけるが、女帝の御儀は、昔奈良の京にては、數代在せしかど、平安の京に遷らせ給ひて後、八百餘年に涉りて例なき御事也。本朝は神國にて、天照大神まさしく姫神にて、天津日嗣を萬世まで傳へ給ふとは申せ、久しく絶えにし御事なれば、若し後の代に、御外戚の權勢を以て、皇位を動かしたりなど、論らはれんも心苦しく、既に御諫めを上りけるが、御脱履の叡慮牢く在し、邊だしくも御受禪相濟みたる上は、今は強て諫め參らするに及ばず。兎にも角にも叡慮のまに、隨ひ奉らんとの義に一定して、土井大炊頭利勝、伊丹播磨守康務を上洛せしめたり。翌年七月十二日、御即位の大典を行はせらる。關東にては、酒井雅樂頭忠世、

土井大炊頭利勝、本光國師崇傳を簡派して、即位の事に與らしめられたるが、中院大納言通村は、武家への御合口にて無之ゆゑを以て傳奏を黜けられぬ。國師日記にいはいはく、

六月十四日、雅樂頭大炊頭、周防守我等四人、禁中に爲御使參上、施樂院にて參會、二條内府、阿野大納言呼寄せ、口上申渡。其詞に云ふ、各是へ參り候は、傳奏之儀にて候、中院大納言武家への御合口にて無之間、被爲改、別人に被仰付候様に左候は、日野大納言は、昵近之内にても、唯心以來、別而奉公の筋目を被思召候間、可然歎被觀、院御所へも被仰覽候様に可被仰上候、即其晚武家次第と被仰出。

又同じ記に、

同十六日、四人同道、自其各攝家殿へ參、江戸上意之趣、國師口上に、當御所様被成御意候は、今度、女帝被爲立候義、及千年當平安城以來は、其例も無御座候、其上、當今様御壯年之義に候之間、目出度太子被爲出来、以時分、御即位可然思召候處、舊冬俄に被成御讓位候義、驚き思召候、此上、叡慮次第と思召御即位之義に候上は、兩御所様は遠國に被成御座、殊に禁中向之義は、御不案内に候間、御家門方被仰合、御異見被仰上、有來御政事退轉無御座、様井諸

公家衆家々々の學問御法度以下、權現被仰定候趣、無相違様に被仰上萬一無沙汰候者、御家門方可爲御越度候。

とありて、江戸將軍の深意を、五攝家にまで言明したりと見ゆ。

上皇當年の逆鱗は、恐察し奉るに餘りあるものにて、この時物に書い付け

給へりしといふ御製に、

蘆原に茂らばしけれおのがまゝ

とても道ある世とは思へず。

また一書に、

世の中は上に目がつく横にはふ

蘆間の蟹のあさましの世や。

と見ゆるこそ畏かりしか。御即位記、續史愚抄、大猷、澆實紀、東武實錄、野史、國師日記、細川家記、明良、洪範、天寶、日記、史學協會雜誌、史學雜誌、江戸會誌

第五編 菩薩

第一章 相國不豫

寛永七年七月十四日、太政大臣秀忠、本城に澄んで中元の祝儀あり。庭上に敷舞臺を設けて、猿樂を催さしむ。時孟蘭盆なりければ、大僧正并に本光國師側に侍して、我朝の俗、孟蘭盆に鉦太鼓を鳴らして、男女相携へて舞踊する習はしあり。世に之を盆踊と稱し、聖靈會に供養する也。されど、這は古き尙武の俗にして、唐土の王子醇といへる者、熙河を平げんとする時、軍人に訝鼓の戲を教へ、百人隊前に出て、訝鼓して進ましめしに、虜之を見て驚き騒ぐ。子醇進み撃つて之を破りしより、遂に世に行はるゝに至りける也。我朝に傳はりては、懸踊、念佛踊、題目踊、燈籠踊など、さまざまの曲を盡して、都鄙に行はる。幸ひ今孟蘭盆なれば、城中の兒童を聚めて、舞踊御覽せらるゝは如何にと、左右より説き勧めしかば、秀忠もいと興ある事に覺えて、遂に之を所望し

たり。擇り出されたる城中の幼童等は、競つて風流なる衣裳を著し、節おもしろく唄ひ囃す音頭に伴つて、清き聲もて合唱しつゝ、手振をかしく踊り出でぬ。唱歌の調の緩やかなる時は、離れて大環となり、其の急なるに及べば、忽ち合して小環となり、端なく廻る小車の如く、足を踏み、手を鳴らし、拍子を揃へ、振を調へて踊り戯るゝ様、天人の踏舞も、斯くやあらんと想はれたり。秀忠太く興を催し、數番の所望さへありて、日來の氣鬱も、今日ばかりは忘じたらん如くなりき。

秀忠戦亂の中に人と爲りて、夙に兵馬の權を乗り、壯にして天下の大政を司り、心身を勞すること多大なりし爲にや、今茲夏の頃より身體の疲勞甚だしく、氣色常ならずして、閑寂を愛するの念加はりぬ。家光深く之を憂ひて、寄り寄り御成出遊を促せども、暑氣を厭ひてや、更に駕を命ずることもなし。家光餘りの心許なさに、大僧正、國師に謀りて、鬱散の策を講ぜしめたり。仍て兩僧

相議して、兒童の舞踊を催さしめけるに、幸ひにして效を奏したる也。

寛永八年五月、大僧正異例の事あり、家光之を聞きて大に憂慮し、五月四日奉書を與へて病を問ひ、猶久志本式部小輔常尹を遣はして、病症を候診せしめたり。されど、齡九十六の高壽に躋りながら、視力衰へず、齒尚ほ落ちず、鏤鏤として壯者を凌ぐ元氣あればにや、幾程もなく平快して、七月十七日の紅葉山東照大權現の別祭には、自ら大導師となりて、齋會を執行したりける也。是日大相國秀忠も參詣して、神前に於て神酒を頂きたり。

然るに、秀忠の宿痾漸く進みて、またもや氣鬱甚だしくなり、月の二十日には、半井通仙院成信を召して、懇に診候せしめけるが、二十一日に至りて、寸白の氣あることを發見し、三十日には、胸痛の加はるを知り得たり。是に於て五山十刹、延曆、園城、興福、東大、清水、四天王寺に命じて、病氣平愈を祈らしめ、家光はまた別に、春日局を近江に遣はし、多賀大明神の神護を請はしめたり。春日局は歸るさに彦根を過り、井伊掃部頭直孝に會ふて、大相國の

病狀を詳さに報ずるなど、天下の人心、舉つて其病を憂ふるに至りけり。

春日局は家光の傅母お福の方が事なり。お福去る寛永六年十月上落したるに帝より西三條前内大臣實條の兄弟に准ぜられ、御學問所に於て調見の上春日局の號を賜ひて天杯頂戴の光榮に浴したるなり其後寛永九年(即ち明年)に當る家光の命を帯びて再び入洛し、東福門院に拜謁したりしが、此時勅允を蒙りて緋の袴を免され、重ねて明正天皇の御杯を賜りしなり。

八月には、二十一日に、上野東叡山、仙波星野山の兩山に於て、觀世寶生二座の能樂を興行して、大相國の病を祈らしめ、又二十二日には、淺草金龍山に於て、金春金剛喜多三座の猿樂を勸進して、同じく病氣平愈の祈禱を修したり。九月に入りては、梶井、竹内、知恩院、照高院、青蓮院の諸門跡より、祈禱の卷數を進ぜられ、勅使、院使、女院使も下向して、存問最も慇懃也。家光遠來の勞を慰むるために、十三日本城に盛饌を設け、公卿達を饗したりき。斯くても輕快の徵見えざれば、家光大僧正を請じて、紅葉山東照大權現の神

護を祈願せしめたり。今其祈念の狀を、慈眼大師傳記の文を引きて記すべし。曰く、秀忠公尊候不安、命運既に迫ること、落日の曉嶮に入らんと欲するが如し。維時家光公、天海に命じて保佑を祈らしむ。粵て熾盛光の大法を修せんと欲す。蓋夫れ此法は無二の神秘にして、生死の臧否を決斷するのみ。此故に委蛇の者までも、鮮潔を事として氷兢たるに任へず。粗壇具を連ぬ。時に一人あり、俄爾に狂を發す、七顛し、八倒し、血を刃に濺ぐ。山中の闍衆躁動すること止まず。海師從容として安りならず、左右に謂て曰く、苦哉不虞の妄動、一朝の發する所に非ず、宿種の妖孽也。想ふに夫れ尊候否塞して、平復を期し難き者乎。

一張一弛を経る毎に、秀忠の病は重り行きぬ。大僧正は將軍の内旨を領して、西城に病候を訪へる時、座右に人なきを伺ひて、君御萬歳の御後は、御先代の如く、神號を受けさせ給はんにと聞え上げけるに、御僧は天下の主たるもの、皆神に祀らるゝ事と思はるゝにや。先代の御事は、本朝數百年の騷亂を打ち平

げ、古今未曾有の大勳を建て給ひ、その聰明英武におはします事、實に人慮の
 及ぶ所にあらざれば、神にも齋かれ給ふべけれ。我れはたゞ先業を恪守せしと
 いふまでにて、何の功德もなし。神號などは思ひもよらぬ事也。兎に角人は上
 へばかり目が付きて、己が分際を知らぬは、第一懼れ戒むべき事也と答へたり。
 大僧正も、謙讓の美德、今にはじめぬ事ながら、只願に感じ思ひけり。
 病勢日を経て重り來り、今はもはや望みあらじとのみ、人々憂愁に沈みける
 折、老臣等を病床に召して、我命已に旦夕に迫れり。今一度御宮に詣て、是
 まで天安寧に保ちたる事を、告げ奉らんと思へば、速かに駕扈從を命ずべ
 しと申し渡しぬ。老臣等驚きながらも、今少し御心地爽がせ給ふ時に至りて、
 成らせ給ふべうもやと申せども、つや／＼聽かず、初め我れ先代より大業を讓
 り受け奉りし事なれば、今また此際に臨んで、一應告げ奉らて、徒に果
 てむは、始終の分に於て全からず、必ず參詣致すべしと、強て駕を命じければ、
 いづれも持て煩ひぬ。此時大僧正御病狀御見舞のため登城したりしかば、老臣

等折よしと待ち受けて、大僧正に仰せの次第を語りて、何とかして思ひ止まら
 せ給ふやう、御諫め奉られたしと請ひにけり。大僧正やがて御前に出づ。其
 時秀忠また此事を語り出でたり。大僧正の申すやう、實にことわり也、いかに
 も疾く參らせ給ふこそ可けれど、其まゝ御暇申して退出たりしかば、諸老臣
 近習の面々、皆々大に怒り、憎き表裏の坊主かな、御止めは申し上げず、却り
 て勧め奉りけるよなど、口々に言ひ罵りて、深く恨み思ふのみなり。
 姑くして大僧正また立ち還り、直ちに御前に出で、申すやう、只今大手の御
 門邊まで罷りて、不圖心著きたる事の候へば、立ち還り侍りし也。先刻承り
 侍りし御参りの事は、まづ／＼止まらせ給ふべし。所以かになれば、君今
 かゝる事おはしませしと聞き傳へなば、此後天下の大小名、いづれも死に臨み
 て、將軍家へ見参して、死後の御暇申さんとて、參府仕りなん。さある時は、
 殿中又は路次にて死に果つる者も多くあるべきなり。之を思へば御参りは思ひ
 止まらせ給へ。是老病の者に死所を得せしむる、人君の御慈悲なりとぞ諫めた

りける。秀忠も實にもと聞き入れて、紅葉山參詣の事は、遂に沙汰止となれり、
 今はの際まで、端正なる秀忠の心術の明々たるは言ふも更なり、斯くてぞ大僧
 正が機對も、いとよく諭を取りたりとて、人々感じあへりけるとぞ。
 久かたの天つ雲井の御あたりより、しなさがる鄙の野末の伏屋まで、天地を
 驚かし神佛に祈願し、在らゆる人力を盡したりしも、天壽疆りありてや、寛永
 九年正月二十四日戌の刻、前征夷大將軍、太政大臣從一位源 秀忠公は薨ぜら
 れたり、享年五十四歳とぞ聞えける。

越えて二十六日、三縁山増上寺の南の邸に營葬して、廟塔を建立す。二十八
 日追號を撰定せんため、大僧正、本光國師相議すべき旨を命ぜられ、林道春信
 勝、同く永喜信澄にも、參加すべしとの命あり。その晦日、早天より大僧正、
 本光國師、林道春、永喜相會して、大相國の追號を議す。大僧正の考進せし衡
 岳院の追號に關し、之を用ふべきや否やに就いて、道春永喜等の儒臣と、大僧
 正との間に於て、一場の大議論を生じぬ。甲論乙駁互ひに自説を主持して下ら

ず、大僧正太く道春等の不遜を憤りて、遂に之を罵り辱しめしかば、林兄弟
 も亦不快を感じて、抗爭して果てしなし。家光雙方を慰めて、御追號の事は、
 勅諭を仰いで定むる事とすべしと命じ、遂に退出したりけり。

間もなく林道春御使仰せ被りて上洛し、板倉周防守重宗に就いて此事を議し
 けるが、二月九日に至りて復命するやう、御追號の事は、追て窺慮より仰せ出
 さるべし。當今にも御追悼の聖念深く渉らせられ、先づ正一位を贈らせ給ふべ
 しとの御内意なるやに承はりぬ。院には少しく御違例に在しませど、御廟額
 は宸翰を染めさせ給ふべきの御沙汰なりとありき。

十九日、贈位の勅使西園寺前内大臣公益、増上寺の廟に臨んで、宣命を讀む。
 即ち故太政大臣秀忠に、正一位を追贈し、台徳院殿の追號を賜ふとなり。尋で
 院使清閑寺中納言共房、宸翰の廟額を捧げ、女院使廣橋中納言兼賢、御贈經を
 納めたり。廟額は今尙二代將軍靈廟に掲げて、身後の朝恩に浴し、御贈經は、
 台徳廟中唯一の靈寶として、現に什藏せらるゝ也。台徳院實紀附錄、大猷院實紀、天寬
 日記、明良洪範、東武實錄、紀年錄、名

將言行錄、備陽武義雜談、
國師日記、東源記、謀泰記

第一章 骨肉乖離

去ぬる元和三年、東照公薨去の際、越後少將忠輝潛びて駿河に赴き、日來の勘氣赦免の上、父公の看護に侍せんことを乞ひしかど、情願を斥けられたるのみならず、越後六十萬石を收公せられて、伊勢の朝熊に謫せられしが、今また台徳公の薨去に方りて、駿河大納言忠長、身父兄の恩命に悻り、一步領國を離るゝことを許されず、病にも侍すること能はず、葬にも會すること能はず、長く不孝の子となりて、終に一身を危うしたりけるこそ、實に味氣なき例なりけれ。

この亞相國松と申し、時、大御臺所の寵兒として、兄竹千代を超え、三代の天下にも坐らんなど言ひはやされしが、竹千代の乳人お福之を歎きて、伊勢參宮と稱して駿府に赴き、お勝の方に就いて、大御所に愁訴したりしかば、慶長十八年の冬、家康江戸新城に澄みて、嫡庶の分を明かにし、此に國松は臣禮を執るべき身とぞなりぬる。元和四年の冬、西城の墜に鴨の群れ遊べるを、國松橋の上より鐵砲を擬して、狙ひ定めて放ちけるに、美事命中して鴨を獵し獲たり。大御臺其手練を賞し、此れを羹に調じて、將軍に酒を侷め、國松の獵したる禽なるよしを聞え上げぬ。秀忠も悦びてさるにても何處にて獲たりけんともありければ、大御臺ありしまゝを物語り、賞美の詞を待ちけるに、秀忠聞きもあへず、箸をからりと投げ捨て、何者の供して、かゝる不思議をば振舞せたりけん。抑父大御所の新に修し築かせ給ひ、我れに譲らせ給ひ、我れまた竹千代殿に參らすべき所也。夫に國松が身として、其城に向ひ、自ら鐵砲を放つこと、上は天道に背き、且は父大御所の神慮のほども計り難く、下には竹千代殿のかへり聞き給はんことも、其憚りなきにあらずと、以ての外に氣色を損じて、座を立ちて入りにけり。是れ國松の父の怒りに觸れたる初めなり。されど、秀忠には唯だ二人の愛子なり、家光には唯だ一人の愛弟なり。家光

の元服すると同時に、加冠して忠長と名乗り、從四位參議より累進して、權大納言に任ぜられ、寛永二年二月十六日、甲斐一國の外に、駿河、遠江兩國を加封せらる。此時、御使に立ちたる青山大藏大輔幸成、其悦びを申し述べしに、忠長忽ち氣色を損じ、や又大藏大輔、甲斐の國元の儘に領する事、忠長が分に過ぎぬと思ふや。偶天下の主の子弟と生れたらん身の、是程の國領せんに、何程の事かあらんと、以ての外に怒りたり。鳥居士佐守成次執成して青山を歸したる後、忠長が前にむづと坐して、抑本朝は小國なれば、五畿七道を合せ、僅に六十餘州に分たれたり。君は相國の御子、將軍の御弟にてましますばこそ、それが二十分の一をば參らせたるなれ。夫を斯く少しも悦ばせ玉はぬ御事は、如何なる御心にてわたらせ給ふぞ。其上既に人臣に列ならせ玉ふ上は、相國の御家人は皆御同僚なり。殊に大藏大輔は天下の政務を掌つて、時の重臣にて侍る人の、君父の御使に參りたらんを、かく恥がましく仰せ候ひし事、且は不忠不孝、且は無禮不義とも申しつべしと、侃々として苦諫したる上、伴

ひて御禮に登城し、幸ひに事なきを得たる事ありき。

其後三家の上に置かれて、専ら優遇せられけるに、其身の行ひ兇惡にして、させる落度もなき家人等を、手討にする事十餘人に及びぬ。相國その狂亂のふるまひを憚りて、寛永八年六月に至り、駿府國勝手を命じて、江戸の住居を禁じけり。忠長何の意にかありけむ、命を拜して打悦び、今は病を得て甲斐の領地に歸臥する、鳥居士佐守成次に告げさせたり。成次うち聽きて老の涙に咽び、年老い身病みて、迎も死すべき此身の、難面く今日まで永らへて、かゝる口惜しき事を承る條、返すくも不幸なり。君は此度御暇賜はつて御國に赴かせ玉ふ事を、よに嬉しと思召す。其御心故にこそ、かゝる御身となり玉ひつれ。大相國既に御齡も傾かせ給ひ、此日頃は御身もいたはらせ玉ふ所少からず。唯二人まします御子にて、將軍家の御固めなれば、片時も御側を離れさせ玉ふまじき御事を、今何の故にか斯く遠ざけさせ玉ふべき。一度御傍を離れさせ玉ひては、再び大相國へも、將軍家へも御對面は叶はせ玉ふまじ。此上は

一時も早く命終りたしと悲しみしが、終に其月のうちに空しくなりぬ。果せる哉、忠長駿府に入りてより、驕慢放恣のふるまひ増長して、大相國不豫のため、天下の諸侯、在府の者は日々に登城し、在國の者は名代を出だして氣色を伺ひ、如何になり行く世の中ぞと、上下安き心もなかりけるに、忠長いかなる心術なりけん、十一月五日、平城天皇の大同元年建立以來、八百餘歳の結界を破つて、淺間神社の神山に猿狩すべきよし觸れさせたり。流石に神慮を虞れて、諫むる者ありしかども、我既に此國の主たり、假令いかなる神なりとも、我地に宮居占め給はんには、肯て我命に従ひ給はざらんやとて、同き十一日、數萬の勢子を山々谷々に追ひ入れ、千二百餘の猿を獵して、勇しく歸途に就きしに、偶狂を發したりけん、輿の内より脇差を抜きて、駕輿丁の臂のかゝりをぐすと刺す。此男輿を捨て、逃げ走りしを、引捕へて誅せしめぬ。又同き二十一日には鷹野に出て、辜もなきに小濱七之助を手討ちにするなど、濫がはしき事限りなし。大相國之を聽きて大に怒り、朝倉筑後守宣正に對し、汝を忠長の後見と

すること、かゝる行跡を諫めしめんが爲なり。然るに忠長が頃日のふるまひ、大に人倫に背くは、皆汝が罪なりとて、酒井阿波守忠行に預けらる。忠長始めて我が非を悟り、尾張、水戸の兩卿、天樹院の方に就きて、宣正の勸氣御免の義を歎願し、又天海大僧正に書を贈りて、出府の御許を被らんことを、切々懇願したり。

一、今度我等義煩故、召遣之者共むざと申付、重々罷違候儀至三唯今迷惑仕候事。
 一、於向後御年寄衆御指圖次第萬事可仕候事。
 右之心底うるんに思召候は、せいしゆな以成共可申上候條御年寄衆へ被仰談可給候頼入存候

十二月十六日

駿河大納言 忠長判

大僧正

大僧正慈悲哀愍の情に堪へず、直ちに老中等にも談じ、内々秀忠にも申し試みたれども、事容易く運ばざりけり。忠長よりは其臣渡邊監物忠を遣はして、大僧正に就て歎願至らざる所なかりけるが、秀忠の憤り深くして、尋常にて

は救さるべくもなかりしかば、乃ち老中等と相議して、忠長より誓紙を奉らしめ、夫に依つて、更に哀訴を試みん事とし、其案文を監物に授けて、大僧正は日光山東照大権現臨時祭の爲め、歳寒を冒して彼嶺に登り去りたり。

寛永九年正月に至りて、忠長が親筆を染めたる書翰の、大僧正の手に達せるもの左の如し。

尙々諸事被爲入御精候段、奈次第、難申盡候。御紙面通廿日頃、御越可有候由年御太儀御明御隙に候は、早々御越頼存候。

改年之吉慶目出度申納候、仍相國様彌御快氣之由申來候、誠に珍重奉存候。然者渡邊監物昨日當地へ罷越候由御狀殊書物之案紙被入御、念候。別而奈次第に候何分にも、可然様に御指引頼入候。其元御祭禮御明御隙候而、頼而江月に御越之程、可給候。偏萬端頼存候委曲、其節監物口上可申入候。恐々謹言。

正月八日

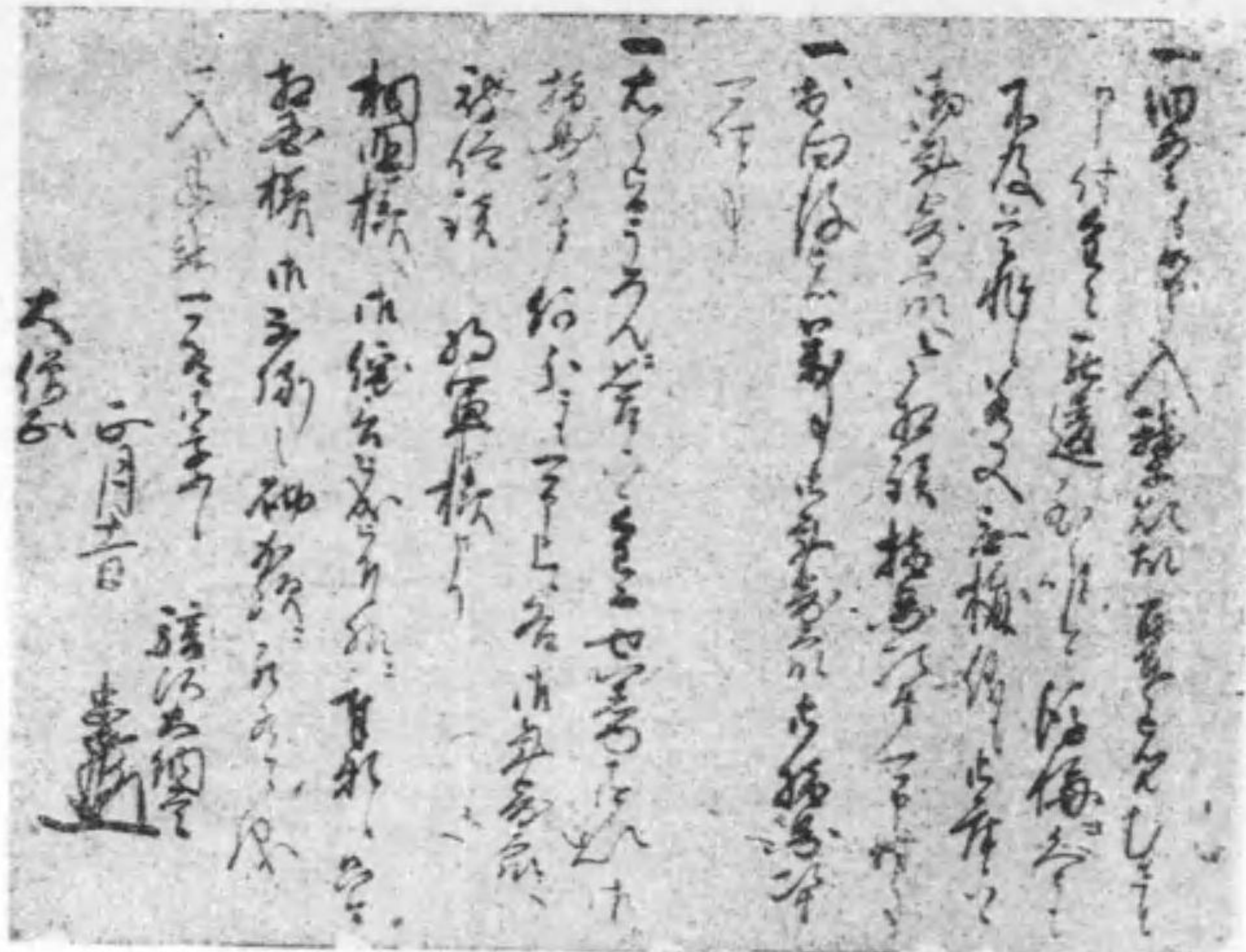
天海大僧正

駿河大納言 忠長判

一筆今啓達候。仍先日御案紙通書附渡邊監物爲持進之候。可然様頼入存候。猶口上可申

第八

圖



(藏堂眼慈野上) 翰手長忠言納大河駿

入候恐々謹言

正月十日

駿河大納言 忠長判

天海大僧正

一 舊冬も如申入、我等煩故召遣者共むざと申付重々罷達至唯今後悔に候得共、不及是非候若又無據義御座候は、御年寄衆に令相談指圖次第可申付事。

一 於向後者萬事御年寄衆御指圖次第可仕候事。

一 右之旨うるんに思召候は、重而せしゆを以御指圖次第何分にも可申上候條、御年寄衆へ被御談指圖次第より相國様へ御託言被成下候様に奉頼候。只今相國様御不例之砌、加様に罷在候儀、一入迷惑可有御察候。

正月十一日

駿河大納言 忠長判

大僧正

一筆令三啓達候。彌其許御祭禮に付而萬事御苦勞令察候。然者相國様御氣色御同篇之様
承及無心元奉存候。御障明申候者少もはやく江戸へ御越被成可被下候其段頼
入存候恐々謹言

正月十五日

駿河大納言 忠長判

天海大僧正御房

侍者 御中

猶以路次迄成とも罷出御機嫌程近承度斗奉存候以上

一筆令三啓達候。仍相國様昨日晝時分より少被爲得御快氣御膳御味被召上之由承。目出
珍重不可過之。奉存候。先書如申入候。御前之儀偏頼入存候。御肝煎被成可被下候
違處罷在迷惑可有御察候。恐々敬白

正月二十日

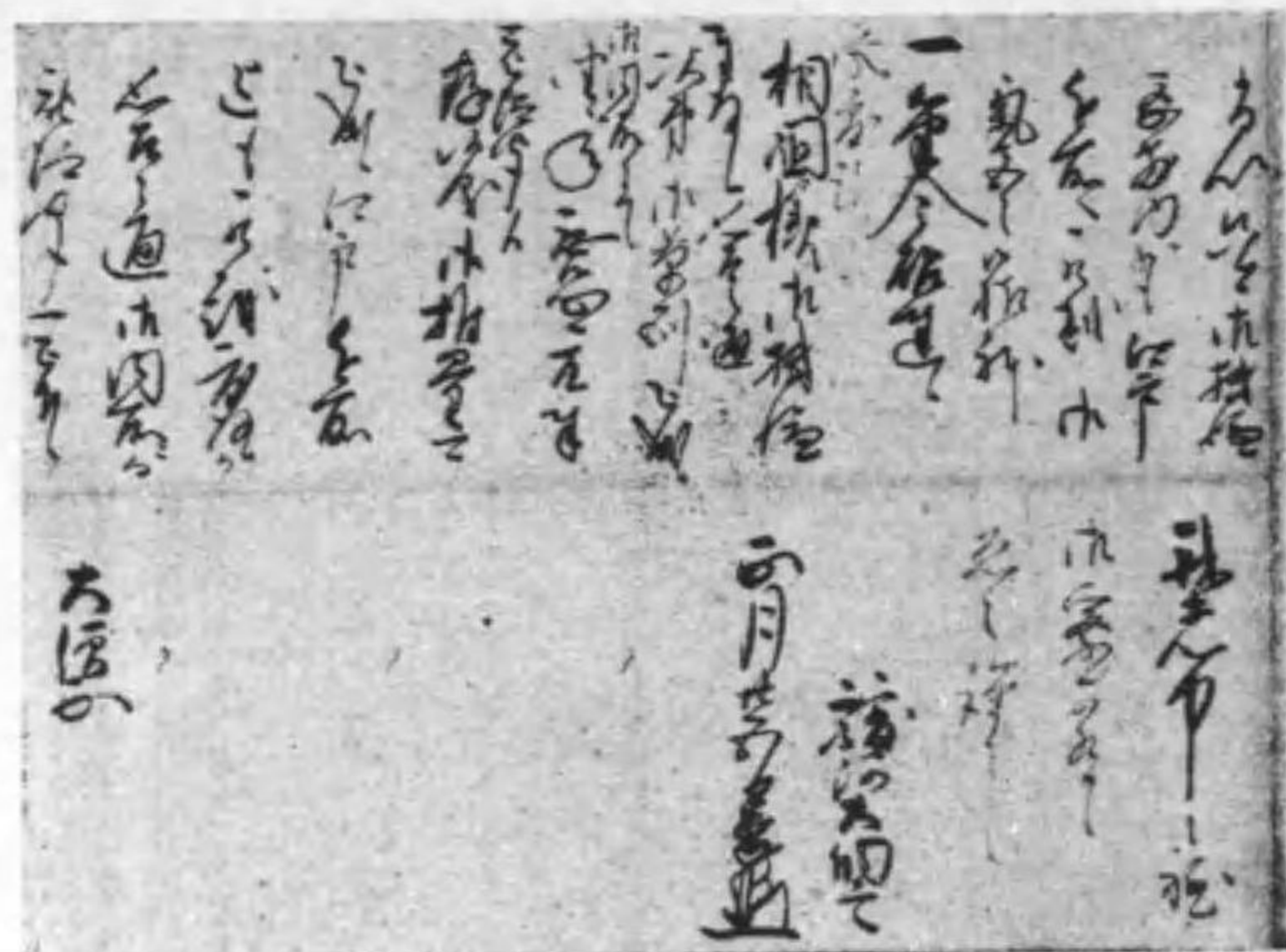
駿河大納言 忠長判

天海大僧正

衷心より過去の行爲を慚愧し、如何にもして父兄の宥免を被り、親しく父の

病に侍して、最後の孝養を盡くさんとする至情は、切々として人に迫るものありき。されば、大僧正も之が緩和に最善を盡くしたりしも、大相國は終に聽すことなくして薨去せられたり。薨去の翌日に至りても、此不孝の子は未だ父の喪を知らず、筆を援いて江戸附近まで出でんことを、内願し來たれり。

第九圖



(二其) 輸手長忠言納大河駿

尙以只今御機嫌惡敷内少も江戸近所へ罷越、御氣色之御様體承度斗奉存候。思召之通御内所にて可被御聞候。
一筆令三啓達候。相國様御機嫌次第御草臥被成候由承。無心元奉存候。御推量可被成候。江戸近所迄も罷越度存候が思召之通御内所にて被

仰聞可被下候。我等心中之程御察可有候恐々謹言。

正月廿五日

駿河大納言 忠長判

大僧正

大僧正は此書簡を手にして、老眼に涙を浮べ、痛切なる哀愁に塞ちられたり。倨傲尊大動もすれば將軍をも凌がんとせる駿河亞相の、戀々の情禁じ難く、自ら屈し辭を卑うして、救護を乞ふ慘らしさは言はずもあれ、斯ほど身の非を詫たる效もなく、親子一世の對面も許されずして、死後まで勘氣を被る身を、いと憐れみ思へる也。

世に傳ふる所に據れば、黒田筑前守忠之、參覲の途中駿府に次りけるに、亞相より城中に招請せらる、待遇甚だ丁寧なり。饗應畢つて後、亞相手づから抹茶を供すべしとて茶席に移る。式の如く佩刀を脱して數奇屋に入るに、相伴は與津河内守長規一人なり。亞相薄茶一碗を授け、更に忠之に向ひて、忠長發起することあらば、卿力を合せられんや否と、何事か決心の體なりければ、忠之

絶體絶命にて、詮方なく事の善悪は知らねども、必ず否み申すまじと對ふ。然らば誓詞神文をと乞はるゝに、忠之大に驚きて、當惑限りなかりしかど、異議に及ばず、長規飛びかゝらん勢なるに、身に寸鐵を帯びざれば、深く決する所ありて、花押血判しぬ。忠長満足の體にて、引出物多く與へたり。忠之拜謝して旅館に歸り、竊に考ふるに、事體容易ならず、是れ必ず我れ一人にあらざるべし。後日他より露顯せば、家の破滅は目前なりとて、江戸著府の日、直ちに使者を以て酒井謙岐守忠勝に、一應申達せしめたる後、忠之自身忠勝の亭に到りて、忠勝に面會したる上、有し次第を物語り、鈍くも欺かれたるを後悔すれども、其時は勢ひ詮方なく、誓詞血判して、虎口を逃れたり。されど、一旦誓紙に血を濺ぎたる上は、武門の義理立ち難く、何時亞相に隨身するやも知るべからず。然りと雖、忠之公儀に對して、別心の義寸毫も候はず。此義然るべく御含み下されたと陳述したり。

是は校刻藩翰譜の頭註、黒田家譜にありとして、大槻修二の補記する所なる

が、此頃土井大炊頭利勝が深慮より、將軍家を傾けて、駿河殿を立て參らせんと、廻文、諸大名の許に達しぬ。伊達中納言政宗、藤堂和泉守高虎を始め、悉く之を幕府に出す。獨り加藤肥後守忠廣父子、申達を怠りしかば、罪被りて改易となり、駿河殿も遂に罪被らせ給へりなど、言ひ傳ふる者ありけり。夫かあらぬか、忠長は一旦甲斐の國に幽せられしが、寛永十二年正月、上野の國高崎に徙され、安藤右京進重長に預けらる。斯くして二十八歳にして自殺したりしは、是の年十二月六日の夜なりけり。大猷院實紀、東武實錄、校刻藩翰譜、明良洪範、駿河國誌、江城年錄、東叡山文書、天寬日記

第三章 山門復舊

寛永九年四月十七日、日光山に於て、東照大權現第十七回神忌行はる。祭祀儀式總て先規の如く、十六日の夜、奉幣使滋井宰相季吉、神前に參向して宣命を奉讀し、十七日三所權現神輿渡御の儀あり、畢つて本地堂に於て法華曼供を修す。大僧正導師たり。著座の公卿二條右大臣康道、三條西前内大臣實條、日

野大納言資勝、高倉宰相永慶、出座の法中、曼殊院宮良恕法親王、妙法院宮堯燃法親王、梶井宮寂胤法親王、青蓮院宮尊純前大僧正、毘沙門堂門跡權僧正公海等なり。十八日には、神前に於て宸筆の御經供養あり、御導師大僧正、著座の公卿、出座の法中前日に異らず、畢つて廟塔に於て、祕密灌頂を行はれたり。大將軍家光も今市の館まで參著せしかど、服喪未だ闕らざるの故をもつて、登山參拜することなく、毎日此處より遙拜し奉る。大僧正日々伺候して、祭會の次第を言上するにも、家光は神事を穢さんことを畏みて、室を隔て、對面したりき。

七月十七日、紅葉山神廟の祭祀事果て、二の丸に於て齋飯の饗あり、後ち數寄屋に召されて茶を賜りける時、大僧正の申しけるは、去る慶長十四年の十月、伏見御城番勤仕中、大權現に罪蒙りたる松平九郎右衛門忠利、水野彦九郎重勝、太田新左衛門信盛、小尾仁左衛門光重、勝屋長吉、石川三五郎、古川庄助、芝山十介永澄、三枝源藏守英、同朋才阿彌并に大阪陣の時、仕へ方宜しからず罪

被りし羽柴勘右衛門が子某、越後家御書院番小野次郎右衛門忠常と争論に及びて蟄居仰せ付けられし、大番山角又兵衛正勝、越後少將忠輝卿に附けられて御勘氣被りし松平筑後守信直、及び林内藏介、是等の面々は、皆兩御所の折に罪被りて、數度の大赦にも恩赦の御沙汰を被ることなくて、今日に及びつる者共なり。今度御宥免の上、更めて召し返されなば、如何に御恩を感じ申すべきとありければ、家光悦んで、其請に應じたり。

大僧正重ねて申すやう、先年遠流の御沙汰を蒙りし、大徳寺の玉室、澤庵、妙心寺の單傳、東源等は、唯元和度御法度書の表を正すまでにて、深く詮索する時は、勿論罪なき者共と存ぜらる。別して是がために先朝宸怒して、御脱履遊されたる程なれば、此機會をもて罪を免し、孰れも國安塔仰せ渡さるゝに於ては、此れに越したる仁政は候ふまじ。此義天海三衣に代へて乞ひ申す所にて候ふとなり。辭氣激厲、誠心人に迫るものありければ、家光即座に許容して、直ちに旨を有司に傳へ、夫々手續を以て、放つものは放ち、召し出す者は召し

出して、事忽ち決著したり。澤庵宗彭の如きは、上の山にて多くの歸依者に圍繞せられしかば、澤庵の幸は、歸依檀信の不幸となりて、深く別離を惜しまれけるとぞ。

大僧正以爲らく、東照大権現の威靈、今や國內に光被して、崇祀の社殿も屈指に違あらず。就中日光山は國家鎮護の靈神として、朝家より勅祭せらるゝ社殿なれば、根本の靈廟なり。久能山は最初斂殯の靈跡として、同く勅會の聖社なり。紅葉山は將軍家直祭の神廟にして、即ち宗廟なり。天守臺下の内御宮は、當將軍家一己の祭神にて、即ち念持佛に異らず。上野は庶民參詣のために勸請せられし社壇にして、江戸府内の鎮守たり。尾張、紀伊、水戸の三社は、其城主の私に勸請せられし所にて、齒骨塔を分立するの類なり。京都金地院に崇祀したるは、畿内西國の普代、京職等參拜の爲めなり。是等數社に遷座し奉れる神體は、孰れも日光山の本宮に崇め祭る、太政大臣の衣冠束帶の神像を遷したるにて、文治の功德を仰贊するを主とするに似たり。抑大権現の到る處

上下の崇敬を受け、廟社の繁昌雙びなきものは、彼の本地薬師如来の、亂麻の代を刈り治め、民を塗炭に救はん爲めに、權に大將軍身を現じて天縱の武威を振ひ、神算鬼籌を運らして、數百年の動亂を夷らげ、國家を富嶽の泰きに置き、御代を泰平の古に復したるが爲めなるべし。さあらんには、大權現は武德を表はし、兵威を崇敬すべきものなり。我今仙波喜多院に於て、東照大權現を勸請し、常侍奉仕の誠を盡くさんには、敢て尋常の神體に象ることなく、應にこの大將軍身の權化に據るべきなり。是れ乃て東照大權現の眞體にして、靈威の發する本源なればなりと。

寛永十年正月十六日、喜多院大堂の南の地に、高さ五間の小丘を築きて、之に東照大權現の社殿造營の工を起したり。本宮は堅八尺、横六尺の小祠にして、之に三間四方の拜殿を設け、中間に石の間を置けり。奉行平井作左衛門、池田勘右衛門、中院廣海、南院、本覺坊等に命じて、造營の工事を進めさせたるが、此工程二百八十日、人夫二千餘人にして、十一月の初旬に落成したり。素より

大僧正の内佛として、建立したる殿宇なれば、上の如き小祠なれども、橡葺の屋上緑葉の梢に聳え、獅子、象、鷹の彫刻孰れも精巧を極めぬ。鳥居、樓門、鐘樓まで、塗るに渥丹を以てしたれば、老杉古檜の間に、紅楓の如く隠顯する風趣、亦一層に神寂たりき。

其十六日の夜、大僧正遷座の式を行ひて、神體を内殿に安置し奉りぬ。此神體は高さ二尺可の金銅像にして、甲冑を著し駿馬に騎り給ふ英姿颯爽として、威風堂々草木僉雌伏するの槩ある大將軍身の權現なり。而も塗るに無垢の純金を以てしたれば、一見黄金身の如く、光彩陸離として久しく仰ぎ視るべからず。是れぞ眞に武を以て四海を平定し給ひたる、大將軍の威德の本體とぞ拜まれたりける。

七月十七日、大將軍家光、上野東照大權現に參詣の序を以て、大僧正の本坊に臨みき。御膳を參らせ、御茶を獻ずること、總て己已御成の先例の如くなりしが、御相伴として尾張大納言義直、紀伊大納言頼宣の二卿參列したりしも、

駿河大納言忠長は、罪被りて高崎に幽せられ、本光國師金地院崇傳は既に遷化し、藤堂和泉守高虎も亦物故して、人漸く新なる感ありけり。この日大僧正、猿樂を催して御覽に供す。番組は邯鄲、清經、千壽、橋辨慶、猩々にして、役者は喜多七大夫一座なりき。

歸途忍の岡の學寮に臨みて、孔子の廟を拜す。此先聖殿は去年十一月、尾張大納言義直の公許を得て、建立奉祠する所にして、學寮は儒臣林道春信勝之を監せしめらる。即ち道春を召して尙書堯典を講ぜしめ、義直、頼宣の二卿とともに、大僧正にも陪聽を許されたり。

是歲秋八月十七日、御天守下の内御宮を二の丸に移して、大僧正をして正遷宮の儀を行はしむ。この宮居は、家光登職の初め、祖父大權現の大慈高恩を忘れざらんがため、朝夕參詣して拜謝の誠を表はすべく、特に天守臺の下に營みたるものにて、父大相國、母大御臺を憚り、祠宇も至極微小なるものなりしが、大御臺も薨じ給ひ、大相國も既に他界に移られて、今は誰憚るべきやうもなく、

さてこそ二の丸に廟基を移して、新に社殿を建立ありけるなりき。先帝の脱履、新帝の即位、之が拜賀の爲め上洛せまほしとは、常に家光の懐に離れざる宿志なりしが、天下の政務事滋くして、輒く柳營を去ること能はず、寛永三年より已還、天顔を拜せざること、既に九年の久しきに及びぬ。父相國が三年の喪も明けて、四海漸く平穩なるにぞ、此機會に於て參内の素懷を達さばやとて、寛永十一年六月二十日、大將軍家光は、江戸城を發して、上洛の途に上りぬ。大僧正も亦、命を奉じて駕に陪せり。

七月十一日逢坂の關に著く。昵近の月卿雲客、列國の侯伯、關迎へとて路の左右に居ながれ、二條城に安著すれば、刻を移さず、勅使、院使、女院使參り向ひて、畏き詔旨を傳ふ。次で攝政博陸、親王、大臣家、其他公卿殿上人の登城して、上洛を賀する者引きも切らず。法親王、諸門跡、院家の沙門も、夫御禮を聞え上ぐるなど、九年以前に比すれば、外戚の威重漸く加はりて、其勢ひ日の九天に沖るが如くなり。

月の十八日参内す。是より先、勅使、院使二條城に往き向ひて、太政大臣拜任の内旨を傳へければ、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝、板倉周防守重宗等、謹んで旨を奉じて將軍に言上したり。されども家光固く辭して受けざりしかば、勅使、院使は空しく御所に歸り参りぬ。尙再應勅使を下されて、既に幕府二代まで相國に上らる、其芳躅を繼ぎ給ふ上は、御當家相應の太政大臣なり。更に遅退あることなく、進んで御昇任ましますべしとの叡慮なりと傳達せり。聖慮仰ぐも畏かれども、家光謙退の心切にして、再應の内勅をも辭し奉り、遂に極官に陞らざりけり。大僧正大樹の心事を想見して、一身の榮達を樂まず、天下の憂ひに先んぜんとする聰明をいと深く感じたりき。猶大僧正をして家光の至誠を感ぜしめたるものあり。そは参内の儀禮愼肅にして、天盃天酌の殊遇至らざる所なかりしにあらざ。院参殊に首尾よく、仙洞の御氣色快然たりし事にもあらざ。皇太后宮の御感麗しく、瓊樹連枝の花、匂ひ濃かなりし事にもあらざ。院御所の蹴鞠に参じて、威儀の人を服さしめたる

事にもあらず。又江戸城西丸の炎上を聞きながら、泰然として色をも動かさざりし事にもあらず。閏七月三日勅許を仰ぎて、院の御料に七千石を加へ、併せて一萬石を獻進したりし一事にてありし。

院の俄に御讓位在し、事は、入院の繪旨、紫衣の勅許、悉く一片の反古となり、緇林に對する皇威までも失墜したりしを、逆鱗ましまし、女帝の抗議の出づる違なく、疾雷の如く脱屣在らせられたる也。されば、當將軍は外戚の義兄ながら、叡慮常に平らかならず在し、今度再度の院参に依つて、稍や御氣色の和きたる折しも、英斷を以て院の御料を一萬石としたりしかば、上皇深く其誠意を嘉尙在せられて、皇武の鴻溝始めて撤し、融然として情意の疏通を見るに至りければなりき。

大僧正はまた洛陽近き處に於て、東照大権現を勸請し、増益する所あらしめんと希望し居たりしが、今次の上洛を機として、比叡山東坂本なる滋賀院法勝寺の後丘、眞葛ヶ原山の井の邊の、山を壊し地を夷げて、茲に社殿を造營する

ことを得たり。乃ち正遷宮の事を奏聞したるに、閏七月二十五日の夜、勅會を以て行はせらるゝ事となれり。是に於て奉幣使坊城右大辨宰相俊定、神前に於て宣命を讀み、奉行藏人左少辨綱房幣帛を獻じて、正遷宮の儀を行ふ。翌二十六日は、法會を修す。導師は大僧正なり。著座の上卿は、花山院大納言定好、小川坊城宰相俊定なり。山門の座主曼珠院宮良恕法親王以下衆徒、盡く參集して、法筵に列り、俗人の樂の音山に響き、追善の香の煙天に漲る。都鄙遠近の道俗袖を連ね、踵を接して來り詣て、湖南の秋は時ならぬに錦繡の装ひを凝らしたりけり。

是日家光は大坂に下向して、奈良、大坂、堺の三市民に、其地子錢を免除し、又歸洛しては、京師三萬七千八百六十六軒の戸毎に、銀五千貫目を賜ひて、美しき徳政をぞ布きたりける。是事は素より大僧正の贊助する所なりしが、猶一事の大に爲すべき事あるを力説して、將軍をして遂に偉大なる功德を成さしむるに至れるなり。

比叡山延曆寺は、元龜の劫火に三千の坊舎を亡ひ、堂塔伽藍一屋を留めず、山を擧げて烏有に歸したるは、佛法渡來の後、實に未曾有の椿事たり。正覺院僧正豪盛、山門の頽廢を慨き、信長歿後専ら延曆寺の再興に努力し、遂に天正十七年九月、秀吉をして再建の念を發せしむ。當時法燈を掲ぐることに急なりしかば、堂宇も舊の如くならず、唯一山の恢復を主としたるが故に、茲に四十餘年の風雨を経ては、床朽ち、柱傾き、檐破れ、屋腐れて、荒敗實に名狀すべからず。大僧正山に登る毎に、一回毎に荒れ増さる堂塔の状を見て、先師豪盛僧正の遺託を思ひ、又我が素志の未だ成らざるを嘆じ、何時かは將軍家に訴へて、復舊の工を起さんと念じ居たり。今や將軍の善政を布くに急なるを見て、大僧正は忽ち一大誓願を發し、乃て將軍を動かしたるなり。

改造の工事は、先づ文殊樓より起さる。此樓十二年十一月を以て落慶す。次に十三年八月、大講堂の工を起し、更に十六年四月を以て根本中堂の立柱式を執行す。工程故障なく、翌十七年十二月に竣工を告げ、其十九日を以て、入佛

第十圖



比叡山根本中堂

の舊觀に復するに至れり。大僧正の宿願、先づ其一を成就し得たりと謂ふべし。大將軍家光は、八月朔日參内御暇を乞ひ、同じ五日を以て武州に下向したり。

四一四
慶贊會を行はる、
大導師は天台座
主妙法院宮堯然
法親王勤められ、
勅使、著座の公
卿袖を連ねて式
に列し、茲に四
明三塔の堂宇伽
藍は、巍然とし
て山頭に聳ち、
始めて元龜以前

大僧正も駕に陪して東に歸錫するや、行李を解くの違なく、直ちに日光に登山したりき。是れ九月十七日參詣あるべき、將軍の駕を迎ふる必要ありければなり。

此時酒井雅樂頭忠世は、己御留守を承はりながら、火を失して西城炎上に及びけるより、罪を畏れて東叡山に退隠し、謹慎して命を待ち居たり。炎上の急使京都に來たりし時、家光老中共を召して曰く、火災は忠世が罪にあらず、我縦令留り守るとも、いかで天災をば逃るべき。但し忠世が速に城中を去りて、東叡山に遁れ入ること、其意甚だ不審なり。忠世もし如何なる罪に處せらるゝ事ありとも、何ぞ身の過を謝せんが爲め、守る所の職を捨て去るといふ事やある。是れ頗る士たらん者の守る所を知らざるに似たり。汝等急ぎ此由を傳ふべしと。

職守を責めて失火を問はざる裁斷は、流石に天下の主たる者の明斷なりき。忠世益々思慮の足らざりしを悔いて、大僧正の日光より歸るを待ち、御勘氣有

免の事を哀み訴へたり。大僧正も三衣に對して、救護せんと思へども、事士の職責に關するを以て、先づ尾張大納言義直、紀伊大納言頼宣の二卿に歎き訴へたり。二卿も大僧正の言ふ所に同情して、之を井伊掃部頭直孝、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝に諮りて三執政より大樹に歎き、十二月二十一日に至りて、辛じて罪免さるゝことを得たり。大猷院實紀東武實錄人見私記武藏風土記稿仙東源記、喜多院海僧正談天台禮標、瀧輪譜、波見聞記寛永十一年上洛記、同御參内記、續史愚

第四章 照廟改營

家光三代の讓を受けて、征夷幕下の職に登るや、先づ第一に企畫したるは、日光山の廟社を改作して、海内無雙の靈境となし、孝孫の常道を全うせんとする希望なりき。之を父秀忠に請ふて許しを受け、寛永元年正月、秋元但馬守泰朝、松平右衛門大夫正綱を擧げて、造營奉行とす。是れを日光山廟社改築の第一歩となす。

廟社の位置、結構に至りては、山王一實神道の奥義に據るを以て、大僧正の指揮を仰ぎ、總て權現社殿の古實に基き、略其設計を定め、普く天下に令を下して、今年八月を期として、京都、奈良の諸職人、佛師、大工を始めとして、國中職々の者をして、諸方に散在する弟子共を、各其棟梁の許に集めしめ、一令次第直に江戸大川端の水戸屋敷、及び誓願寺上地の二ヶ所の小屋に集合すべき旨を命じたり。苟も一技一能ある工人は、天下の大工事たる日光御造營の人数に加はりて、我が技倆を千載の後に遺さんと奮興したり、況てや、父母妻子、病人ある者は、其藩々、城地、小地頭、寺領等、所在々々の役人に於て扶助し、少しも後顧の憂ひなからしむるに於てをや。
斯くして四月朔日に、立木伐、石伐の工を起しぬ。初め戒法を受けて工事に従事したる者は、僅に三百二十一一人なりしも、漸次工事の進行に伴ふて、登山の諸職其數を増し、遂に此諸職をいろは四十八組に分ち、別に人足組を二組となし、都合五十組を二分して其二十五組を、秋元但馬守に、二十五組を松平右

衛門大夫に屬したれば、互に受持を分擔して、工事は圓滿に進行したり。起工より爰に滿十一年を経て、寛永十二年四月には、愈々東照神廟の本殿を改造する事となりぬ。假殿の造營は、既に竣工したりけるを以て、五月二日、勅使滋井中納言季吉、奉行藏人清閑寺右中辨綱房參向して、假殿遷宮の儀を行ひ、勅使宣命を讀み、奉行藏人幣帛を獻つりて、神靈は假殿に留りまされり。家光は日光神廟を莊嚴して、神徳を八表に輝かし、威烈を千載に垂るゝと同時、一代の行實を編述して、東照大権現の緣起を、神前に納めんとしたり。即ち此事を大僧正に議りて、緣起撰述の事を、擧げて大僧正に委ねたりき。大僧正は固と文章の器にあらざるの故を以て、再三辭しまつりしかど、更に之を許さず。抑、山王一實の神道は、老師之を授け奉りて、大神君深く之に歸依し給ひ、遂に神威を現じて大権現に祀られ給へる也。然らば則ち一實神道の妙諦に通ずる者にあらずんば、此緣起を記述すべからず。天下は廣し、學匠は衆しと雖、筆を此緣起に著けんもの、老師に非ずして將誰ぞやと説破しけるにぞ、

乃て緣起撰述の筆を執る事とぞなりぬる。

今年春の頃より、大僧正の本坊に、配流人の賓客を預り居たり。そは餘人ならず、大納言中宮權大夫として、先帝の恩遇麗しく、傳奏衆として關東の寵遇もめでたかりし中院三位通村にぞありける。

過る寛永六年十一月、天皇不意に御讓位あらせられし事に就きて、關東の憤りを買ひ、傳奏をも停められけるが、寛永十二年三月、事に託して江戸に召し下され、執政より厳しく此事を詰られたれども、勅命を以て必ず關東に泄すべからずとありしかば、謹んで命を奉じたるまでなりと答ふるのみ。是に於て執政等誓紙を出だして、何事に依らず、禁中の御事は直ちに注進すべしと、血判まで遊ばされたる誓紙に背き給ふは、如何なる御心得に候ふやらん。此誓詞何と御覽ぜらるゝぞと難じたれども、通村少しも憚る所なく、某は宮人なり。申すなどありける勅諭に對しては、假令誓紙百千枚仕ればとて、何とて申し侍るべきやと、斷乎として申し張りたりしかば、遂に歸洛の暇を賜らず、天海

僧正に預け置かれけるなり。

東叡山に幽せらるゝこと、既に七月となりぬ。天海僧正は舊知なり。毘沙門堂公海は門人なり。山に在るほどは更に不自由を感ずることなく、配流人にはあるまじき優遇を被れども、辜なくして見る武藏野の月は、露けき袖を搾らす料となりて、夢の都に通はぬ夜とてはなし。

或時聖護院宮道晃法親王の上洛し給ふを聞きて、

君になほ今日はおくれて鳴く田鶴の歸る雲路の東道ともなれと詠みて上りたり。親王院參の序を以て、この述懐の詠を聞え上げ給ひけるに、上皇も久しく關東に留められて、歸洛の事も叶はぬを憐れませ給ひければ、そゝろに御衣の袖を濡らせ給へりしが、やがて五首の御製をぞ賜はりける。

思ふより月はへにけり一日だに見ぬを多くの秋にやはあらぬ
秋風に袂のつゆもふるさとを忍ぶもじずりみだれてやおもふ
いかにまた秋の夕をながむらんうき日かずそふ旅のやどりに

見る人のこゝろのあきに武藏野のをばすて山は月やすむらん
何事もみなよくなりぬとばかりにこの秋風にはやもつげ來せ
通村かゝるおほけなき御製を拜し奉りて、叡慮の優渥なる、君恩の高大なる、いつの世にかは報じ奉るべき。流謫の身としならましかば、かくも畏き大御心は知らざらましをと、感涙とゞめあえざりけるが、泣くく御返しを奉るとて、かくなん思ひつゝけたりける。

さそはれぬ同じつらさの音になきて涙にくもるむさし野の月
此歌いつしか御垣を漏れて、都の歌人の間に傳唱せらるゝに至りしかば、知る人は言はずもあれ、見もせず知りもせぬわたりまで、皆三位が情をおもひやり、誰涙を催さぬはなかりけり。

九條内大臣道房、餘りにあはれの催されければ、細々と慰めの消息を認めたりけるが、尙盡きやらぬ涙に筆をにじませて、その奥に、
さそひ得ぬ草のまくらを月にさぞいで、やうらむ武藏野の原

と書いつけて遣はしぬ。

露おきそふるこの消息に接したる通村は、忍びに忍びし望郷の念、油然として懐に湧き起り、抑へんとして抑へがたく、やる方もなき情懷を瀝ぎて、またもや咏みて返しけり。

行く方に身をばさそはて夜な／＼の袖の露とふ武さし野の月

大僧正この歌を聞きて深く感涙を催したれば、八月十七日紅葉山東照大権現の例祭に参詣して親しく家光に拜謁したる時、此歌の事を語り出て、衷情憐れむに餘りあるよしを、辭を極めて申し立てたり。家光再三口吟みて、深感を催しけるが、在府いと久しく、旅情誠に餘儀なき事なり。もはや歸京すべき旨、尊師より三位に申し聞けらるべし。又好き序なれば、古今傳授仕りなんや、承り合されたしと聞えければ、大僧正も、定めて長まり候はんずらんと云うけして退出し、直ちに通村の座敷に到りて、今日登城の序を以て、行く方に御歌を御披露申し上げ候ふ處、將軍家再三御感吟の上、永き逗留にて定めて退

屈ならん。今は歸京候へとの御事なりと語り聞かせたるに、通村夢かとはかりうち悦びて、辱き旨御請に及びぬ。大僧正重ねて、とてもものに、古今傳授致して歸れとの上意なりと申し傳へぬ。

此時大納言通村きと容を改めて申すやう、年四十を過ぎぬ者に、古今傳授はかたく相成らざる儀なり。假令其御尤にて永く在府仰せ付けらるゝとも、力なし。道の事は大切ぞかしたとて、固く心を定めたらん如し。

權威の爲めに道を枉げざる通村の態度を、感じ思へるまゝ大僧正、さもこそ有るべけれど存じ候ふ。上意なれば一應御傳へ候へども、此上はまた申し上げやうも候ふべし。貴卿はそれに關らず、疾く御歸洛の用意あるべし、とて、更に折返して登城なしぬ。

斯くて家光に謁して、上意の通り通村に申し聞け候ひしに、忝き旨深謝致して候ふと言上す。家光莞爾として、人情さもありなん。さて古今傳授は何と申しつるやらむと尋ねたり。大僧正聊かも躊躇せず、其事申し聞け候へば、い

かにも御傳授申し上げべしと申し候ふ。去りながら御止めあつて然るべく候ふ。其故は、永き潔齋を行はせらるゝ上に、種々の身嗜みなど、難かしき事多く候ふ。何の益なき事にて候ふ間、御止めあつて然るべく候ふ、と滑稽交りに申し上げたれば、家光も笑ひながら、さあらんには止めぬべしとて、此事は沙汰止みとなりぬ。通村の名歌は誠に名譽の至りながら、大僧正の頓才妙智も、人の意表に出でたりとて、聞く人感じあへりける。

大僧正の縁起は行るに漢文を以てしたれば、先づ其草案を青蓮院宮尊純前大僧正に呈して、之を國文に綴られんことを請ひぬ。尊純前大僧正は、尊圓法親王より已還、歴世入木道の御家たる、栗田口の傳燈として、特に筆札に秀で給ひしのみならず、和歌の造詣深く、文章の才、別てめでたく優れ給へり。大僧正の特に此宮に囑したるは、實に之が爲めなり。

此事仙洞の御聽に達しけん、尊純前大僧正に勅して、縁起を徴させられけるに、御意にや稱はせられけん、宸筆を染めさせらるべき旨仰せ出だされぬ。將

軍斯くと承りて、感喜斜ならず、御禮として吉良上野介義彌を上洛せしむ。

是れ十二年十一月二十七日の事なりしが、更に十二月十九日を以て、吉良若狭守義冬を上洛せしめ、御料紙を進せしめたり。仙洞にも、大御心の進ませ給ひ

けん、下書一章染させられ、寛永十三年四月、年頭の勅使として下向せしめられし、三條西前内大臣實條、日野大納言資勝をして、之を柳營に下し賜はる。

家光謹んで之を拜受し、恭しく披き奉るに、「傳聞、いにしへ溟濶の蒼海に三輪の金光有て浮浪す」と宸筆を下し給ふに、渾穆珠の如き草聖の美しさ、

蒼潤泉の如き墨香の麗しさ、一わたり拜し見て、あまた度伏拜み、吉良上野介義彌、之を拜受して違棚に安置せしめたり。是れ四月二日の事なりけり。

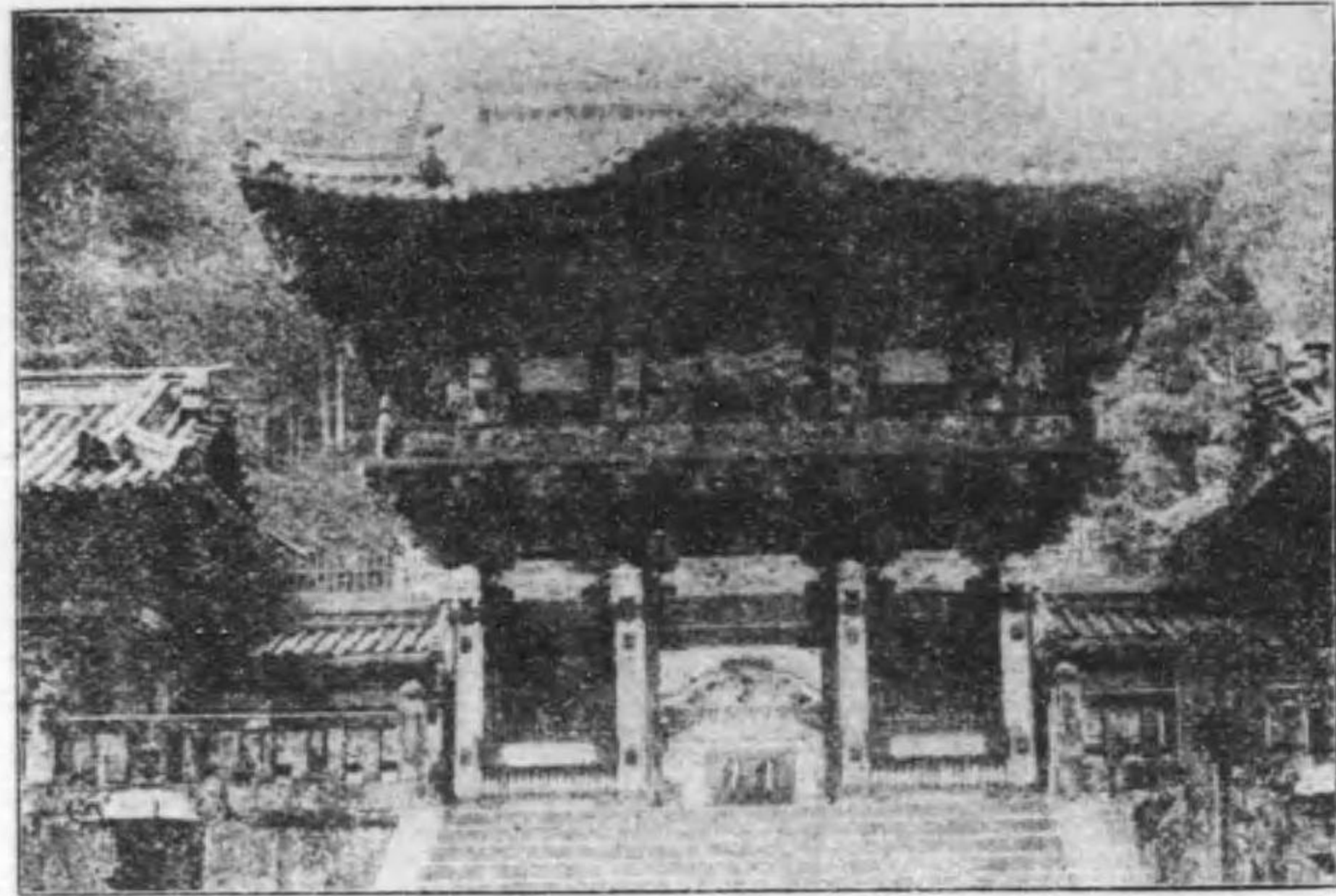
内府亞相は、日光山第二十一回の神忌に參詣して、五月二十一日江戸出發歸洛の途に就きしを以て、即ち前日上野介義彌を使者として、禁裡へ銀子三百枚、

晒布百匹、院御所へ銀子五百枚、綿五百把、蠟燭千挺。皇太后宮へ銀子三百枚、七絲緞五十卷、外に御樽四鶴二樽を傳獻せしめられたり。是れは御染翰の御禮

とぞ聞えし。

日光山東照大権現の改營は、寛永元年四月朔日の事初めより、今茲十三年四月朔日に至るまで、全十二ヶ年の工程を経て、今は全部完成したり。即ち本社拜殿、廻廊、唐門、陽明門、本地堂、三佛堂、鼓樓、鐘樓、神庫、神廡、假殿、仁王門、鳥居に至るまで、巍然として聳え、整然として列り、後代權現造りと稱する所の、徳川初期の建築様式は、始めて完美したる也。加ふるに、社殿の瓦は及ぶ丈赤銅を以て葺き、柱、欄間は言ふも更なり、棟梁、椽、組物、扉の總てに、靈獸異禽、奇花珍艸の彫刻を施し、金銀泥、雲縹彩色、或は朱、或は丹、青漆、黒漆の技巧を極めて、新樹綠葉に照り輝きたる、真に海内無雙の偉麗壯觀たり。黒田筑前守長政獻する所の華崗石の大鳥居は、天を壓して神威を輝かし、酒井讃岐守忠勝奉進の五重の寶塔は、氷文の鋪石の右に在りて、青空を貫く。其外鍋島信濃守勝成獻する所の、華崗石の水盤、伊達中納言正宗獻する所の南蠻鐵の燈籠を始め、三家一門奉納の石燈籠、順次正しく配られたれば、

第十圖 日光山東照宮陽明門



第四章 照廟改營

總て善盡くし美盡くさるはなく、曠世の英傑の琳宮として、殆ど間然する所なきに至れり。

されば、神靈を本社に遷し奉りて、爰に悠久の神座を定め、第二十一回の大神忌を修して、在天の英靈を慰安し奉るべき順序となりぬ。即ち豫め朝廷に奏して、勅會の日時を勘へ定められ、木作の旦遷宮の夕に至るまで、悉く陰陽寮に課せて、良時吉辰を選ばしめ、其勘文に依つて下されたる官宣を奉じ、之を執行する事となれり。是に於て大僧正は、毘沙門堂門跡公海を始め一山の龍象を率ゐて山に登り、祭典

法會の行事を定め、神寶、御裝束、祭具、法器、其他莊嚴の調度は、奉行秋元但馬守、板倉内膳正重昌之を調進し、遷宮の奉幣使、宣命使、奉行藏人、及び勅使、院使、女院使、著座の公卿より、出座の宮門跡まで、四月九日を以て悉く登山参向ありき。

四月十日亥の刻、大権現の神像を神輿に移して假殿より正殿に遷し奉る。御鎮座滞りなく畢つて、大僧正密法を修す。院使鳥丸大納言光廣、女院使廣橋大納言兼賢、高倉中納言永慶、飛鳥井中納言雅重、小川坊城左大辨宰相俊定著座し、奏樂中に神饌を供す。畢つて奉幣使姉小路宰相中將公景、宣命使堀川左衛門督康胤、神前に進んで宣命を讀み、奉行藏人頭左中將隆量幣帛を奉りて、正遷宮の儀は了れり。

十二日には、勅使日野大納言資勝車鞘の御劍を捧げて、之を東照大権現に奉納の事あり、院使鳥丸大納言光廣、女院使廣橋大納言兼賢等参向したり。

十五日には、朝、鉢を行はれ、其後寶前に於て淨筵を鋪設し、布薩戒會を行

はる。僧侶二十口、各律衣にて道場に入る。説戒師は天海和尚、維那は行空、西堂は廬山寺之を勤めぬ。

十七日には大祭を行はる。大將軍家光は前日今市に到着したりしが、是日辰の刻を以て、東照大権現一の鳥居前に營みたる新殿に入り、帷を設けて神輿の渡御を拜したり。今度社殿の造營とともに、神祭に供奉すべき諸役の裝束をも、悉く新調したりければ、金繡燦爛、紅紫爛漫、華麗人の目を奪ひて、神儀一層の森嚴を加へたり。祭禮畢つて後、大將軍本殿に参向、手ら奉幣の事あり。次に上皇宸翰の日光山縁起を、神前に奉納せらる。次に酒井讚岐守忠勝奉納の御太刀を神前に捧げ、次に神馬(高麗駿馬)を牽かる。次に尾張、紀伊、水戸の三家、各御太刀、御馬代の奉納あり、畢つて廟塔に参詣せらる。先づ天海大僧正、梶井宮宸胤法親王、慈胤法親王、毘沙門堂跡廟塔内に入り、役僧十四口左右の俗人、出納の承仕、掃部寮の召使等此外に列す。次に大將軍一門の卿相北面して拜殿に著座し、三條西内府、廣橋亞相東面に著座す。是に於て秘密戒

灌の法を修し、俗人三十二相の樂を奏す。此樂は久しく中絶したりけるを、取胤法親王大に之を歎じ給ひ、俗人辻前伯耆守伯近弘を召して、古譜を温ね、絶えたるを紹ぎ、習練多年にして、今日の法會に之を再興したるなりとぞ。神も感喜して納受ましましけん、いと畏し。

十八日には、神前に於て宸筆の御經供養を行はる。大僧正導師たり。寂胤法親王證誠たり。梶井新宮慈胤法親王、妙法院堯然法親王、曼殊院良恕法親王、同き新宮良尚法親王、並に毘沙門堂門跡公海出座。大樹三家聽聞の座に著き、三條西内府實條、日野亞相資勝、廣橋亞相兼賢、柳原黃門業光、鳥丸黃門光賢、大炊御門經敦、姉小路宰相公景著座、奉行の職事は廣橋左少辨綏光なり。被物の花籠等の事果て法會を了すること、總て先規の如くなりき。是夜、神前の後なる護摩所に於て、神道の護摩を修し、同時に護摩堂に於て、五壇の法を修しぬるとぞ傳へける。

十九日には、本地藥師堂に於て、合の曼茶羅供を行はる。導師は大僧正、呪

願師は青蓮院宮、證誠は曼珠院宮なり。妙法院宮、座主宮寂胤法親王、同き新宮、曼珠院新宮草座に著され、大樹、三家、並に前内府、日野亞相、鳥丸亞相、大炊御門黃門、水無瀬黃門氏成、堀川宰相、坊城宰相著座し、奉行の職事右少辨弘資、花籠被物を取りぬ。

二十一、二十二日の兩日は、本殿と本地堂とに於て、一萬餘部の法華讀誦あり、前日の始經は權僧正嚴海は神前、權僧正慶舜は本地堂、後日の始經は、權僧正辨海は神前、權僧正玄海は本地堂に於て之を勤め、諸國來會の僧侶は、無慮七千餘口なりき。

二十三日の夜は、神前に於て別請の堅義を行はる。一の問者は竹林房賢盛、二の問者は鷄足院法印臻海、三の問者は正觀院舜能、四の問者は寶積院豪秀、五の問者は溪廣院行盛にして、是れ皆山門歴々の學匠なり。題者精義は大僧正天海、題者精難は南都興福寺の喜多院前大僧正空慶なり。講師は東光院法印詮長、下講師は寂光院法印玄海にして、註記は妙觀院權律師運海之を勤めぬ。是

夜甲冑に身を固めたる武士三十騎、講席の警固に伺候したり。是れは山門論議の古實に因るものなりとぞ。

二十四、二十五の兩日には、祭禮法會無事修了したるを以て、神前に敷舞臺を設け、四座の猿樂をして、御能を興行せしめらる。將軍家より十萬疋を賜ひ、大僧正よりは、四座並に喜多七大夫等に、御太刀馬代として黄金十兩づつ、又座中に銀子千兩を贈りて、空前の御祭會を了りたりけり。

爰に振古の大建築に要したる大工の人員は、十二年間の延手間百七十八萬八千六百五十八人、人夫二百三十九萬一千二百七十五人にして、此賃金五十六萬八千兩、銀百貫目、米千石なり。又木材は尺べ十四萬七千〇十二本、金箔お薄と稱す三寸二分四方二百四十八萬九千九百枚なりしと云ふ。此外日光より方十里の間の男子十五歳以上五十歳以下の者には賦役を課し、五十歳以上六十歳以下のものには、自宅に於て、草鞋を作らしめ、又女子十四歳以上四十歳以下の者には、自宅に於て、綿を紡ぎ布を織らしめられたれば、日々少くも二萬以上の人員、

全力を擧げて造營に勤みたりと謂ふべし。
愚抄、日光大觀、人見私記、吉良日記、見山拾葉

大猷院實紀、紀年錄、東照宮御造營仕續明良、洪範、史學協會雜誌、東源記、日光山志續史

第五章 神鶴獻瑞

神忌の勅祭事果てのち、大僧正病に臥しぬ。既に百歳を超ゆること一年の高壽なれば、家光大に憂ひて、五月十日大番頭大久保主膳正幸信、并に醫官久志本式部少輔常尹を遣はして、其病を問はしめたり。されど、老て益々鑿鑿たる大僧正は、病頓に癒え、六月七日を以て東叡山の本坊に入りしかば、又阿部對馬守を遣はして、慰勞せしめぬ。加之、八月十七日には、東叡山東照大權現參詣の序を以て、家光親く大僧正が許を訪へり。大僧正の獻饌には、尾張亞相義直、水戸黃門頼房相伴あり、日暮台駕を回したり。

是歲來聘せる朝鮮國の使臣等、日光山神廟參拜の事を願ひ出でしを以て、十月十一日、太田備中守資宗を使者として、其事を大僧正に告げ、且つ松平右

衛門大夫正綱、秋元但馬守泰朝、板倉内膳正重昌に、先達て登山し、便宜を計ふべき旨を命じたり。韓使許されて神廟を拜し、山水を経歴して、入工天造の偉觀に驚き、詩を賦して激賞したりき。

東武諸山望裡遙日光周匝獨岫峯天開眞境挑金殿洞劈仙源駕玉橋鈴響却隨旗脚動篆烟
新惹雪花飄地因人勝今方驗功烈千秋未寂寥

正使 白 龍
副使 東 漢

中天寺刹歷三嶼响東照長留法像眞白馬尙懸金鎖甲紅雲金露玉宮神千岑力鎮山河定百戰
功垂宇宙新構現極知同一揆宏圖寧復讓前人

明る寛永十四年には、江戸本城改築の事ありき。其工事に先ちて、内宮の社壇を改營し奉らんとは、家光の素願也。是なん宗廟を先と爲すの意に出でたる事とぞ聞えし。仍て社壇の設計を定むるに方りて、先づ社殿の方向に就きて、其議二途に分れたり、一方は東面可なりといひ、一方は南面ならざるべからずといひ、互に例を引き争ひけるが、遂に其議南面に定まりて、將軍の裁可を

得る事となりぬ。然るに家光は南面を可とせず、既に日光の本廟も東面し給へば、應に神號に因て、東面すべきもの乎。兎角は神慮のまにまにあり。宜く別當忠尊僧正に命じて、圖を以て神慮を伺ふべきなりといへり。乃ち三月十七日、佐久間將監實勝を紅葉山に遣はし、智樂院權僧正忠尊をして、謹んで神慮を伺はしめられぬ。忠尊旨を體して神前に懇禱し、神慮若し東せんと望み給はし、須らく一を授け給ふべし。若し南せんと望み給はし、須らく二を授け給ふべしと。一心に神靈を念じて圖を搜れば、則ち一を得たり。此の如くすること三次に及びしかど、三次ながら一を得たり。神慮炳然、聊かも疑ふべきにあらねども、凡夫の神證を確むるために、更に東字と南字とを別紙に認め、之を丸めて二丸となし、再び神靈を念じて之を探るに、又東字を得たり。三次之を試みて、毫も差ふ所あらざるを見れば、則ち大樹の意、能く神明と合致したること昭々たりとて、茲に社殿を東面に造營し奉るべき事に一定したり。日次を案ずるに、四月五日は良辰なるを以て、卯刻より、廟基の繩張を施さ

るべき事となり、乃ち酒井雅樂頭忠世に命じて、此旨を大僧正に傳達せしめたり。

猶々明朝早天奉侍候以上。

急度致上候。然者明朝御宮之御繩張之儀、只今途上開候。就者大僧正も出仕有之様に可申遣一之旨上意御座候。御繩張之上に御對面可被成候由に候。明六ツ時分に酒井讚岐殿木屋迄御出可被成候。御繩張卯刻に相定候。大僧正様年頃之御進上も、今晚御用意に而明朝私へ可被下候。委細者讚岐守殿より可被申入候。恐惶謹言。

卯月四日

雅樂頭

双巖院

是日や孟夏の天清く晴れわたりて、千代の松むら新に深緑を添はし、微吹く風に軽き袂を飄へすも、心に快き且なりき。家光は繩張の状を覽まほしとて、其處に臨みたりしが、郭内に伺ひ馴らせる雌雄の白鶴の、翼比べて此處に降り立ちける。鶴飼の者恐れ惑ひて走せ來たり、雙鶴を收め去りけるに、少焉して

浩々として歌ふ聲、晴たる天より落ち來たり。人々一やうに天を仰ぐに、一雙の仙禽九阜より舞ひ來たり、頓て繩張したる廟基の邊に下り立ちぬ。目のあたり此祥瑞を見て、誰かは神徳を仰がざらん、身を肅み心に慶びて、仙禽の爲す所に目を凝らし、が、鶴歩裕に繩張を一巡するよと見れば、翼を張つて空に翹り、東天さしてぞ飛び去りける。

家光神威の奇瑞に隨喜して、繩張の儀果てのち、諸役に宴を賜ひて祝意を表す。乃ち、大僧正は祭文を作つて、祥瑞を頌賀し、大和尚澤庵宗彭も亦賀章を獻じぬ。就中大僧正の祭文は、最も台意を欣ばし、金匱を納めて、之を東照大権現の寶庫に秘藏せしめられたり。折から鳥丸亞相光廣在府して、此奇瑞を目撃したりければ、國文國詩に著して、頌し奉りぬ。

時は卯月はじめとかや、大樹御めぐりの御領主、東照大権現の御社造營の地引ならしにして、人群をなせしに、其所へいづくとも知らず、白鶴ひとつ下り居たり。折しも千年の宮居もしるく覺えけるに、また天飛ぶ鶴のふたつ舞ひ下りけるは、誠に御世の榮えも相生

ならむ神の御納受を作り知らせ給ふなるべし。延喜の御代白鷺の聖徳になつきけるこそ、世の中にいひのしれる事なれば、いとあまれき御めぐみ鳥獸にまで及びけるは、さてもよく治まる御代かな。

宮づくり嬉しき神の御ころと千年や告げて鶴や舞ふらん
さらにまた千年もしるし友鶴のつばさならぶる神のひろ前
大橋龍慶も亦咏みて上りぬ。

あがめます神の誓もしら鶴のよはひを君が代にかさねつゝ、
更に儒臣林道春法印信勝に命じて、『城内靈廟神鶴記』を作らしむ。道春筆を
援いて祥瑞の本末を記し、詩を作つていはく、

靈神如在勢巍然。勝地營宮初夏天。雙鶴繞壇珠樹影。總今新緑幾千年。
と。家光のいかに此舞鶴の瑞を感喜したるかは、是にても知ることを得べし。
頓て根來小左次盛正に、御宮御造營の奉行を仰せ付けらる。御大工頭は木原
奎允義久、棟梁は鈴木兵九郎、與次郎、彌太郎等なり。工程次第に抄取りて、

御棟上にも間なくなりし頃、家光は既に正遷宮の準備を心に劃して、中根壹岐
守正盛をして、左の如く照會せしめらる。

御本丸御普請出来不申候へども、今月は御ゆはひまで、御わたまし可被成候。御宮之儀は、九月御普請出来申候により、御遷宮可被成候。御本丸御宮之儀は、御やうせうより御か
んこう被成候御しるしに、天下をしらせられ、唯今迄天下せいひつに御座候事、ひとへに
神慮と思召候間、さだめて僧正もよろこびにて可有候初は御持佛堂と思召候次第に
廣大にならせられ、令度の御宮作りなどおふきに御座候。夫より鶴などのげんじ申事、
後世にかくれなく候。日光は御本社に御座候間、かくべつに御座候。紅葉山のひきべつも
可有候。御遷宮の次第を僧正はからひ被申上候。様にとの御意に御座候。せつけ門跡衆
などよび下し候事は、あまりに思召候間、よきころにかんがへかきたてを可被上候。御
覽被成がく人などよびに可被仰付候との上意に御座候。

八月 日

中根壹岐守 花押

斯くて九月十七日には御上棟の式ありて、御大工頭奎允へは、包次の御太刀、
栗毛の御馬を、棟梁鈴木兵九郎には銀三十枚、與次郎には二十枚、彌太郎には

十枚を賜はり、其他工人へは青紙五千疋を下して、其勤功を賞させらる。事果てのち、大僧正、智樂院權僧正忠尊とともに、讀經して鎮壇を行へりき。而して正遷宮は二十六日と定められ、其前二十五日、執政松平伊豆守信綱、御側中根壹岐守正盛を御使として、大僧正の本坊に遣はされ、其儀注を協議せしめられしが、攝家親王を招かじとの豫定はいつしか變りて、宮門跡の出座に依り、其儀は甚だけやくしきものとぞなりぬる。

既に當日となる。戌上刻神輿二座を假殿より新造の本殿に遷し奉る。土井大炊頭利勝、松平伊豆守信綱、酒井讃岐守忠勝、神輿に供奉し、吉良上野介義彌、今川刑部大輔直房、御劍一口づゝを奉持して左右に従ふ、孰れも衣冠束帯なり。拜殿の前にて、伶人神前に對ひて亂聲一調子、卒つて大僧正天海御迎ひに參る。次に唐櫃二棹、獅子二頭、御弓、御劍を先て、其後より青蓮院門跡尊純前大僧正、毘沙門堂門跡公海始の衆僧之に従ふ。夫より拜殿にて供御奉る、此間、伶人樂を奏す。御法會一過してのち、奉幣使勸修寺中納言經廣拜殿

に進んで奉幣の宣命を讀む。此間大炊頭利勝、伊豆守信綱、上野介義彌、刑部大輔直房、壹岐守正盛、大内記照久等著座せり。是日、御持筒頭にて御造營奉行を承はり、御宮作り心力を費したる、根來小左次盛正を從五位下に敘し、出雲守に任ぜられたり。

二十七日内宮御法會あり、奉幣使勸修寺中納言經廣拜殿に著座す。青蓮院宮前大僧正、毘沙門堂門跡公海權僧正、智樂院別當忠尊權僧正草座に著き、次に導師大僧正出座す。花籠、大僧正と青門とは、高家吉良義彌、公海と忠尊とは、今川直房之を供し、衆僧には十弟子之を授く。次に衆僧出座して御法會はじまる。此間伶人舞樂を奏す。陵王の舞果つる時、中納言經廣出て、白の時服一襲を伶人の左の肩に纏頭す。次に納曾利、これは上野介義彌纏頭の品持ち出て、右の肩に懸く。夫より被物あり、青門と大僧正及び公海へは、唐織浮織薄物三襲、黃門并に上野介之を引き、智樂院、尊勝院、上乘院、寒松院、千妙寺には、刑部大輔、大澤右京亮基重、唐織薄物二襲づゝ之を引き。次で衆

僧に至るまで悉く被物賜る。御法會卒つて後、家光直垂にて參詣あり。無論

束帯なるべけれども、病後なれば、斯く略装を用ひしなりとぞ。

是れにて内宮正遷宮の祭會も卒りければ、二十八日には、青蓮院宮へ銀五百

枚、綿五百把、勸修寺中納言へ銀二百枚、綿百把、大僧正へ銀千枚を遣され、

晦日には、青門、大僧正以下、祭會に關はりし坊官等を饗せらる。青門、黃門

より太刀目録を捧げ、やがて猿樂はじまる。能組は、高砂、田村、芭蕉、張良、

船辨慶、鶴、山姥、熊坂、吳服等なりけり。

是より先、本城の工事成る。大僧正命を受けて、東叡山に安鎮の法を修し、

八月二十六日之が結願となりぬ。是日家光、堀田加賀守正盛を遣はして、大僧

正に銀二百枚、時服十領、毘沙門堂門跡公海へ、銀百枚、時服十領、智樂院權

僧正忠尊へ、銀五十枚、時服五領を遣はして其勞を慰めらる。又二十八日の新

城舞臺開の猿樂にも、大僧正を召されたり。柳生但馬守宗矩の定家、永井日向

守直清の三井寺、佐久間將監實勝の藤戸、保々兵九郎久季の天鼓などとりく

ありて、厚く饗せられたり。

十一月十七日、家光東叡山神廟參詣の途次、大僧正の本坊に臨む。大僧正御

膳を獻じたる後、風流を催して台覽に供ふ。家光終日こゝに遊びて、燭を呼び

て歸城したりき。

大猷院實紀、東叡山文書、東照宮緣起、人見私記、紅葉山書上、羅山文集、東源記、江戸舊事考

第六章 仙波炎上

大將軍家光の御臺所鷹司氏(孝子)を納れてより、既に十有三年を経れども未
だ一人の子を擧げず、家光は齡三十四歳に達し、孝子方に三十六歳にして、其
間に世子のなきは、天下の憂ひとする所なるが、就中大奥に於ては、最も深憂
とする所にして春日局の如き、英勝院尼の如き、幼少より近侍したる老女達は、
神佛に祈請して己が命を縮めんと誓ひたれども、世に謂ふ合性の悪しかりしか、
又は子種のなかりしにや、一回の懷妊とてもあらざりけり。

春日局、英勝院等、家光を動かして側室を進め、幾たび人を交ふるも、更に

懐妊せざりしに、岡半兵衛重政の女にて、望野長門守幸和の養女として宮仕せしめたるお振といふ者、寛永十三年七月に至りて、始めて經水の滯りたることを發見したり。春日局、英勝院等の驚喜言ふばかりなく、尙仔細に注意したりけるに、月を經るに隨つて、彌其驗し顯然たり。兩女はもはや其悦びを包む能はず、大僧正の登營を待ち受けて、お振の方受胎の事を語り、偏に御男子にてあれかしと祈るよしを告げ、時機を見て安産の御祈禱は申すまでもなく、變生男子の修法をも請ひたしなど申し出でたり。大僧正も御子なきことを憂ふること一方ならざりしかば、快く御祈念を承諾して、是より日を期して祈禱の壇に登り居たりき。

今歲閏三月は、愈臨月に當りければ、大僧正は怠りなく修法を凝らし居たるが、閏三月五日、お振の方は安らかに産の紐を解きて女君を生みまゐらせたり。

なほ、御ふりより、御ふみにて申上られ候へつれ共、わがき人の御事にて御さ候ま

ま、左様の御事いたさせ不申候ゆゑ、わたくし方より申上候めてたくし。

一筆申あげと
公方様御機嫌もうちつきよく御座なされ候ま、御心やすくおぼしめし候べく候。さやうに候へば、御ふりするくと、姫君様御たんじやういたしまいらせ候事御せいに入られ御きれん被成候御いとくと、かたじけなかられ申され候。御しうきまでには御ふりよりのこのもくろくのごとくしんじ申され候。よく我身に心得候て申あげ候へとの御事に御さ候。
ひめぎみ様一たん御きげん能、御ちゝあがりまいらせ、めでたさにて御座候。大そう正様御そく才の御事うけたまはり、めでたくぞんじと。

九 日

かすか

大そう正様まゐる

人々御中

幸ひにして姫君は無事に生立ちぬ。大僧正は絶えず祈禱の符を進めて、恙なく肥立たんことを念じたるに、佛護空しからず、三月餘りを経過して、愈健

かに生育しぬ。今は初詣に程もなければ、大將軍の命として、命名の事を大僧正に託せらる。

返すくまいりぞめは紅葉山、御名は山ざとの御みや様にてつけまいらせられ候へとの

御意にて候まい、さやう御こゝろえなさるべく候。なほく、かすが殿もよくまうせ

との御事にて候。めでたくも

一筆まうしあげ候

姫君様まゐりぞめは紅葉山にてまゐらせられし。御名の事はやまざとの御宮様に

てつけ参らせられ候へとの

御意にて候まい、かならずさやうに御心得なされべく候。をといひ申て進じりとほり、

おまつ様か、お千代様か、ふたつの御名にて、よきをつけまゐらせられ候へと、かすが殿御

申候まい、申て進申候へば、御返事にとかうの事おほせ下されず候まい、御心もとなくぞ

んじ候て、又申候御事にと。めでたくも。

十五日

ゑいせうゐんか

大そう正様に

人々御中

即ち大僧正は此姫君の名親として、命名の選に當りしなり。既に七月の十六日となりぬれば、拂曉に城内に使者を送りて、樽肴の祝儀を齎したるに、二老女より左の消息を大僧正に寄せ來れり。

來年は

若君様御はんじやうにて、かさねくめ出度御事と、いはひ入と。けさは御祝儀

として御たるさかなまゐらせられ、まことにめ出度ひらう申入と。めでたくも。

おほせられのごとく、けさは

姫君様はじめ御しやさん被成候にてんきよく誠にく、めでたさ申つくしがたく祝

まゐらせ候。いよく

公方様御きげんよく

姫君様御せいじんにて。

永せう院

大僧正様御

返事御ちご御中

是日姫君初ての社参の儀あり。先づ紅葉山の東照大権現に参詣して神酒御鏡餅を頂戴し、白銀百枚を奉納して下向し、更に山里の内宮に詣づ。此神前に進んで拜を爲し、白銀五十枚を御幣の代として納む。是時天海大僧正、恭しく名記を捧げて姫君に與へ、爰に始めて千代姫君と稱することとなりぬ。大僧正以下夫々に被物を引きて内宮を下向し、更に城外に出で、永田馬場日吉山王大権現に参詣し、其歸りに春日局の邸に立ち寄り、此處にて魚味始の式を擧げぬ。三家一門を始めとして、在府の諸大名等、孰れも登城して、此佳節を稱賀したりき。

是冬の事なりき、國禁の天主教徒等、肥前國天草島に集りて、原の城を築き島原の城主松倉長門守重治に叛きて、逆亂を企つとの急報ありけり。折しも長門守重治は在府中なりしかば、夜を日について馳せ下る。幕府また鍋島、細川

四四八
かすか

立花、米田の諸侯に命じて、兵を發して原の城を攻めしめ、板倉内膳正重昌を遣はして、之が總大將たらしめたり。

然るに、宗徒強くして年を越ゆるも誅に伏さざりしかば、寛永十五年正月、幕府は更に執政松平伊豆守信綱をして、内膳正重昌に代らしむる事としたり。重昌大に愧ぢて、奮戦して討死す。此戦ひ二月二十八日に落城して、三萬七千の教徒の首を切り懸けつれども、味方も討死負傷數多く、鍋島の手如きは、大將秀島四郎左衛門尉をはじめ士卒無慮五千人を損傷したるを見ても、宗教を利導するにあらねば、國の保ち難きを知り得べきなり。

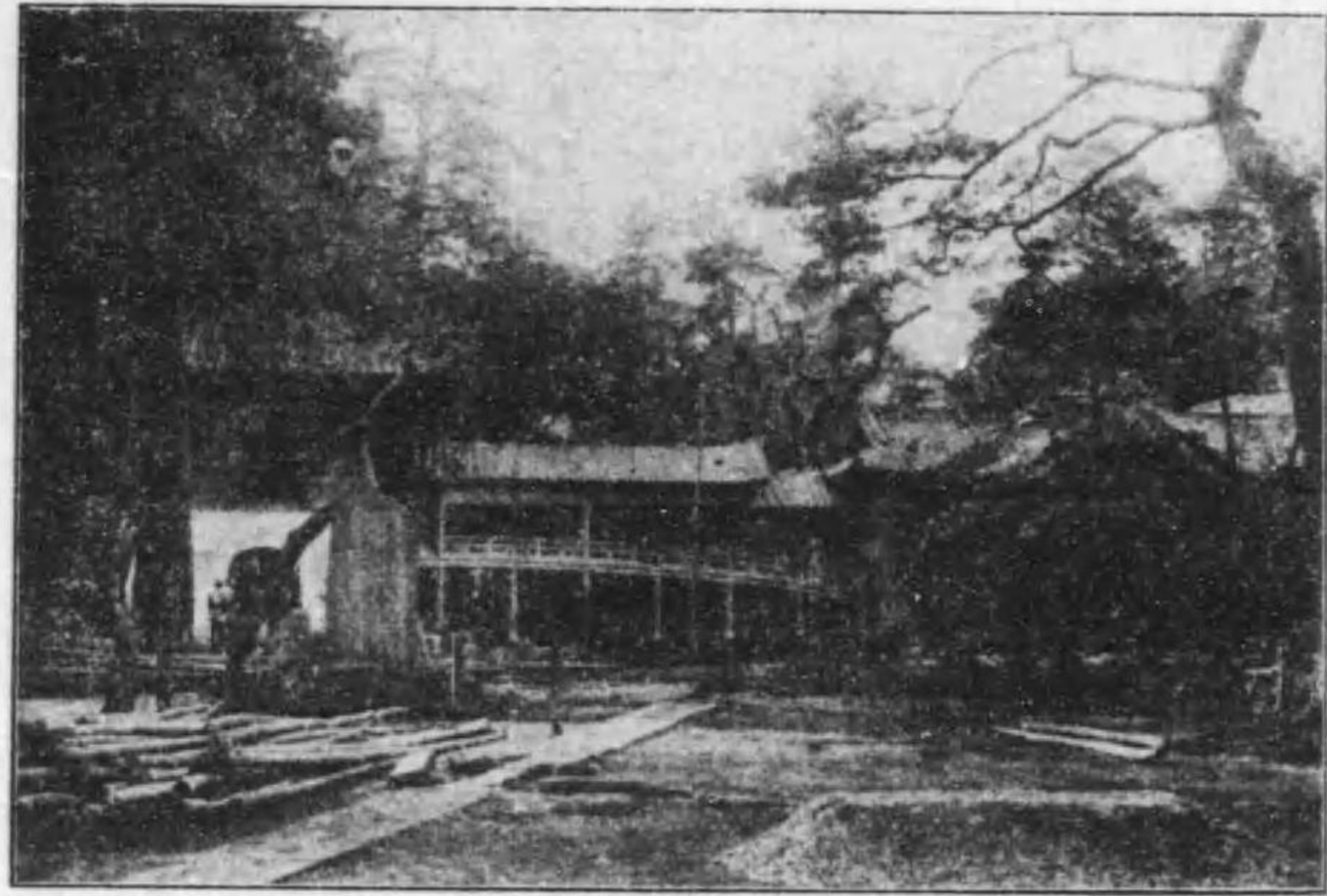
正月に入りて日光山の僧坊回祿に罹りたる報ありしに、其二十八日に至つて、大僧正が多年心血を注いで經營再興したりし、仙波喜多院の池魚の災に罹りて一字を留めず炎上したることを報じ來たれり。抑、仙波無量壽寺の再興は、慶長十七年以來の經營にして、大堂、慈悲堂、大寢殿、本坊、庫裡、輪藏、東、南、北の大門、總門より、日吉山王大権現、東照大権現に至るまで、宏壯華麗

に建ち列りて、尊海僧正の昔古も、此れには過ぎじと思はれけるが、二十八日の辰の刻、川越北早道場より出火して、城内の家三百軒餘りを焼き拂ふと見る間に、火は倏ち飛んで仙波に延焼したり。武藏の曠原の例ひとて、是日も風劇しく吹き荒みしかば、地を這ふ黒烟の間より、赤き、青き火の舌を吐きて、觸るゝ物皆焼き盡くし、烈風に煽らるゝ毎に、猛火一段の暴威を加へて、霧々地に星野山の聖境に襲ひ來たれり。其勢ひの猛烈なること、一隊の鐵騎長驅千里の野を斷つて、敵の陣地に殺到するに異らざりけり。

一山の衆徒も必死となりて、火を防がんと努めしかど、風勢火勢敵すべくもあらざりければ、本尊、神靈の徒御より、經論法器の類を主として、及ぶ限り力を運搬に盡くせしにぞ、火の殿堂に及ぶ頃には、略避難の方を講ずるに至りしが、さるにても塔山は堂も本尊も共に炎上し、喜多院は慈悲堂より東照權現に及ばし、中院、南院、廣喜院、仙鏡院、門前の町家までも焼き拂ひて、境内を一坏の焼土と化し、始めて鎮火したりける也。

大僧正は此不測の劫火に遭ひても、曾て驚惜の色を表はさず、直ちに再建の企畫を運らしたり。家光斯くと聞きて、取りあへず、川越城内に營める將軍の旅館を移して、大僧正の居室に宛てしめぬ。此一棟は古く江戸西の丸に在りて慶長九年七月十七日、家光のこゝに誕生したる産殿なり。家康屢武藏野に放鷹して、川越城に次するを常としたれば、之を川越城に移築して、三代の旅館となり來りし也。間口八間、奥行十二間半にて、今も喜多院の客殿として存す。續いて川越の城主堀田加賀守正盛に、造無量壽寺奉行を命ぜられ、先づ東照大權現の廟社より造營を始められたり。

東照大權現の立柱式は六月を以て行はれ、十七年五月を以て落成す。再營の本社は三間に二間半にして、板縁、柱まで皆黒漆を塗り、獅子、象、唐鳥、唐草の彫刻を施す。幣殿、拜殿は三間半に五間の四棟作りにて、柱は悉く圓柱、塗るに黒漆を以てせり。城主堀田加賀守正盛よりも石の鳥居を寄進し、唐門、玉垣、悉く整ひたれば、偉觀前にも勝りたり。此造營は渡邊忠兵衛、林六右衛



院多喜寺壽量無波仙 圖二十第

門奉行を名代し、番匠鈴木彦左衛門、杉本五左衛門、木原奎允を名代し、大工棟梁福田庄左衛門、中村善九郎、同苗次郎左衛門等は専ら之に當れり。同時にまた大堂、客殿、大書院、小書院、庫裡の工事を起され、皆同じ程を以て出来したるが、前城主として因縁最も深かりし、酒井讃岐守忠勝は、二重多寶塔を寄進したり。名代奉行は柏屋五右衛門、箕島次左衛門、番匠大將は平之内大隅守、大工棟梁は喜兵衛、長左衛門等にして、敷石は四尺四方、檜木丸柱十六本、四方縁の結構なれば、星野山中新に一の美観を加ふることを得たり。

右の再建と同時に、泉水築山の築造を始めらる。渡邊、林の奉行の下に、山根忠左衛門、竹内孫左衛門、金本三五郎等の請取にて、人夫一萬三千人を要したりとぞ。築山は堅二十一間、横十一間、高さ五間の山形となりて、清冽鏡の如き泉水とともに、雄大の景致を具へたる所、能く大僧正の嗜好に合したるものといふべし。

多くの再建の年の内に起工したるに拘らず、慈悲堂の造工は、翌十六年に至つて起工されたり。堂は十二間に八間にして、檜五尺廻りの丸柱三十八本、楯八寸角柱三十四本、天井組入、屋根瓦葺の新堂、巍然として建ちたりしかば、畫龍に晴を點じたるが如く、喜多院の境内は引き縮まりて、始めて舊觀に復し得たりき。此方面は、坂本若狭守、長左衛門、賀右衛門等、専ら工事を監したりとぞ。大猷院實紀、泰平年表、東叡山文書、藩翰譜、東源記、喜多院縁起、仙波建立記、仙波見聞記、武藏國風土記稿

第七章 大樹省病

寛永十五年九月十七日、大將軍家光上野東照大権現社參あり。例に依つて大僧正の本坊に臨み、晝餐の饗を享く。一年大僧正の乞哀に依つて罪を宥められ、後召し出だされて寵遇を忝うしたる大徳寺の長老、澤庵宗彭の爲に北品川に地を賜ひ、東海禪寺を建立ありしが、今茲四月を以て落成したり。將軍は其境内の廣袤は龍寶山に超え、其堂宇の清麗は大徳禪寺に譲らずとて、澤庵の感謝したるなど物語りぬ。

此時大僧正は客春將軍不豫の砌り罪被りし醫官、半井驢庵成近、今大路道三親昌の爲めに、勘氣を宥められん事を請願して、之を容れられ、又柳生七郎三巖の恩赦を請ひて、是亦赦免せられたり。折しも日光山御代拜の命を領したる酒井讚岐守忠勝、御暇乞として參上したりしに、乘御の駿足に御料の鞍籠を置きたるまゝ、之を忠勝に賜はりて、此處より騎つて出立つせしめたるなど、家光氣色斜ならず、薄暮に及んで歸城の駕をぞ命じたりける。

十一月大僧正病ふの牀に臥しぬ。初めはかりそめの風邪なりしかど、日を経

るまゝに不測の重患とぞなりぬる。殊には百歳を越ゆること三歳にして、老衰漸く加はりたれば、家光深く憂念に堪へず、其十六日、官醫半井驢庵成近、今小路道三親昌、野間玄琢成岑、武田道菴信重を遣はして、親侍診療せしめらる。大僧正も老羸の重患、復た起つべからざることを悟りけん、密かに毘沙門堂門跡公海をして、兩山の寺務たらしめんことを請ひ申せり。家光狀を得て大に歎き、酒井讚岐守忠勝に命じて、大僧正の本坊本覺院に相詰め、時々容體を言上せしめ、更に中根壹岐守正盛を差遣し、夫卒二十人を以て、東叡山大城の通信往復に膺らしめたり。而して後、親書を裁して、大僧正不豫に付、毘沙門堂權僧正公海、之が寺務を繼ぐべき旨を命じ、之を紀州、水戸の二邸にも通報せしむ。

病候の弛張常なく家光坐ながら報告を聞くのみに満足せず、遂に急ぎ駕を命じて、一日東叡山に潛行し、親しく病牀に臨みて、大僧正の症狀を視たり。是日熱氣低く、氣色も大に見直したれば、聊か心を安んじたるが、斯く輕快の容

體を視ては、回春の望みなきにしもあらねど、高壽の大患容易に安堵すべからず。是に於て家光平素の宿望を達すべく、口を開いて懇望するやう、我久く山王一實の神道を相承して、東照大神君の芳躅を續まほしと願ひ居たり。今老師幸ひにして平快の徵著はるれども、若し一朝にして化を他方に遷すこと、在さんには、道の依るべきなきを奈何にせん。仰ぎ願はくは、此小歇の時に於て、少しく秘蹟を漏らし給はるべしと。

大僧正いかに心得けん、此台命を承はるや、毘沙門堂門跡公海を招きて、先づ此病牀を薰淨せしめ、次に家光と己とを洒淨せしむ。斯くて侍僧を遠けて後、始めて口を開きて、神道の骨子に就き、其奉を抜きて物語りぬ。其傳授の狀、壯重叮嚀にして勞瘁の身に在ることを忘れつゝ、略其要を擧げて之を家光に示し訖れり。家光感激して謹聽すること多時に迫りしが、病體の長談疲憊の特に甚だしきを覺えたり。時に満室一人の侍童とても在らざりしかば、家光は衝と起つて藥爐の前に到り、一碗の藥湯を調じて、手づから之を大僧正に薦

めたり。其慇懃の爲體、身一天下の主將たる位を忘れ、只管師資の禮に違はざらん事を恐るゝ者の如く也き。大僧正も此法孝の至誠に感動して、恭く拜受して服用したり。夫れ神道相承の深祕は、誠の一字に歸す。其誠あれば則ち神あり、其誠なければ則ち神なしとかや。家光能く有神の道に至るとや謂はまし。大樹一服の薦藥は、能く病患の主要に中りけん、是より大僧正の大患も漸く快方に起きしかど、臘月より孟春にかけては、寒氣殊に劇甚にして、老體を冒すこと少からず、兎角に元氣快復せざりき。仍て宮崎備前守時重、久志本式部少輔常尹を遣して、斷えず病候を搜らしめ、又二月七日には、執政酒井讚岐守忠勝を使ひとして、公けに其容體を問はしめたるなど、其心一日も大僧正を離れたる事あらず、人をして深く道孝の至切に感ぜしめたり。

大僧正も亦其渥遇の日に厚きを感銘して、公海等に語るやう、家光公の枯朽を吹嘘して、甚だ愛服を賜ふことは、日として之を忘れたる事はなきぞかし。願はくは社殿を營みて法座を安じ、閑に神道の深祕を開示し奉らんと思ふ也。

來ん四月十七日には、必ず當所の大權現に御社參あらせられ、其途次台駕を本坊に枉げさせらるべきも、其以前に於て、皆傳の事を果さんと思へり。急ぎ新殿を造營するやう、各に於て配慮あるべしとありけり。

公海等旨を畏みて、直ちに新殿の營構を命じたりしかば、日ならずして造工の竣りを告げたり。仍て大僧正より本坊御成の事を上願したりけるに、家光太く悦びて三月二十九日といふに、急ぎ駕を寛永寺に寄せたり。

例に依つて御膳を獻じたる後、病後の大僧正法衣に威儀を紊さず、大樹を新殿の法座に誘ひ參らせて、茲に一實神道の秘奥を盡くし、悉く之を授けたり。家光景仰の念心魂に徹して、山王一實の神祕を牢記し、長へに其教を奉ぜんことを誓ひ、且つ曰く、老師既に瀕死の病ひに罹りながら、不虞にして平復し給ふこと、誠に天神の相け給ふ所なり。これが福履を享くる者、我ならずして誰ぞや。さらば延年舞を舞はして、其賀儀を表すべし。と。新殿の下に置舞臺を設け、四座の大夫を召して、猿樂を興行せしめ、猶銀百枚、八丈絹二

十反を賜はりたり。

東源記三月二十九日東觀山啓行の狀を記すること本文の如し、然れども大猷院實紀には、是日に此事ありしを載せず。謙泰記には、別に日次を掲げず、夏四月の後を承けて、師一日弟子に謂つて曰くと録せり。四月十七日には、大僧正本復して紅葉山の例祭を掌り、家光の厚饗を享けたるを以て觀れば、蓋し其以前の事なりしならん。

大樹既に山王一實神道の相承を受け、深く一心三觀の妙義に感じぬ。是れより折に觸るゝ毎に、大神君の先縦に倣ひて、台家の血脈を相承し、一乘圓融の法味を嘗みんことを要望したり。殊に親く毫を染めて、一心の希望を明かにしたる事さへありしが、大僧正は容易に之に應ぜんともせず、東照大權現の嘉例に准じて、山王一實の神道、一心三觀の深義を授け奉りし上は、台家の血脈をも授け奉らんこと、當然の順序なれど、先づ他宗の餘師を召して、其法門を尋ね給ふべし。是れ則ち大神君學法の順序なりとて、法門の研究を慫慂したり。されば政務の暇ある毎に、浄土を廓山了的等に問へども、入り易くして却

つて心に安んぜざる所あり。禪に澤庵に參すれども、直下の妙機活潑潑地にして、壁立萬仞攀ぢ難きの感あり。較や其機を得ると雖、機々未だ相契はずして、益台家の神道、微妙の大法を思慕し、より／＼心を玄義、止觀の奥旨に潛め、思ひを三諦の觀解に凝らしたれば、始めて俗諦常住の理に悟入するこ
 とを得たり。此熱誠精進を見究めたる大僧正は、今は玄底を傾けて付屬するとも、能く受持する事を得べしと信じて、遂に血脈を擧げて相承せしめたりけり。
 是歲、上野國新田郡世良田長樂寺に、東照大権現の廟祠を興して、最教院晃海をして之が別當たらしめ、廢頽せる堂塔を修理改建して、大に觀望を改めしめたり。既に記せるが如く、此寺は榮朝の開山徳川義季の開基にして、幕府祖先の菩提寺なり。大僧正は大寧禪師の印可、宣海和尚の付法にして、世良田流顯密禪一致の宗風を相承したれば、慶長十八年、東照大権現より、三宗兼學の任に堪ふる者、天海を除きて他に求むべからずとして、之が住持を命ぜられたり。一旦圓耳和尚をして代りて住せしめしかど、彼の僧歸洛して、北野興聖寺

に住したる後は、寺務を塔主に委ねて、住山の事はなかりき。大僧正は性來事を急がぬ氣質なるに、日光山、東叡山の經營など、當面の事繁くして、其まゝになりけるに、塔主山林を伐り荒し、寺院を修繕せざりしかば、家光かくと聞きて、祖先の菩提寺の頽廢を歎き、大僧正に命じて監宇を改修し、神廟を新營せしめたるなり。

後三年を経て、寛永十八年に至り、長樂派の天台末寺普門寺、永徳寺及び武州奥州の末寺等連署して、早く專職の住持を置かんことを請ひ願へり。仍て大僧正より將軍に稟請して、最教院晃海を遣はし、一山の引渡しを請求したりしに、塔主萬藏院殊に拒み申すやう、長樂寺は榮朝禪師創開の禪刹なれば、天海大僧正住持たること、斷じて不可なりと妨訴せり。大僧正啓して曰く、彼寺は葉上千光國師榮西の傳法灌頂今に修行して、其末寺諸國に散在せり。秘密灌頂の道場たること、誰れか之れを曲げんや。況んや貧道は、大寧禪師、宣海和尚に參して、榮朝一流の單傳密印の法、印可の血脈を得たるをやと。家光大に然

りとし、阿部豊後守忠秋を遣はす。大僧正之に手書を與へて、

依爲御祖先之御寺、可有建立之由、我等に被仰付之間、申略したとひ、眞言禪等に而も候へ、以

御詮、於被改之者、誰も異存を可有存哉。其上彼寺は、前々より顯密禪弘通之天台一派の首に

候、關東者不及申於日本、末寺數多御座候條、御權現様御非分に被仰付にあらす(下略)。

と解諭したり。乃ち忠秋世良田に到りて命を傳へ、寺院は固より什寶道具に至

るまでも一旦官に收め、更に大僧正に交付す。是を以て大僧正、禪法を北野興

聖寺に授與し、眞言院を毀ちて舊に復し、長樂寺を以て先規の如く秘密灌頂の

道場となし、遂に晃海に授けて住持せしめたる也。大猷院實紀、東源記、護泰記、列祖

史、地理

第八章 日光門主

年狂言是非以來者、皇子一人申請べきのよし、御年寄衆へも度々咄申候。其御意にて諸事可申候。とは去る元和九年極月十九日、大僧正の梶井宮寂胤法親

王に呈したる手簡の一節なりき。當時東叡山寛永寺は、只だ建立の事定りたる

までにて、未だ礎石をさへ据ゑざる時なりしが、大僧正の意中には、既に此れ

を以て東三十三ヶ國の天台總本山となし、貫首親王を奉戴して、遙に比叡山と

對峙せしめんことを企畫したるなり。此内談を受けたる執政等は、此くの如き

遠大の希圖に對して、果して如何なる見解を下し、如何なる意見を持したりけ

ん。傳ふる所あらざれば、之を知るによしなし。此の消息を受け給ひし座主宮

は、何とか覽させ給ひけん。天台座主の法位に備はり給へば、只だ天海が狂言

とのみは、よも御覽せさせ給ふまじ。大僧正が此大誓願は、年月を累ね、時日

を経るに従つて、愈固く深く篤くなり來たれり。

上皇には姫宮許多在し、女一宮第二皇女は現に天位を統べさせ給へども、

皇子にはいと御縁遠く在し、第一の皇子は皇太后宮の御肚に降誕まし

まして、既に親王宣下も行はせられ、高仁親王と稱し奉りしが、御二歳にて升

遷せさせ給ひ、第二皇子も亦御嫡出におはしまし、かど、僅に二十日に満ずし

て隠れさせ給へり。其後暫く皇子降誕の事あらざりけるが、過る寛永十年三月十三日、京極局光子故宰相園基任女皇子を降誕し奉る。此第三皇子すがしく御生育遊されて素爲宮と稱し奉り、専ら皇太后宮の御所にて御養育在らせらる。やがて儲貳に立せ給ひ、九五をも繼承せ給ふべしと傳へられぬ。此局いかなる祥にか會へりけん、またもや皇胤を孕し奉りて、明る十一年閏七月十一日に、月満ちて第四皇子を誕み奉りぬ。今宮と稱し奉るが是れなり。斯く皇子二柱までも御繁盛在らせらるゝ上に、又十四年正月十八日には、右衛門局(前中納言水無瀬成氏女)の肚に豊宮、今年十六年四月二十八日には御匣局の肚に、寛宮生れまして、龍胤鳳子いと賑々しくぞならせ給ひける。是を以て大僧正は、第四の皇子今宮の御方を申し請ふて、日光山東叡山の門主と仰ぎ、關東天台を總轄させ参らするは言ふまでもなく、往々くは傳教大師開立の壮志を繼承して、汎く諸宗の上に冠たらしめんと思ひ立ちたり。則ち此儀を以て執政に謀り、遂に將軍家に素志を語りて、天海一代にして誓願を遂げ得ざれば、大

樹に於て志を繼承せられ、必ず此事成就せしめ給へと請ひ申しぬ。

大樹も其誓願の理あるのみならず、此事關東教權の規模にも關するを以て、内分を以て、京都の意向を搜り試みたるが、東照大權現の奏請によりて、既に知恩院に宮門跡を置かれたれば、敢て非とするにはあらねども、親王住山の門跡等は、多く近畿に限りて、未だ遠國に置かれたる例あらず。若し東叡山の例を引き、在國の本山より奏請することあらば、甚だ難義なるべし。自然親王住山の先例にてもあらば、取調べて申し出づべき旨、内達せられたり。

大僧正は此を聞き、誓願虚しからず、既に勅許を得たりとぞ欣びける。即ち日光山満願寺は、本坊光明院の退轉以來、監守を以て山務を攝し來たりしかど、由來新王座主の寺格にして、累世の座主法親王にあらずんば、攝家將軍の貴戚なり。鎌倉將軍惟康親王の第一王子、源慧大僧正に入室して、後に日光山第二十八世の座主となり給ふ。仁澄大僧正と申し奉る。仁澄大僧正の法嗣は、後嵯峨天皇第十四皇子に在し、第二十九世の座主に上りて、仁慧法親王と

稱し奉る、第三十一世の座主も亦、惟康親王第三王子に渡らせられ、第三十二世の座主は、建武元年青蓮院門跡より光明院に轉住し給ふ。即ち龜山天皇第十七皇子、慈道法親王にて在します。第三十四世の座主も、聖守法親王と申して、是亦金枝玉葉なり。東叡山こそ新創の寺院なれ、日光山は勝道開基の古刹にして、二世教旻僧都の時、弘仁帝の勅願寺となり、日光山座主の詔命を拜して以來、今天海に至るまで、五十三世法燈連綿として、八百有餘年を経たるよし、詳に復奏に及びたり。

朝廷にても一應僉議したる上、此の如き明確なる先例ある上は、何條異議あるべき、仙洞第四の皇子今宮を、大僧正が法嗣とし給ふべしとの宣旨なり。去りながら、今宮今は六歳の妙齡に在し、未だ親王宣下も在らせられざれば暫らく女院の御實子として御養育在らせられ、年齒漸く長ぜさせ給ふに及びて、關東に下して入室せしめ給ふべしとの勅諭なるよし、其沙汰に及ばれたり。大僧正は老眼に感涙を湛えて、教法を崇敬在らせらるゝ、優渥なる皇恩に感

泣して、宿積の素願成就して、日光山に親王の座主を興復し、東叡山に新に宮門跡を迎ふるからには、諸宗統一の祖意を遂ぐるため、やがて此宮を一品法親王と爲しまゐらせ、十宗の上に冠たらしめんと、更に一層の大誓願を發すには至りたり。

此驪悅に心の勵されけん、草案のまゝにて、久しく推敵中なりし、夫の「日光山東照大權現御縁起」も、九月より再治の業を起したるが、十月下旬に至りて、略成案を得たり。依て十一月三日之を携へて登城し、大將軍の面前に於て其大要を朗讀し、草案のまゝ、捧呈し置きたるが、翌四日には、尾張大納言義直紀伊大納言頼宣、水戸中納言頼房の三卿に、御縁起内覽を仰せ付けられしかば大僧正は、智樂院權僧正忠尊、酒井讚岐守忠勝とともに、御縁起を携へて、紀州の亭に参向したり。大將軍の意として、縁起は後世の明鑑なり、若し夫れ不可なる所あらば、則ち須らく問議して正皓を期すべしとありしかば、三卿も交るゝ、不審を質し、大僧正逐一之に答辯して、一わたり校讐を了りたり。

三卿が助言に依つて、大に得る所ありしかば、大僧正は徐に文章を改竄し、訛れるを正し、漏れたるを補ひて、其二十五日登營したるに、御右筆部屋に於て饗膳を賜はりたる後、書院に於て對面ありたり。乃ち大僧正御縁起を朗讀し將軍謹んで聽聞の上、受けて寶篋に納めらる。斯くして閏十一月三日に至り、酒井讚岐守忠勝を紀伊大納言の亭に遣はされ、尾張大納言、水戸中納言參向の上、御縁起に關して諸事協議を凝らしたりしが、愈是れにて成案となりしを以て、草案は大僧正に還され、眞名縁起は茲に淨書せしめらるゝ運びとなれり。時に大僧正の御縁起に基きて、之を國文に改め、所謂和歌縁起二卷を著はし給へる、青蓮院宮尊純前大僧正も、和歌縁起の草案を携へて下向し給ひしかば眞名縁起と對照して杜撰孟浪の嫌ひなからしむるやう、互に校訂刪潤し、茲に始めて、漢文國字の兩縁起成るに至れり。

家光は此成功に滿腔の驕喜を湛え、月の二十六日を以て、青蓮院門跡、大僧正を正客とし、酒井讚岐守忠勝、板倉周防守宗重を相伴として、手づから正午の茶を薦め、盛饌を供へて饗應したるが、猶青蓮院宮には、東照大權現御縁起成就せしめられたる御祝ひとして、新知五百石の加増を賜はり、歸洛の暇を出だされたり。

此際和歌縁起に、院の宸翰を染めさせ給はん事は、先年宣旨の次第もあれば青蓮院宮に於て宜しく執奏あるべく、また槐門竹園を始め清華卿相、能書の聞えあらん人々には、一章一段づゝ揮毫あるべき旨、家光よりも大僧正よりも懇囑したりけるが、明る十七年二月七日附にて、尊純法親王(是歲正月法親王の宣下あり)より、左の消息を寄せられたり。

猶以今度

宸筆の儀に付拙僧にも可申上旨

上意之趣添酒井讚岐守書狀來候間則可被遊由被

仰出之旨此度申越候其心得相希候將又舊冬差越候式部卿于今其地令滞留候萬々御肝煎察申候彌其元首尾能可然様頼存候外無他事候猶近々可令啓候

新年之嘉慶重疊目出度存候法體堅固之由承候而大幸不遇之候

眞名縁起二卷并芳札從板倉周防守遣に到來候配卷之儀尤得其意申候

假名縁起之草案

仙洞備前御留置候一段御意に入申候間可御安心候此旨

大樹御前御次之刻可被申入候哉

假名縁起少々

仙洞被染

宸筆之由仰に付板倉周防守より酒井讃州え右之趣被申越候に付則得上意候處末代の

ため第一之初段并白鶴之段被染

宸筆候様にとの儀申來御同心之事に付表向は我等に申上候様にとて昨日院參候而言

上候彌無相違通候間可御心安候千萬々々目出度儀に候

先月二十三日板倉周防爰元に被成候而宸筆之儀何卒と内々談合致申候間

後相原院宸筆之縁起眞如堂にも有之由請候得は古義左様之儀候者猶以

權現之縁起候條被遊候様に有度との事に而色々被入精候段如此候其御心得にて板防

州に次の時分能々御申尤存候今明日中料紙等

仙洞に持參可令申通候其外消書之衆には板倉可申入候間萬事板防州入魂候而申談

二月七日

大僧正御房

尊 純

また同月二十一日附にて、板倉周防守宗重よりも、左の如く申し來りて愈宸

翰縁起の事は定りたり。書中『山衆路次之賄』云々とあるは、是歳四月に行は

るべき、日光權現第二十五回神忌に出座すべき、山門の大衆の旅費をいふなり。

去十五日之尊書拜見仕候然者

公方様御機嫌能被成御座候由目出度奉存候

一日光御縁起初之事書并鶴之卷事書兩所不殘

仙洞可被染御筆之旨被仰出候

公方様別而御機嫌に被思召之由奉得其意候御手前忝思召之由尤存候次に頂命寺に御

座候書物、一兩日中寫之儀出來仕候間是又御心安可被思召候隨分才覺仕候間御満足可被成事。

一山衆路次の賄以下相渡し申候間御心安可被思召候。

一御縁起奥書被成候由珍重存候御老筆之由被仰下候得共。

權現様御惠にて出來仕候間御心易思召急可被成御書候自然御法事に落候御道具にて

も御座候者早々可被仰下候相調可進候拙者式も此度斗御用調可申と存爰許にて隨分精被出申候猶期後音之時候恐惶謹言。

二月二十一日

板倉周防守重宗

大僧正様貴酬

宸翰御筆公卿の染筆に飾られたる、『日光山東照大権現御縁起』は、京都より廻送し來たりぬ。即ち探幽法印狩野守信に命じて、一段毎に繪相を畫かしめ、大經師有廣に命じて之を二卷に表装せしめたり。是に於て天海大僧正之が奥書を謹識して、四月一日携へて登城したり。家光黒書院に出座して、親しく之を受領し、是月十八日、家光親ら之を奉じて日光に登山し、謹んで神前に奉納し

畢んぬ。今も無二の神寶として、日光山東照宮に襲藏する縁起の繪卷は、則ちこの宸翰の假名縁起にぞありける。皇統紹運錄續史愚抄、東源記、大猷院實紀、見山拾葉、日光山世代記、史微墨寶考、證大師縁起

第九章 寶塔更築

大將軍家光私に思へらく、大僧正意氣熾盛にして、能く壯者を凌ぐといふとも、高壽既に百歳を踰ゆること久しく、身體漸く老衰に傾けるを見る、今より十年の壽を享けて、東照大権現三十三回の神忌を修せんことは、望んで得べからざる事なるべし。さらば、今茲第二十五回の神忌を壯大ならしめ、大僧正最後の修祭に充つべきなりと。是に於て、親書を板倉周防守重宗に下して、豫め勅會の儀を奏請せしめたり。

寛永十七年四月十六日の夜、奉幣使清閑寺左大辨宰相共綱、宣命使五條宰相爲適、日光山東照大権現の神前に參向して、謹んで宣命を讀み奉り、愈勅會の事始まる。翌十七日は、大祭の當日なりしかども、雨天なりしを以て延引

せられ、十八日にこそ行はれけれ。祭典畢つて、大將軍家光神前に參拜し、酒井讃岐守忠勝をして御太刀を奉納せしめ、馬寮して神馬を牽かしむ。夫より日光山東照大權現御縁起二卷を捧げて、之を内殿に奉獻したり。

夫より廟塔參詣の事あり、家光拜殿に上りて、北上西面して著座すれば、尾張大納言義直、紀伊大納言頼宣、水戸中納言頼房、東上北面に著座し、三條西前内大臣實條、今出川前右大將經季北上東面して著座す。次に天台座主曼殊院宮二品良恕法親王、妙法院宮二品堯然法親王、三千院宮二品寂胤法親王、青蓮院宮無品尊純法親王、大僧正天海、毘沙門堂門跡權僧正公海等、孰れも塔中に入つて密灌を授け奉る。是日の御戒師は、天海大僧正の教授に依つて、公海權僧正之を勤めぬ。

十九日には本宮に於て法華曼陀羅供行はる。近衛前關白信尋、三條西前内大臣實條、今出川右大將經季、阿野前大納言實顯、滋野井中納言季吉、勸修寺中納言經廣、三條宰相中將實教束帶にて著座し、殿上人中御門右大辨宣順、柳原

右少辨資行、七條中將隆修、樋口少將信康、倉橋左馬助泰吉、竹内極蔭佐保、押小路新藏人以永等階上に伺候す。既にして御導師大僧正天海輿に乘りて參堂あり、是時禁廷の御贈經使飛鳥井三位雅常は阿彌陀經(知恩院門跡良純法親王御筆)仙洞使岩倉中將具起は般若心經(竹内門跡良恕法親王御筆)、大宮使梅園中將實清は普門品(妙法院門跡堯然法親王御筆)を、金紙に包み柳宮に入れたるま、捧げ來りて、恭しく案上に置き、拜せずして退き、縁上の席に著く。大將軍家光束帶にて參堂、左座に著く、酒井讃岐守忠勝劍を役す。續いて尾、紀、水を始め供奉の大名いづれも設けの座に著けり。

神前には、左に竹内門跡良恕、梨本門跡慈胤、竹内新門跡良尙、の三法親王、右に妙法院門跡堯然、青蓮院門跡尊純の二法親王、毘沙門堂門跡公海著座し、御導師大僧正天海は左方に右を向き、尊勝院慈性、上乘院行盛の兩僧正、最敬院見海、本實成院胤海、雙巖院豪倪、竹林坊重順は神前に向ひ、一山の僧綱凡僧其の後に著座す。時に大僧正梵唄を唱へ、是れより御經讀誦あり、伶倫の奏

樂亦法の如く、森嚴の法會行はる。法會卒るや、前關白信尋起つて大僧正に被物を引く、二重づ、三度なり。著座の公卿また交起つて、門跡僧綱に被け、將軍先づ退出し、順次退下して全く終りを告げぬ。

是夕大樹よりは、吉良若狹守義冬を以て、御樽并に御菓子、酒井謙岐守忠勝を以て、白銀二千枚を大僧正に、白銀五百枚を公海へ遣はされしが、去る十七日、旅館に伺候したる時にも、大僧正へ銀三百枚、時服二十領、公海へ銀百枚、時服十領の下賜あり。特に御布施の鄭重なることを感謝したり。

二十日の本地堂に於ける法華曼供畢つて、二十一日に將軍は下山ありき。二十日には、宣に依つて毘沙門堂權僧正公海、一身阿闍梨位に上り、法曼一流の灌頂を遂げぬ。大阿闍梨には、大僧正傳法の弟子、妙法院門跡堯然法親王を請じ、大僧正付囑の灌頂を受く。良恕法親王、慈胤法親王、良尚法親王、尊純法親王、并に山門、東叡、日光三山の法中出座し、實顯、永慶、季吉、經廣、爲逾、共綱、資教の諸卿著座たり。大阿闍梨執綱は、鹽小路右馬頭通規、土御

門中務少輔泰廣、執蓋は、竹内極薦俊治、奉行の職事は、柳原權右小辨資行之に當れり。

二十三日より二十五日に至る三日間は、例の如く法華萬部の讀誦ありて、是れにて法會全く終り、二十六、七の兩日は、四座の大夫猿樂を興行して、神慮を慰め奉り、併せて出勤の僧侶神官の勞を慰め、茲に第二十五回神忌は、全然終局を告げたるなり。

家光此勅會法要の、無事に終了したることを喜びて、大僧正以下の積鬱を慰むべく、六月十三日に、大僧正、毘沙門堂門跡公海、并に東海寺澤庵宗彭を城中に召し、盛饌を饗せられ、猿樂を舞はして興を翫く。其能組は、高砂、經政、熊野、善界、船辨慶等にして、折ふしに府中の高倉中納言永慶も、同く此饗を被りたりき。

家光は、曩に東照大權現の廟社を改築し、宏壯華麗海内無比の琳宮となし、更に神社修營の古式に則り、二十年目毎に營繕を施して、萬代不易の制を定め

たりしが、未だ寶塔の改造更築に及ばざるを、いと心行かぬ事と思へり。されば、有司に命じて永代不朽の基を定めしむるに、或は鐵にて造るべしといひ、或は金銅可なりといひ、又は金屬は雨露に蝕する虞あれば、石こそ萬全なれと勸むるものありて、其議容易に決せざりけり。時に松平伊豆守信綱提議するや、島田出雲守利直の父幽也(彈正利正)は、今こそ隱居して世を通れたれ、彼が町奉行の時には、治績優れて著しく、時の智慧囊とまで稱へられたり。彼を召し出だして問ひ明め、其對へに違は、如何にといふに、衆皆好き所に心注がれたりとて、早速島田幽也を召し出ださる。

是日家光も障子を隔て、出座し、幽也が返答いかにと、只願耳を傾けたり。幽也は召しに應じて出頭し、御次の間まで召し出ださる。此時伊豆守信綱面を和げて、今日貴殿を召させらるゝこと餘の義にあらず、日光山御寶塔の儀は、御尊骸を斂め奉る御棺の上を覆ふ物なれば、萬代まで續かんことを思召さる。然るに鐵、銅、又は石に就いて銘々の意見一致せず。夫が爲め未だに決定せざ

る次第なり。如何にせば永代まで不易と相成るべきや。存慮申し述べられ候へと言ひ渡しぬ。幽也委細承はりて、开は容易なる儀に候。伊豆殿ほどの智者が、何故御心著き候はぬやらんといふ。信綱打徹笑みて、心著かねばこそ、貴殿の智慧袋を借らんとはするなり。天下、御家の御爲なれば、腹臆なく申し上げられたしといふ時、幽也容を正して、さらば愚存言上仕らん。別に仔細なき儀にて候ふ。豊國の御廟の修理仰せ付けられ候は、御寶塔は何時までも堅固に續き申すべし。幽也の思慮此外には候はずと言ひ放ちて、其儘退出したり。けり。流石の智慧伊豆も之に答ふる語なくして、直とばかりに惘れ惑ひしが、其儘一時寶塔の沙汰も中絶に及びたりき。

されども、家光の意は曾て寶塔を去りたる事なく、之を大僧正に諮りて、石の寶塔を疊み、以て大権現の威名を不朽に垂れん事としたり。依つて良材を近山に就いて索めしに、幸ひに社殿の西北に時つ赤雜山の巔に於て、恰好なる靈石を得たりしかば、之を日光山に牽きて、萬代の廟塔を營む事とぞ治定せら

れける。

此石厚さ一丈有餘、廣さ一丈八尺の方石にして、之を日光山に運ぶためには、三里有餘の間、道を均し、谷川を埋めて、幅八九間の道路を通じぬ。最初は太さ一尋の綱をかけ、之に六千人の人夫を配して、力を戮せて牽かしめしかど、頑石些しも動がざりしかば、運送の棟梁先づ驚いて手を退きぬ。此時石屋又助といふ者、進んで請負に當り、二萬人の人夫を以て牽かしむる事とし、急ぎ大僧正の許に來たりて、彼の大石人の力のみを以て、之を運送せんこと思ひも寄らず、素より大権現の寶塔となる事なれば、石にして若し靈あらば、いかに妙果を喜び申さん。願くは大僧正の法力を以て、彼の大石を祈禱し給はんことを、懇に願ひ出でぬ。その言ふ所理に適へば、則ち大僧正之を快諾して、老軀を厭はず山上に攀ち登り、彼の巨石の側らに立ち、試みに人夫をして牽かしたるが、更に小動ぎだもせざりけり。是に於て水を灌いで石面を清め、手に五鈷杵を執つて、持念を凝らし密軌を修し、機の到るを待つて一合を下す。

又助手に梵天を持つて、合に應じて合圖をすれば、二萬の人夫聲を揃へ力を合して之を牽くに、不思議や今まで微搖だもせざりし巨石の、牽く綱に應じて根を離れたり。是れに氣を得て一齊に牽引したれば、さしちの巨石も道を轉じて、或は一丁、或は二丁を牽かれ行き、遂に二月ばかりにして、目的の地に達することを得たり。

寛永十八年四月二十三日の夜なりき。大権現例年の法會を畢りて、寶塔改築の爲めに、神體を假殿に遷し奉る。時未だ雞明に達せざりしかども、奥の院の山上俄に耀々として、恰も日光の東天にさし昇るが如く、一點の靈光西に射て飛び去りたり。此の如きもの三たびにして、夜は元の黑暗々となり、下弦の月の僅に樹の間に懸るを見るのみ。是夜また大僧正夢に東照大権現に謁す。神貌奕々、威容赫々として、自ら天海を召して宣ふやう、我今別殿に遷らんと欲す。聞くに倦まざるものは、只是れ大乘の法味なり。望むらくは師、時を得て懈たらず、切に冥福を薦めんことをと。大僧正欽んで、神意を服すれば、則ち

忽然として夢は覺めたり。惟ふに前夜の靈光も寅の一點なり。是夜の神告も同く寅の一點なり。此稀有なる暗示を得て、いかでか感銘せざるべき。假殿移御の始めより、寶塔慶讚の終りまで、大僧正の山に在る程は、日々假殿に詣て、法味を捧げ、又一比丘を選んで假殿に奉仕せしめ、日々大乘妙典の全部を讀誦し奉らしめたり。

是月の晦日、家光東叡山に臨むべき沙汰あり、大僧正坐禪院を出て、寛永寺に入る。是日家光、清水堂あたりを逍遙して、山内の風致を賞しながら、いと寛きて休息したり。大僧正は御膳を獻ずる端に、日光山に於て在りし靈驗を言上す。家光只顧感銘して、神威法徳二つながら灼然たるに推服したりき。

秋九月、日光山奥の院石の寶塔成る。乃ち十七日を以て寶塔供養を營み、灌頂の儀式を廟前に修し奉る。此寶塔は四海九州に未だ曾て其比を見ずと稱せられ、而も當將軍の方寸より出でたるものなれば、其無窮の善根に應じて、供養の筈も丁寧反覆を極めたり。夫より山門東垣の碩徳出仕して、本社に於て法

華問答を執行しぬ。十界互具の妙旨を以て問題となし、書寫山松壽院の法印快倫講師となり、世良田長樂寺の大僧都見海問者となる。山上山末の碩徳、大僧正の一塵に屬して問答を闘はずに、問難激烈なること、舌端刃を磨き、口角火を發つが如し。一挨一拶、頭を改め面を換ふるも、綿々として盡くる時なし。爾る時に大僧正の精義あり。論席の闡衆より席末の聽衆に至るまで、感激して氣を呑み聲を飲む。詞辯の上一下は、恰も阿鼻の焦熱も、變じて清凉の蓮池と作るが如く、逼迫の餓身も、速かに毘盧の佛體を現するに似たり。聽く者感泣せざるはなかりき。法華問答畢るや、三千の緇徒聲を齊うして、法華一萬部を讀誦し奉り、是にて寶塔慶讚の法筵は閉じられたり。良大猷院實紀、鳩巢小説、明祖起傳

第十章 世子生誕

大僧正平素大樹に嗣なきことを以て憂ひとせり。されば儲子の義を以て偏に

己が任となし、常に神助佛護を祈念して怠らざりしが、寛永十七年十月に入りて、火を見ざる側室一人出て來ぬ。大奥にては早若君の生れ給ひし程に驚喜して、互ひに相慶したりき。春日局、英勝院尼等立ち騒ぐ女中等を制して、側室の身體に注意したり。

十月より火の止りし者は、おらくの方とて、青木三太郎利長が女の、今年二十歳になる中老なりき。年も更りて寛永十八年となりては、愈其微著しく、懷孕たること隠れなし。大僧正は斜ならず悦びて、大権現の示驗虚しからず、懷孕の兒の男子なることは、寸毫の疑ひなきに似たり。されば猶大権現の神力と、諸佛の愛護とを請ふて、男子を得ざるべからずと思考し、切りに密法を修し居たり。之に關して大奥御年寄よりの消息にいはいはく、

返すくつれ

ごんげん様御意なされ候御事は御めし御所様はとらの御とし

将ぐんはうのとし、たけ千代はたつのとし、たけ千代どのみとのしの子をまたれた天下

をゆづられ、代々天下をもたせられ候はんと

御意の御事御ご候そのうへ

ごんげん様御三十八のとし、

たいとくぬん様よろこびまぬらせられ候に、ことし

公方様御三十八にて御ごなされ候まい、なにもかなひ申候時分にて候まい、あはれ

若君様にて御ごなされ候べくと、ごんじり。大そう正様はいよく、さやうにおほし

めされ候はんと、ごんじり。かす、御ねん入られ候とほり

公方様御まへにてもよく、まなしあげと、日光へ御たちまへに御めにか

り申たく候へども、ひの程も御ご候まじく候まい、御下かうに御めにか、りまうすべ

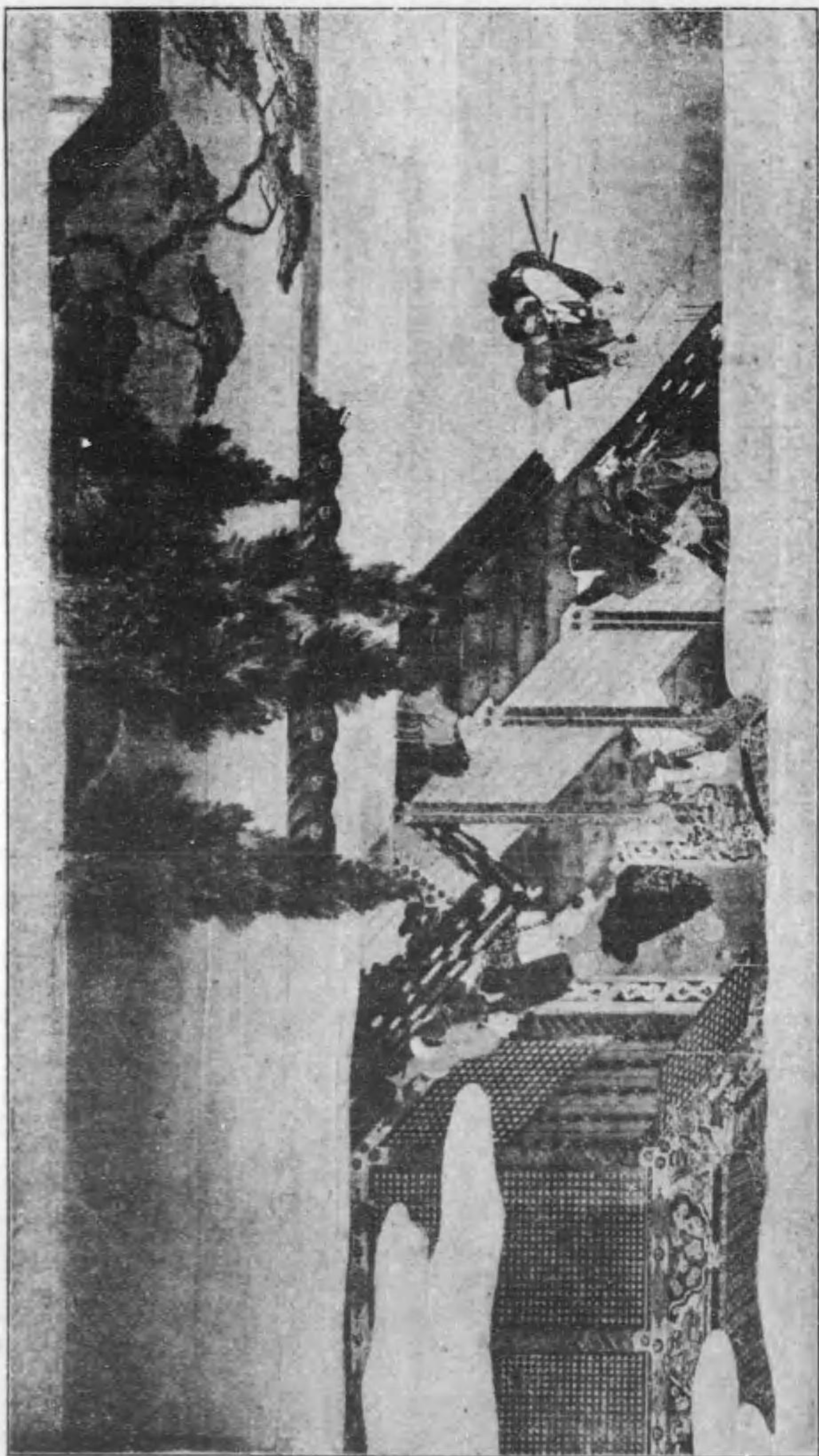
く候、御そくさいにて御ごなされかしなほ、御ねん入られ御下され候御事、御まへ

にて申上べく候めてたくし

昨日は御ねん頃にさいけう院御使となされくだされ候やがて日光へ御ごなされ候よ

し、たいぎにて御ご候されども御かり殿へ

圖の念祈子儲堂慈慈山光日 圖三十第



第十章 世子生誕

四八七

是れにて懷孕の事情も審らかになりしかば、大僧正の祈念には、更に一層の精力を加へたりき。此故に此夜頃種々の夢想を感ずることも屢なり。一夜明

大僧正天海
御宮うつしのよしめでたくぞんじ候。
二くわいにんの人の事御れんごろに仰られ候。一だんそくさいにて御さ候。くはしくき
かせられ御きれんもなされ候はんと。御事御もつともぞんじ候。ぬしとはとらの
としにて廿一にて御さ候。九月よりにて御座候へ共、九月廿八日に月水になり、夫よりひ
とまりまうし候。十月からにて御さ候はんとぞんじ候へども、月水になられ候月をとり
候へば、九月よりにて御さ候。このとはりよく御がつてんなされ、御きれんをなされつか
はされべく候。ぬしにも申聞候へば御きれんき、申よし、こゝろえ候。能申聞候。

廿四日(三月?)

系いせう院方

大僧正様

人々御中

四八六

かに東照大権現の神容を拜して、生産の平善を得んとすれば、宜く慈慧大師を憑むべしとの夢告を得たり。慈慧大和尚の事はしも、思はざりしにあらねども、密行の事滋きがために、未だ持念するに至らざりしが、神告を得たる上は、いかで之に背き奉るべきとて、日光山奥の院の山上、人跡全く絶え、樹立暑を洩らさるる處に、一字の慈悲堂を建立し、こゝに元三大師の尊靈を勸請して、假殿に於ける法施の暇ある毎に、老足に嶮岨を攀ち、一心を影前一穗の燈明に澄し、真情を公子生誕の冥護に瀝いで、時を定めて密供を嚴修すること、一日も懶ることなし。或は一山の緇侶を集めて、講問讀誦の席を開き、或は入峰の修験者に命じて、探燈護摩の法を修せしめぬ。

大僧正或時衆に語つて曰く、山門横川の御影大師は、利益冥罰共に嚴重にして、古よりの勝壯なり。時には將軍家守護の尊像にして、累代の規祝せらるる所なり。今若し此影像を獲て、公子の生誕を禱爾せんには、應驗掌を指すが如からん。抑此御影大師は、大師横川の四季講堂に在つて、秘密の行法を

修し給ひし時、道場の障子に映れる影、袈裟法衣の色まで、ありくと障子に染みて、暫らく乾くことあらざりき。時に神足に覺超阿闍梨と稱する者あり、一時大師行法の機を窺ひて、障子に映る御影を見るや、其上に絹を延べて、精に眞影を寫し奉る。之に依て横川の御影大師と稱へて、山門稀有の寶佛なりしに、往時元龜の兵燹に罹りて、一朝にして荻灰と化り了りし事の可惜しさよ。莫遮至誠天に通じなんには、佛神何どて應驗を下し給はざるべき。所詮は寸毫も他念を交へず、心を慮うして祈らんには若かじと。此時席末の一緇徒、恐る恐る口を開いて對ふるやう、老師幸ひに意を強うし給ふべし。今仰せらるる所の御影大師の尊像は、不思議にも兵火の厄を免れ給ひて、今は伊勢安濃津の西來寺に秘在し給へり。少禱は伊勢僧にて、永く西來寺に掛錫したれば、此事審に承知仕りて候といへるなりき。實に空谷の梵音なれば、衆皆奇縁に驚異して、只願佛知の不可思議を讚歎するのみ。大僧正は既に公子の生誕を迎へたるが如く、欣然として踴躍し、直ちに山を出て、駕を東叡山に急がしたり。

家光も亦此尊像の世に出で給ふ時節の到来を感歎して、命を有司に傳へぬ。大僧正は復藤堂和泉守高虎の後嗣、大學頭高次の、現に安濃津の城主たるを以て、之に就きて依頼しぬ。斯くの如くにして、慈悲大僧正の眞影は、東叡山寛永寺に來迎し給ふ。大僧正は、之が爲に大に力を得て、今は聊かも靈驗を掌握の中に歸せんことを疑はず、吉日良辰を選び、甲に先つこと三日、甲に後ること三日、極めて鮮潔を事とし、袈裟法衣、座具の類に至るまで、悉く皆絹綿を禁忌し、淨き龜麻の白布を用ひて、三日二夜の參籠祈念を凝らしたりき。此時家光は、江戸城に火災の警あるべきことを豫知したり。江戸本城は、十四年に改築の工事を起して、其八月僅かに徒轉の式を擧げたるが、十六年八月、失火に依つて焼亡し、去年二月、新築成つて徒轉したるばかりなるに、今また炎上の事ありては、天下土木に勞れんも計り難し。急ぎ大僧正の許に赴きて、鎮火の修法を請ひ申すべしとて、中根壹岐守正盛を遣はされたり。正盛東叡山に馳せ著けて、大僧正に對面の上、上意の次第を申し通じ、直ちに鎮火の

符を獻らんことを要めたり。大僧正は淨衣の襟を正して、是は上使に對する御受には候はず、其方に對して天海が物語り聞かするなり。此旨罷り歸つて言上すべし。總じて人間の心といふものは、二つには用ひ難きものなり。強て二途に分つ時は、一心にもならず、丹精も上らざれば、即ち孰れか一つを捨つるか、二者共に失ふかに至ることは、言はずして明かなる道理なり。今天海は若君様の御誕生ましますやう、一心を傾けて御祈禱仕り罷り在る處なり。然るに今又鎮火の御祈禱をせよと命ぜらるゝとも、心の二分すべからざるに於ては、所詮相叶はざる事にて候。御城は幾度火災に罹ればとて、幾度にも御建直しなされるれば、其分の事に候へども、今天下に御世子おはしますまぬ時は、國家の安危に關ること、申すまでも之なき事なり。輕重を計り候へば、輕き御城の鎮火の爲に、重き若君の御祈りを棄つる事は、決して相成らざる儀なり。天海は若君の御誕生をこそ、專念御祈禱申さんづれ。鎮火の御修法は智樂院に仰せ付けられても、可なる儀かと存じ候ふと言ひて、固く之を拒絶したれば、正盛

も返すべき辭なく、虚しく歸城したりけり。後に之を傳へ聞く者、賢き僧正が對へかな、流石に絶世の英主、東照神君の御歸衣ありし程こそあれとて、稱賛せざるはなかりき。

三日二夜の祈念果つれば、更に日光山に移りて、潔齋すること前の如く、東照大権現の内殿に參籠し、大誓願を發して曰く、尊神既に生前の素願、臨終の遺命、我を山王一實の神に祝せよ、必ず靈驗を施して、以て子孫を保持し、以て國家を鎮護せんと宣へり。豈夫れ然らずや。爰に征夷大將軍家光公、春秋三十有八にして、未だ男子の君を得給はず。閨門之が爲に憂ひ、天下之が爲に懼る。仰ぎ願はくは早く合子を産して、天下上下をして雀躍燕舞せしめ給へ。尊神若し持念を受け給はば、伏て乞ふ祥異を見せしめ給はんことをと。斯く念じ、斯く願じて滿三の曙に至る。殘燈明滅として、内陣寂寥たり。折しも大僧正は、持念多時にわたりて身體綿の如く勞れ、心氣漸く恍惚として、思はず手を這らして經卷の上に突きぬ。愕然として心著き、手を揚げて經文を

見るに、それは觀音經の、「便生福德、智慧之男」の文にぞありける。大僧正我を忘れて、悉地成就を叫びながら、幾たびか經文を推戴き、急ぎ手を盥ひ口を嗽いで、欽んで神徳を奉謝し、三拜九拜して退出したり。

歸りて見れば、將軍より久世大和守廣之を御使として、遙々御樽肴を賜はりたり。時に取つての吉祥言ふばかりなかりしかば、即ち神足の徒弟を集へて酒肴を頒ち、告て曰く我れ今度の持念に於て、男子の君の平安に誕生在らせらるることを感受したり。此際若し男子の生誕を見ずんば、我生て再び山菅の橋を渡らずと。衆皆大僧正の法力を信じて、欣然として相賀稱せり。是れ六月朔日の事なりき。

久世大和守廣之、江戸城に歸りて仔細に言上す。將軍深く末の一語を憂慮し、種々に思ひを碎きけるが、如何にしても不安に堪へず。六月十八日、再び久世廣之に使命を授けて、日光山に至りて大僧正に傳へしむ。廣之やがて坐禪院に到り著きて、上意を陳べて曰く、胎内の兒、縦合素意に慥はずといふとも、重

ねて復佳節なからんや。橋上の誓言、甚だ我が心を憂ひしむ。固く守ること勿れ。必ず實にすること勿れ。と。

大僧正謹んで命を拜し、固く之を拒んで曰く、天海身命を誓願の海に抛ち、必ずや素志を本懐の岸に達せんことを期す。此くの如くにして應驗あらずんば、則ち權現に神徳の在しませざるなり。權現にして神徳在しませざるば、則ち權現に非ざるなり。天海不敏なれども法臘既に九十五歳に迫り、官は大僧正に達し、推されて緇林の耆宿たり。法を持し行を修し、心身を獻供して神明に禱爾しながら、敢て法效を表はさざれば、則ち朽木に被らしむるに七寶の法冠を以てする者のみ。糞土を掩ふに錦繡の袈裟を以てする者のみ。何の顔あつてか、再び世に出てんや。されば修法若し驗なくんば、則ち復山菅の橋を渡らず、獨り柴門を閉して、遠く人倫を絶せんとこそ、思ひ決めて候へ。上意に悖る罪は重かるべけれども、道のことは奈何ともすべからず。此の旨委細言上あれかしとて、再び口を開かざりき。

此時石の寶塔の工事も、既に其半を過ぎたれば、大僧正は大權現の神前に参籠し、又は嶺上の慈悲堂に修法して、唯男子出生の祈念に精進したりけるが、八月朔日の夜におよびて、またもや大權現の夢の告を得たり。其夢告にいはいはく、今より三日の内に、宜く丹頂の鶴を抱くべしと。大僧正驩悦心に溢れて以爲らく、常に松に巢ふものは何ぞや。千歳の鶴なり。松は是れ何ぞや。將軍家の本姓なり。此神宣、疑ひもなく松平の公子を抱く祥兆にあらずして何ぞと。仍て神足を會して靈告を示し、俱に千賀萬慶を致したりしが、即ち示驗虚からず、是月四日の夜半に及びて、將軍より差遣はされたる急使宮崎豊前守時重、晝夜兼行して日光山に來著し、上意を傳へていはく、八月三日卯の上刻、若君誕生あり。御墓目は酒井河内守、御篋刀は戸田左門奉仕して、御母子ともに御壯健なりと。

是に於て大僧正五日拂曉山を出て同じく晝夜兼行して参府の途に上れり。將軍斯くと知りて、中根壹岐守正盛を遣はして、半途に大僧正を迎へしめ、東叡

山に入るや、執政阿部對馬守重次を遣はして、長途急行の勞を慰問し、御園の珍果を下賜せられ、禮遇款待至らざる方なかりき。

九日には若君御七夜の祝儀あり、大僧正台命を奉じて、當將軍の先蹤を重じ、徳川家の佳例を尊んで、竹千代君の名を奉る。やがて春日局竹千代君を抱き奉りて、見参に入れ参らせ、三家の世子等扈從して謁に入る。引續きて、松

平右京大夫經重、小松中納言利常、松平筑前守光高、松平越後守光長、酒井河内守忠清、戸田左門氏鐵、永井信濃守尙政、青山大藏少輔幸成、其外の諸大名、并に大僧正等進謁して、御祝儀の御酒を賜ふ。秋吳清く晴れて、行雁高く歌ひ、寒暄身に適して、煦々たること春光の如くなりし。

今度の世子生誕に就きて、何人が心を碎きたらんとも、大僧正の赤誠には比すべくもあらず。老軀を忘れ、身命を忘れ、一念一心に祈請したればこそ、斯く麗しく健かなる世子を祝ひけれ。報恩には其途あるべけれども、聊か積勞を慰めん爲めにとて、十三日柳營に召して饗應せられ、猿樂を五番まで興行せし

められ、伴僧にも拜觀を許されたり。九月二日、初御對面の式として、若君をば春日局抱き参らせ、女中三人御供して白木書院に出でられ、三家一門より外様普代の大小名の拜を受けさせられぬ。石寶塔慶讚の日の近きたれば、大僧正は江戸を辭して、日光山に参向したり。

大僧正情々思惟するに、一旦大權現の靈告を被りてより、慈悲大僧正に歸命し、祈願すること一日も懈らず。さればにや、根本の御影大師、圖らざるに兵燹を免れて出現まし、世子は大師の緣日を以て誕れ給へり。三日は大師に最も深縁ある日にして、其降誕を問へば、延喜十二年九月三日なり。其遷化を問へば、永觀三年正月三日なり。今此世子の八月三日を以て生れ給ふこと、如何にも宿縁淺からざるに似たり。此尊像の威靈あること、實に此の如くなりとすれば、益其利益を輝かさん爲め、東叡一山の院々、一月を以て期限となし、慈悲大師の尊影を巡請し奉り、各院欽みて香餽珍菓の慈味を獻備し、恭しく朝夕に捧げて、永く國家の靜謐を仰ぎ、諸民の延祥を祈るべきなりと。是に

於て一定の規約を制して、一山をして月毎に大師を送迎し、絶えず巡回して、一處に久住させざる事とぞなしぬる。大猷院實紀、東叡山文書、兩大師緣起、日光山志、鳩巢小説、東源記、謙泰記、縁起、列祖傳、慈慧大師傳、本朝高僧傳、武藏國風土記稿、江戸名所圖會

第十一章 法寶付屬

尙々こゝもとの屋敷へ参られ候やうとの御意に御座候。以上

夜中方今朝迄御寒く申候儀事の外に候上野者一入寒可申候。かやうのためにこゝもとの屋敷へ被仰付候間爰許の屋敷へ可被参候。氣はようし、又御用の時は、晝ばかり上野へ被参候やういたされべく候。世間寒申候間御社参をば延引被成候様と申上られ、何とてこゝもとの屋敷へまぬられ候はぬ由。上意に御座候。恐々謹言。

十月晦日

中根壹岐守判

大僧正

大僧正は此奉書を披見して、將軍の寵恩を感謝すると同時に、將軍の理窟の

稚びたるに、思はず微笑みを浮べたり。石の寶塔落慶に依つて、一たび日光山へ社参したしとは、將軍の素望なりしが、十月二十七日の大雪山の爲め、路次の便宜の悪しきのみならず、日光山は近年稀なる寒氣なれば、本年の御社参は御延引あるべしと、大僧正より申し出だしたるに依つて、明春まで延期せらるゝ事となれり。家光は其事を言ひ出で、大僧正の中屋敷に移轉せざるを責めたるにぞある。

家光は上壽を得たる大僧正の健康を、吾が身の如く苦慮し、去年の秋よりは、法印安栖、法眼與安、同く清雲、法橋玄竹などいふ四人の良醫を、承仕の典醫として附せられ、常に坐右に侍して看護を務め、食味の平温冷寒を辨じ、身體の動止を扶翊して、専々平靜を失はざらんことを謀れるなり。加之、上野は都門の北に位して、丘陵の上にあれば、寒氣他に一倍すべく、老體には最も不可なればとて、本城の附近に於て中屋敷を賜はり、冬を旨なる殿造して、大僧正を此處に請ぜしめたるなり。是れ一つには老體保安の爲め、一つには政務

の暇就いて道を問はん爲なり。大僧正も、其懇志黙止がたく、遂に十一月中旬を以て、上野を出て、中屋敷に徙りぬ。

然るにこの年の互寒は、深く骨に砒して、中屋敷の温室に移りしにも拘はらず、大僧正は寒邪を受けて病の床に就けり。家光逸くも之を聞き知りて、齋藤攝津守三友を遣はし、焼物入折枝二つ、三島手福祿壽染付皿二十、八丈袖五反、巻物五つを賜ひて、病状を問はしめ、更に酒井讃岐守忠勝(若狭小濱城主)酒井河内守忠清(上野前橋城主)堀田加賀守正盛(下總佐倉城主)松平伊豆守信綱(武藏川越城主)阿部豊後守忠秋(武藏忍城主)阿部對馬守重次(武藏岩槻城主)松平右衛門大夫正綱、秋元但馬守泰朝(甲斐谷村城主)中根壹岐守正盛等に命じて、交るゝ其病を訪はしむ。尙ほ不安に堪へずやありけん、月の十七日と二十五日とに、親しく枕頭に臨みて、病状の経過を詳悉したり。然れども、天壽尙未だ盡きずして、不日にして輕快に赴きぬ。家光其老體を懸念して、中根壹岐守正盛、并に醫官久志本式部少輔常尹をして、懈らず問候せしめたりき。

一陽來復して寛永も十九年となりぬ。大僧正も歳を重ねて、一百七歳となりぬ。鬚眉の雪は益置き増されども、客臘の病羸は、曉の霜の朝敵に溶くるが如く、春風とともに痕なく拭ひ去られて、復舊の鏗鏘たる老上人とぞなりぬ。二月九日竹千代君の宮詣には、是非紅葉山に出仕せんとぞ願ひ出でける。

當時、内御宮の別當は、竹林坊憲盛を以て當てられしが、紅葉山東照大権現は、別當智樂院權僧正忠尊、去ぬる寛永十六年十一月十八日に遷化して、法嗣延命院忠運この職を襲ふと雖、未だ弱齡の少僧なれば、萬大僧正の指導を要したるなり。是日内御宮に於ては、竹林坊憲盛神前の儀を勤め、紅葉山に於ては、大僧正監督の下に延命院忠運之を勤めたり。大僧正は即ち御幣を乗りて、之れを若君に持たせ參らせ、滞りなく奉幣の儀を果しまゐらせしこそ、いともめでたかりけれ。

此御參初めに關して大僧正の大に意を悦ばしめたるものは、將軍の銳意して治を圖り給ふにも關はらず、能く先例を重んじ、古老を尙び給ふ事なりき。是

日若君の供奉として、酒井河内守忠清は御太刀、稻葉美濃守正則は御刀、酒井日向守忠能は御脇刀の役を勤め、坂部左五右衛門正重とて八十の老翁、若君を抱き奉り、内御宮、紅葉山より、永田馬場日吉山王大権現に参詣あり、其歸途井伊掃部頭直孝の邸に休息するまで、總て無事に相濟みたるが、此坂部左五右衛門正重は、今より三十九年前、當將軍の御參初の時、選ばれて御抱守の任に當りし古老なりしを、此度更に召出だされて、再び此役を仰せ付けられたるなり。而も坂部が一子は、近き頃旨に背きて御手討となり、左五右衛門は恐懼して謹慎し居たりしを、俄に召出だされたる事とて、如何なる御尤をか被らんと、恐るゝ出頭したるに、汝は先年家光公御宮參の節抱き奉る。右吉例によつて今般も亦仰せ付けらるゝ所なり。相替らず御扶助仕るべしと仰せ渡されて、左五右衛門は老の涙の止めがたく、只願感泣したりけるよし、傳へ聞く大僧正も、床しき大樹の深旨に感じて、貫ひ涙にくれたりけり。

日光山奥の院の廟塔、磐石を以て建造せられしに就き、神靈瑞夢の奇蹟を現

じたるよし窺聞に達し、四月十五日を以て勅使を陵墓に遣され、幣帛を獻ぜらるべしと承り、大僧正は急ぎ山に登りて、勅使を迎へ奉らんとしたり。家光斯くと聞きて、其以前に大僧正を見まほしく、四月三日に駕を上野の本坊に枉げたり。大僧正は病中親問の謝意を表して、饗膳を獻じ、猿樂を催す。高砂井筒、祝言の三番畢つて、種々の風流を催したるが、家光深く興を催して、日の傾くまで寛永寺に在り、大僧正に銀三百枚、時服十襲、公海に時服十襲を被けて、やがて歸城の駕を催しぬ。

幣使を陵墓に立てらるゝ事は、近代全く其例絶え、幾ど憑るべきの典故あらざりしかば、遠く王朝の古記に溯りて、藤氏外戚の舊例を案じ、之に依つて今度花山院大納言定好を遣されたるなり。勅使は大僧正に導かれて、奥の院寶塔の前に参向し、宣命を捧げて讀み奉り、奉行藏人の捧ぐる禮代の御幣を、禁裡、仙洞、女院の三御所各別に獻備したりき。

越えて十七日、家光も登山す。是日は雨天なりしを以て、祭禮は行はれず。

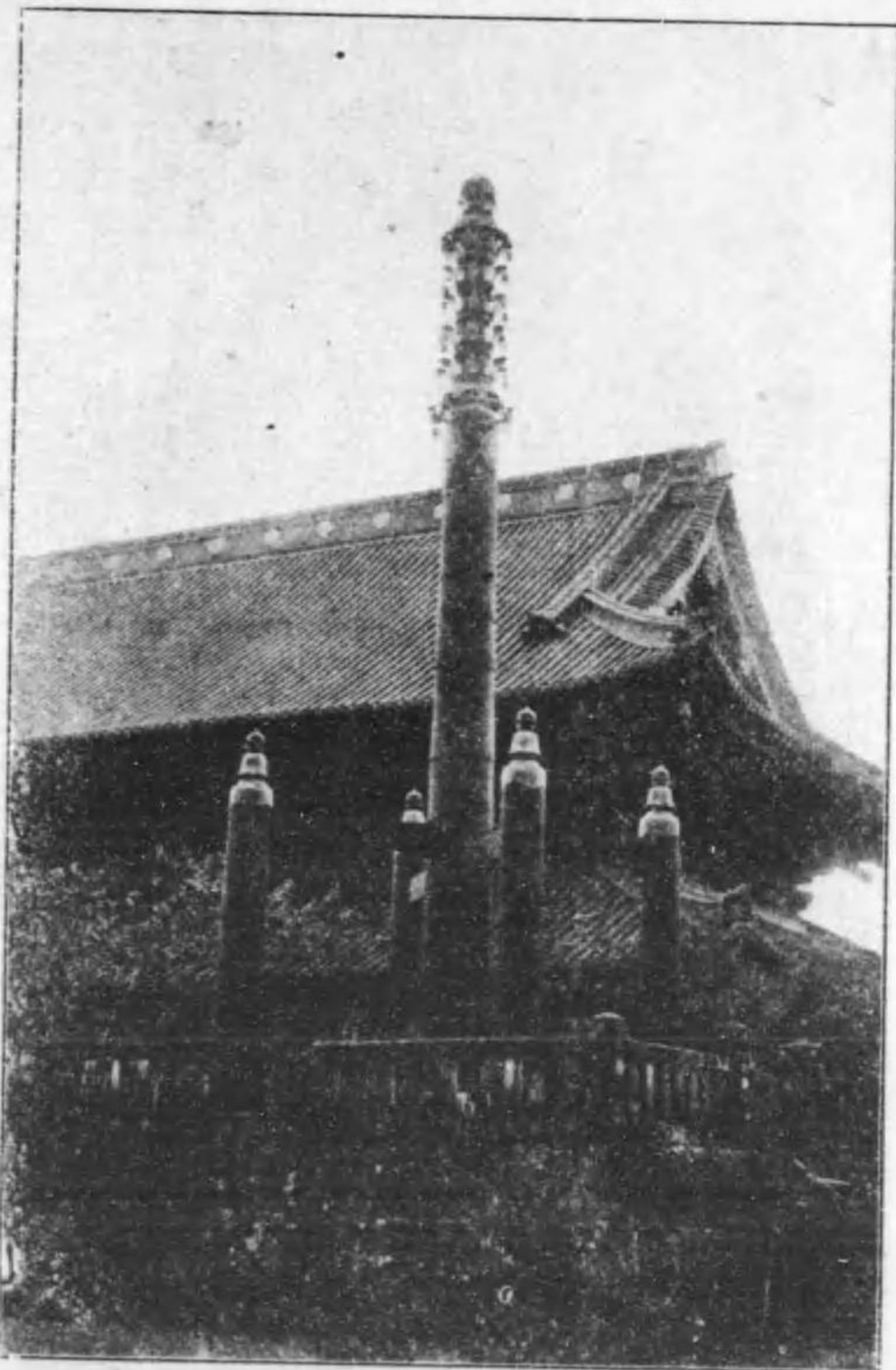
此前後伺候したる大僧正に對して、白銀三百枚、時服二十領、公海僧正に對して、白銀百枚、時服十領を引かれたれば、是日參向して恩を謝しぬ。翌十八日は晴天なるを以て、將軍は東幄舎に出座し、大僧正并に青蓮院宮尊純法親王、毘沙門堂門跡公海以下下の緇徒は、西幄舎に就きて神輿の通御を拜し、畢つて廟塔の供養を修す。拜殿には大將軍及び三卿、并に今出川前右大將經季、阿野大納言實顯、飛鳥井大納言雅宣著座し、大僧正及び尊純法親王、公海僧正のみ塔内に入りて、密灌を授け奉ること、式の如し。

十九日は將軍歸城に依つて、大僧正より七五三の御膳を獻じ、發駕を見送り參らす。夫より神前に法壇を設けて法華曼荼羅供を修し奉つる。大導師は大僧正之を勤め、尊純法親王、公海僧正草座に著き、花山院大納言定好、園中納言基音、堀川宰相康胤著座たり。是より本地藥師堂の供養果て、大僧正も山を下りて輿を還し。五月五日柳營にまうのぼり、歸府の悦びを述べぬ。日光山に相輪櫓を建造せられたしとは、大將軍の素願なりき。嘗て比叡山相

輪櫓の由來を諮問ありし時、大僧正も此誓願ありて、相輪櫓の功德を言上せまほしく、一紙に認めて懐中したる折なりしかば、出だして之を將軍に呈す。將軍の偶中を奇として、機々吟咏、感應道交の至妙を感ぜられぬ。此相輪櫓は、昔傳教大師渡唐傳法の次、この櫓の深儀を相承したり。勅を奉じて南都の大徳を高雄山神護寺に集め、始めて秘密灌頂を行ひける時、曉天に向くたる頃しも、一個の女人玉歩を進めて、恭しく大師を拜し、仰いで秘密の灌頂を受けぬ。女人乃ち如意寶珠を獻じて曰く、我は是れ清瀧權現なりと、忽然として見えぬ。大師此珠を相輪櫓の頂上に納め、尙諸經と諸論とを以て、露柱と礎石の下に封じ給ふ。是れより本朝に於て、初めて六所の寶塔を建立し、以て六十餘州の安寧を祈り奉らる。是れ即ち本朝相輪櫓の起源なり。大僧正は今度日光山廟社周囲の石垣の改築を調査して、相輪櫓建立の基地を定め、即ち此儀を以て將軍に稟す。家光の意はこゝに決して、九月朔日尾張大納言義直、紀伊大納言頼宣の二卿を招き、親しく相輪櫓建造の熟議を遂げ、同き十日を以て、林丹

大僧正天海
波守勝正、高木善七郎守久、中根喜藏正次、阿部次郎兵衛正成に、日光山相輪

第 四十 圖 日 光 山 相 輪 標



五〇六
標奉行を命じ、其鑄造の工事に著手せしめ。高さは四丈八尺、周圍九尺五寸、副柱四本いづれも高さ一丈七尺八寸、全部青銅なり。之に傳教大師六十四句の願文を鐫ること、總て比叡山相輪標に異

らず。此設計は悉く大僧正の方寸より出でぬ。

十一月二日、家光東叡山に抵りて、大僧正の坊を訪ふ。大僧正七五三の膳部を獻ず。法門の雑談に餘念なく、晷の漸く移るに遭ひて、急ぎ歸城の途に就きぬ。是日また銀三百枚、時服十領を被けらる。翌日御禮の爲め登城したるに、また盛饌を供へて饗せられたり。六日の夜地震して、世間多少の損害あり、七日登城して其起居を伺ひしに、二の丸に引きて接見しき。家光嘗て壹岐守正盛をして賜はりたる奉書に、老を劬はる箇條細々と認め、

一とほき處へ被參候事、上野あたりへも參候事無用之事。
一ごんげん様と思召かほどに大切に被思召候處、不やうじやういたされ候は、御かま

とあるを見て、大僧正は將軍の我を慕ひ給ふ事、恰も幼孫の老祖父に於けるが如く、蜜の如き真情の流るゝことを知り得たり。寒中中屋敷を出づべからず、遠き處は申すも更なり、上野へも參るに及ばずといひ、更に東照大権現とも思ふものを、我が真情を無視して不養生をするに於ては、もはや我は知らずとい

ふが如きは、至情中の至情、醇の最も醇なるものなり。君となり臣となり、師となり資となる者、天下其人衆しと雖、宿縁の深重此くの如きもの、將た何れにか求むべき。今は台密禪三一一致の壺底を空うして、舉げて此人に付屬すべしと決意したりき。

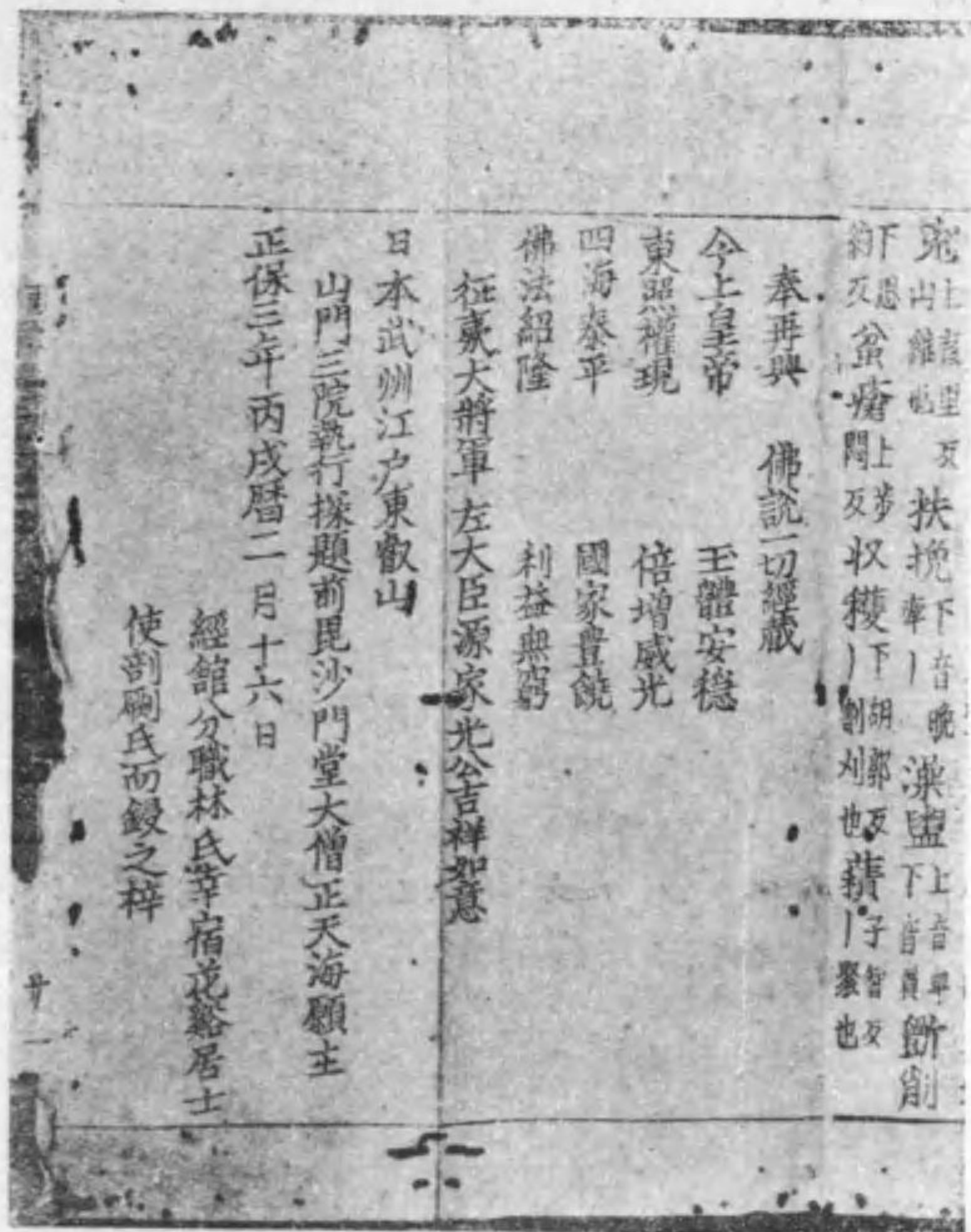
十一月十七日、紅葉山廟社の神前に於て、傳教大師將來の宗寶、前唐院の箱を、家光に付屬し奉る旨を宣言せり。此前唐院の箱といへるは、叡山根本中堂の側に、慈覺大師の房室あり、名づけて前唐院といふ。根本大師唐朝に在つて、道遠、行滿二師の深旨を稟承し、之を筆記して持ち來り、十襲して秘藏したる箱三十口ありて、悉く此院に藏したるが故に、世に之を稱して前唐院の箱とはいふ。今大僧正の相承する所の箱は、三十口中第一の至寶にして、台家の法寶都て此中に歸す。就中根本大師眞蹟の巻物の如きは、是れ唯授一人の法鍵なり。此故に人は皆其名を聞いて、未だ其實を見たる者あらず。此故に師資相承の秘珍を舉げて、無戒の大樹に獻じ給ふこと、甚だ其意を得難し。傳受

の理由其れ如何と難ずるものありき。

大僧正徐に之に應へて、佛法の相承は緇素を問はず、只道の至る所に任せて、以て付屬を事とすること、和漢其例なきにあらず。家光公の佛法を志慕し給ふこと、當時の沙門誰か其右に出づるものあらん。況んや俗士に於てをや。公や偏に東照神君に准へて、台家の秘奥を究めんことを欲し給ふ、其法録や、朝碎夕磨、敢て庸人の企て及ぶ所に非ず。吾今一箱を以て家光公に授く。若し其例を知らんと欲すれば、姑く焉れを聽け。東陽大士は彌勒の化身にして、獨佛經に依つて一心三觀の立旨を發明す。依つて此所傳の三觀を以て根本となし、師資稟承するなり。我朝にも亦其例あり。萩原の遍行法皇（花園院）は聰明穎利にましまして、深く佛門の奥府に入り給ふ。此故に心聰法務に値うて、四箇の大事、略傳三箇を發明し給ふ。然して後台家の奥府を金鑽の豪海に授け給ふ。仍つて遍行法皇より以來代々相承し來たる。此故に萩原法皇を仰いで、台家の血脈と戴き奉る。此れを法皇血脈と謂ふことは、世を舉げて皆の知る所なり。

今又家光公道の至る所に任せて、以て此秘奥を授け

奉り了んぬ。若し後學秀



第五十圖 天海一版切經(藏山叡)

今茲十二月、東叡山開版一切藏經の印行を開始したり。是は大僧正の本邦に

一の大藏經を版行したるものなく、宋版、高麗版、元版に依頼するの不便不利を歎き、活字版を以て開版せんことを發願したりけるが、去る寛永十四年三月、願意透徹して、東叡山に新版の事を命ぜられしなりけり。大僧正满腔の熱血を瀝いて偈を書して曰く、

刻一切經咒願偈

- 重彫 佛說一切經藏 願主 山門三院執行探題前 毘沙門堂大僧正天海
- 今上皇帝 玉體安穩 東照權現 威光便增 征夷將軍 武運長久 四海泰平
- 國家豐饒 佛法紹隆 利益無窮
- 寛永十九年壬子十二月 大猷院實紀、東叡山文書、東源紀、講泰紀、城集、小説續史愚抄、明良洪範、天台霞標、皇年代記

第十二章 大圓正覺

寛永二十癸未の年、大僧正の健康舊に倍して麗しく、五日の新年の拜賀も澤庵等とともに登城して之を行ひ、十七日の紅葉山も、自ら導師を勤めて、御能をも祝言まで拜見し、十九日には東叡山下の常照院に於て、松平筑前守光高

の、加賀金澤城内に奉祀する東照大権現の神體、開眼供養の法要を勤めて、少しも疲勞を感じたる色なく、元氣益々旺盛なりき。

去年九月工を起したる日光山の相輪櫓も、鑄造建立の工事抄取りて、四月十日には立柱式を行ひ、奥の院に一層の威嚴を加へたり。全部の落成も程近ければ、即ち慶讃供養の日時を考定すべき旨、台命大僧正に下りたり。依つて考の上にて、五月二十八日と考定し、復申に及びたるに、執政松平伊豆守信綱より、左の受書を寄せ來たれり。

尊書致三拜見候相輪櫓御日取之事申進候處早々被成御考被下之請取申候猶期經命之時候恐惶謹言

卯月八日

大僧正様 尊報

信綱判

大僧正は老軀を厭はずして日光山に登り、慶讃の法要を統ぬ。將軍家御名代酒井讚岐守忠勝、竹千代君の御名代大久保豊前守忠貞登山し、櫓供養に先ちて相輪櫓を拜見するに、青銅の長檣地軸より生えて、青空を貫くこと八間、金の

金の瓔珞、連金の鈴、其數各二十四個、宙天に懸りて天津日に輝き、櫓の上部には、金色の葵の紋、掩ふ物なく照りわたりぬ。五月二十八日となれば、家光竹千代より御太刀、御馬の献上あり、大僧正の供養法會、最も懇懃を極め、五百口の聖僧、法華讀誦一千餘部を修せり。翌日、大僧正に銀三百枚、公海僧正に百枚を被けて、其勞に酬ふ。又江戸にても、六月十七日に、相輪櫓落成の祝宴を開かれ、天海公海兩僧正を召して、猿樂を催さる。其番組は高砂、田村、芭蕉、張良なり。

七月十一日、竹千代の御座所として、二の丸の新築落成し、則ち大僧正を召して、安鎮法を修せしめらる。然るに、十四日の朝に至りて、猝に病患を感じたりしかば、四人の官醫良藥を調じ、神足の法弟、密呪を修し、只願平安を祈りけるに、其效驗絶えてなくして、老病深く冒し來たれり。

家光斯く聞きて、驚き憂ふる事一方ならず、二十二日、執政松平伊豆守信綱を遣して、病候を尋ねしむるに、意識明晰にして語氣紊れず、幾ど病の身に有

るを知らざる如けれども、老病深く膏肓を入りて、不起の症を示すものに似たり。信綱斯くと復命したれば、家光直ちに醫官久志本式部少輔常尹、坂壽三幽玄の兩人を召して、汝等大僧正の本坊に参りて、能く看護に励め、良薬を進めて平快せしめよ。尙歩卒二十人を附すべければ、晝夜を問はず尊候を報ずべしと、親しく仰せ付けらる。常尹、幽玄命を奉じて、東叡山の本坊に詰め切り、蘊蓄を傾けて、治術に肝膽を砕きけり。

神足の法弟等相議して、此上は延命の秘法を修するに若かずと、衆議一決したりけるが、此事大僧正の耳に入るや、堅く之を制して曰く、我今少病を受けたりと雖、定業時至りぬ。咒願醫藥の能く治むる所にあらず。釋迦牟尼世尊すら、三の不能おはします、定業の轉ずべからざるもの、其一つなり。何ぞ況んや後輩をやと。堅く咒薬を禁遏して、生死の外に超然たりき。

病床に在りても、系族の爲めに盡す志は渝ることなし。佐竹主計頭義勝が、關ヶ原の役に方向を誤りて、信太の所領を沒收せられ、僅に佐竹の福將として、

角館の一城を守り、其身を終りたるを、常に遺憾に思ひ居たり。徳川家には寸功なき家筋ながら、二十八天下の一將として、會津に古き家柄なれば、せめては御目見以上の家格を保たせばやと思ひ、折にふれて此事を願ひ出でたり。幸ひにして、此度相輪椽落慶の祝ひとして、小堀遠江守政一の次子、權十郎政尹と共に、當主輩名平三郎にも、拜謁仰せ付けらる。事となりしかば、其歡喜斜ならず、早速其よしを角館に報じ、重ねてまた左の消息を遣はせり。

尙々何とて御書おそなはり申候や、無心元存候以上。

今朝以三書狀申入候處に、又々御狀忝存候御目見之事折角調申候間、早々御したく候而、義宣より御左右上様へ御禮可然存候必々其元御油斷被成問敷候。恐々謹言。

六月廿四日

南僧正

然るに、かくまで心思を勞したる御目見の儀も、八月十四日に滞りなく相濟み、太刀目録并に進物萬般事調ひたれば、大僧正の滿悅祝慶想ひやられぬ。

會津天寧寺の記に、第十五世覺濟善尊の時、業名義廣の孫平三郎盛俊、秋田角館より信を

馳せて、瑞雲院の爲に寺號及び法脈を請ふ。因て天寧寺と改め、此寺の末寺とするよしを記せり。今日將軍に謁したるは、父の平三郎某にや、此平三郎盛俊にや、詳かならず。盛重が長子平三郎は、今年四十九歳なるべし。或は平三郎盛俊なりしやも知るべからず。尙考ふべし。

八月二十一日、家光親しく大僧正の本坊に臨みて、老師の病を問ひしが、病候深く心を悩ましけん、二十三日にも重ねて親問せり。此くの如きは、其例曾てあらざる事なれば、大僧正大に台志を感謝し、翌二十四日毘沙門堂門跡公海をして君恩を謝せしめたり。

九月八日、家光親く駕を巡らして、三たび病床を問ふ。時既に未刻を過ぎたり。如何に其病況の台慮を悩したるかは、想察に餘りあらん。伊豆守信綱、毘沙門堂公海等より、呪藥禁遏の事を聞き、大に之を憂ひたり。

同き十四日、春日局逝きぬ、享壽六十五とぞ聞えし。家光深く局の恩を記し、心喪に服しければ、十七日の東照大権現社參をも憚りたりしが、大僧正の病を

思へば、寢食も安じざりけん、二十九日またもや寛永寺に臨んで、病床を親問し、親しく藥湯を進め、且つ衰へ行く容體を視て、涙を吞んでいへるやう、我日夜老師の病を以て我の憂となしぬ。仰ぎ願くは膳藥を受けて軀命を全うし、而して佛法を紹隆し給ふべしと。少時して重ねていはく、懷ふて語らざるは、病苦を軽くする所以にあらじ。老師若し平生抱懷する所にして、未だ余に告げざるものあらば、請ふ心境を開いて語り給へ。余不敏なりと雖、必ず其素志を達せしむべきなりと。

是に於て大僧正纔に口を開いていひけらく、天海に日來思惟する所の五願あり、第一は東照大権現の威靈を増益して、永く天下を泰平ならしめん。第二は台門の法流を興隆して、根本大師の壮志を遂げしめん。第三は、遺弟の親王をして一品となし、高く諸宗の上に冠たらしめん。第四は毘沙門堂の門室を再興して、先帝の遺詔を奉ぜしめん。第五は教命に背く諸浪人、流人を恩赦して、齊しく升代の澤に浴せしめん。此五願幸ひに台志に留められんことをと。

大僧正天海
家光一願ごとに首肯して、坐に暗涙を催し、遂に悄然として歸城の駕に移りたりけり。

第十六圖 慈眼大師 像(狩野探幽筆)



翌晦日、阿部豊守忠秋に命じて、繪所預狩野守信法印探幽を大僧正の室に

遣はし、其道相を影さしむ。探幽一代の心血を毫端に注ぎて、英容を貌し神氣を寓すること多時。丹青既に了れば、大僧正は奕々として縑素の上に在りき。忠秋台命を傳へて曰く、大僧正若し化を他土に遷し給ふことあらば、此眞影に對して面晤の懐ひを獲んことを要むるなり。願くは開眼を賜へと。大僧正我が影を展べしめて熟視し、莞爾として微笑したりき。紀伊大納言頼宣も亦、東照神君の先蹤を尙んで、大僧正を以て師範となし、佛教の深旨を聞き、台門の血脈を相承して、師資の禮交最も嚴重なりしが、大僧正の病に臥してよりは、屢駕を枉げて親侍看護の勞に服し、藥を煎じて之を薦むること一再ならず、深く之を以て己の憂ひとしたりけるなり。十月朔日嘉例に依つて登城す。頼宣偶尾張大納言義直、水戸中納言頼房とともに、將軍の御前に出づ。家光談の餘事に涉ることなく、大僧正の疾病をのみ憂慮して物語り、般んに其徳を宣揚して、親ら湯藥を薦めたることを告げぬ。尾張亞相は經典の造詣深く、仁義忠孝の道に精き學者なりしが、太く將軍の故

家光一願ことに首肯して、坐に暗涙を催し、遂に悄然として歸城の駕に移りたりけり。

第十六圖 慈眼大師 魚狩野探幽筆



翌晦日、阿部豐守忠秋に命じて、繪所預、狩野守信法印探幽を大僧正の室に

遣はし、其道相を影さしむ。探幽一代の心血を毫端に注ぎて、英容を貌し神氣を寓すること多時。丹青既に了れば、大僧正は奕々として練素の上に在りき。忠秋台命を傳へて曰く、大僧正若し化を他土に遷し給ふことあらば、此眞影に對して面晤の懐ひを獲んことを要むるなり。願くは開眼を賜へと。大僧正我が影を展べしめて熟視し、莞爾として微笑したりき。

紀伊大納言頼宣も亦、東照神君の先蹤を尙んで、大僧正を以て師範となし、佛教の深旨を聴き、台門の血脈を相承して、帥資の禮交最も嚴重なりしが、大僧正の病に臥してよりは、屢駕を枉げて親侍石護の勞に服し、藥を煎じて之を薦むること一再ならず、深く之を以て己の憂ひとしたりけるなり。

十月朔日嘉例に依つて登城す。頼宣偶、尾張大納言義直、水戸中納言頼房とともに、將軍の御前に出づ。家光談の餘事に涉ることなく、大僧正の疾病をのみ憂慮して物語り、般んに其徳を宣揚して、親ら湯藥を薦めたることを告げぬ。尾張亞相は經典の造詣深く、仁義忠孝の道に精き學者なりしが、太く將軍の故

舊に厚きことを激賞し、一人仁を行へば、天下仁を行ふとは、之が謂ひなりと啓して、紀伊亞相、水戸黄門とともに、只管大僧正の危篤に瀕したるを哀惜したりき。

是日大僧正は、幾ど昏睡に過したりしが、夜も深更に及ぶ頃、豁然として覺め來たり、諸神足等を喚び集へて、公海を上首に坐せしめ、次に晃海、胤海と順次に席を定めて、且ついふやう、吾歸寂の期は、既に明日に迫りぬ。天台の奥義を盡くして、長く後昆に傳へんと思へば、豪僧正執筆たるべしとなり。是に於て豪倪毫を染めて、之を筆記すること、毫末を差がへず、一畫を誤らず。其遺書數通、先づ將軍に上るべきもの、次に諸神足に傳ふるもの、俗士に與ふるもの、孰れも滅後の記念として、之を公海に託しぬ。

十月二日巳刻の頃ほひより、最後の牢關として『唯識論』を閲しつ。時午刻に近くや、淨水を呼んで口を嗽ぎ、手を盥ひ、身に新潔の衣裳を著し、上に傳法衣を被りて、端然として威儀を調へ、念珠を繰りて持念看經すること少時。

此時大僧正、文殊師利菩薩の來迎を感得し、三たび珠數を鳴らして、禮拜す。朗々たる聲を放つて、高く諸弟子の名を呼び、了つて合掌して曰く、遷化の後我が恩を報ぜんと欲せば、學道に懈ること莫れ。現在值遇の縁は茲に限る。更に來際を期せんと。一喝を下して靜かに目を閉しつと見れば、蛻塵坐脱して既に大圓正覺をぞ示したりける。世壽正に一百八歳なり。

満山の緇素、上は傳法の高弟より、下は洒掃の奴僕に至るまで、長となく少となく、別を悲み徳を慕ふて、哀悼慟哭せざるはなく、或は聲を失し、或は氣を失して、赤子の慈母を喪へるに異らざりけり。

此訃迅くも大城に達す。家光も既に覺悟したる事ながら、一生の哀別に心緒亂れて、追慕の涙暫くも留まらず。紀伊亞相頼宣の如きは、聲を放つて慟哭し、殆ど考妣を喪ふの感ありとぞ聞えける。

是日、本郷、下谷あたりの住民は、東叡山の空に、五色の空華の雨るを望みて、孰れも奇異の思ひをなせしが、後に天海大僧正の遷化を聞きて、大聖の滅

度遠く天を感ぜしめたることを知り、信心肝に銘じけるとぞ。

圓寂の後も半跏趺坐の姿態聊かも敗せず、怡然たる容貌生けるが如く、莞爾たる顔色言ふに似たり。四日の間沐浴を奉らずして、衆人に惜別の禮拜を爲さしめけるが、儼然として牀に就く尊體を拜しては、常に生死の外に透脱したる道風の高邁も想はれて、孰れも即身の菩薩に隨喜したり。焼香の大小名は固より、城中の代香往來輻輳する間に、復もや探幽法印を遣はして、半跏の涅槃像を貌さしめらる、大樹追慕の至情、孔だ篤きを見て、諸人更に清涙の乾くを覺えざりき。在府中の花山院前左少將忠長（公海生父）消息を認めて毘沙門堂の坊官岩橋又右衛門を出羽に遣はし、其計を葦名氏に報ぜしめたり。

猶々爰元御用之事候は、可御越候似合の儀者、如才申間敷候。

一筆令啓候爰許御座之砌、手前取紛以二使札一不申、道中無事に御着候哉、寒天之時分無御心元存候、仍大僧正今月二日遠行之事、何も可申なく候門跡我等迷惑推量可有候、萬事岩橋又右衛門御物語可申候間、不具候恐々謹言。

十月二日

花山院少將

蘆名平三郎殿

三日、遺命を奉じて、大僧正の遺書并に遺物唐櫃一合、鎮將夜叉の本尊一軀、千手觀音像一軀を、大將軍家光に獻る。

四日、阿部豊後守忠秋を御使として、大僧正天海、大老の年なれば、天然の壽を以て終をよくせる事なれども、日光山御宮のため、又其宗門のため、旁々惜み思召す旨、三家へ申遣はしぬ。公海、盛憲、晃海、豪倪の四大弟子を城中に召して、故大僧正葬地の事、日光山中何の地にか定め置きたるや。東叡山より日光に赴く路、宿等の次第は如何にすべき。中陰の法事。自他宗の諷經、焼香の儀とも追福の作法、悉く遺言に任すべし。殊に大樹既に血脈相傳の上は、大僧正の資たること勿論なり。中陰の忌、精進、七々を守るべきものにや、思慮の胸次を遺すことなく、宜しく言上すべしと問はしめぬ。四大弟子欽んで台命を承はり、山に歸つて評決の上、明日繪圖、覺書を以て復命に及べり。曰

く、安體の地は、日光山中の大黒山とす。曰く、行路の次第は、仙波より佐野を経て日光山に到る。曰く、中陰の法事は、五七日まで日光山斂葬の地に行ひ、六七日より七々日は、東叡山遷化の地に行ふ。曰く、自他宗諷經の義は、自他の別なく參向の席次に任すべし。曰く、大樹御忌精進の義は、大人一日の潔齋は、士庶人の數日に倍す、仰ぎ願くは、久しく潔齋し給ふこと勿れと、梵漢の古事を擧げて對ふ。是に於て大樹は、初七日を以て中陰潔齋の期と定めらる。五日、黄昏に逮んで、全身を沐浴し奉り、棺槨に納め奉る。時に堀田加賀守正盛をして、代つて焼香禮拜せしめられ、紀州亞相もまた東照公より賜ふ所の伽羅を供へ、以て入棺の香供養に充てしむ。

六日、天晴、是日故大僧正天海の遺骸を、日光山神廟の側に殉葬せしむ。辰の刻東叡山を出棺して、先づ仙波喜多院に移し奉る。道中の供養、忌中の警固は、總て松平右衛門太夫正綱をして修行せしめ、尾州亞相、紀州亞相、水府黃門及び藤堂大學頭高次、水谷伊勢守勝隆、秋元越中守富朝等、各英士一人を出だして道中の供奉に配す。大神足并に隨逐の能所一千餘口と聞えたり。寺社奉行安藤右京進重長、松平出雲守勝隆、夙に東叡山に入つて、尊棺を門送り奉る。江城の道俗、途中の男女、路を挿んで送り奉る者、十里の行途寸土を剩さず。或は草花を獻じ、或は香水を捧げて、哀慕慟哭する者引きも切らず、綿々として仙波に至る。皮刻喜多院に入れ奉る。是夜初夜の勤行を修し、阿彌陀經并に講問讀誦あり。

七日、法華懺法講問を修して後夜の勤行となし、卯刻に至つて喜多院を出し奉り、上州世良田長樂寺に入れ奉る。阿部豊後守忠秋、津輕土佐守信義等、各所領の家臣を出だして、警衛に當らしめぬ。

八日、辰刻長樂寺を出だし奉り、申刻野州佐野春日岡に移し奉る。此地は井伊掃部頭直孝、土井大炊頭利勝の所管なれば、道路橋梁の洒掃修理、并に警固の事に任ず。

九日、卯刻春日岡を出だし奉りて、鹿沼藥王寺に入れ奉る。當寺は他宗

人を出だして道中の供奉に配す。大神足并に隨逐の能所一千餘口と聞えたり。寺社奉行安藤右京進重長、松平出雲守勝隆、夙に東叡山に入つて、尊棺を門送り奉る。江城の道俗、途中の男女、路を挿んで送り奉る者、十里の行途寸土を剩さず。或は草花を獻じ、或は香水を捧げて、哀慕慟哭する者引きも切らず、綿々として仙波に至る。皮刻喜多院に入れ奉る。是夜初夜の勤行を修し、阿彌陀經并に講問讀誦あり。

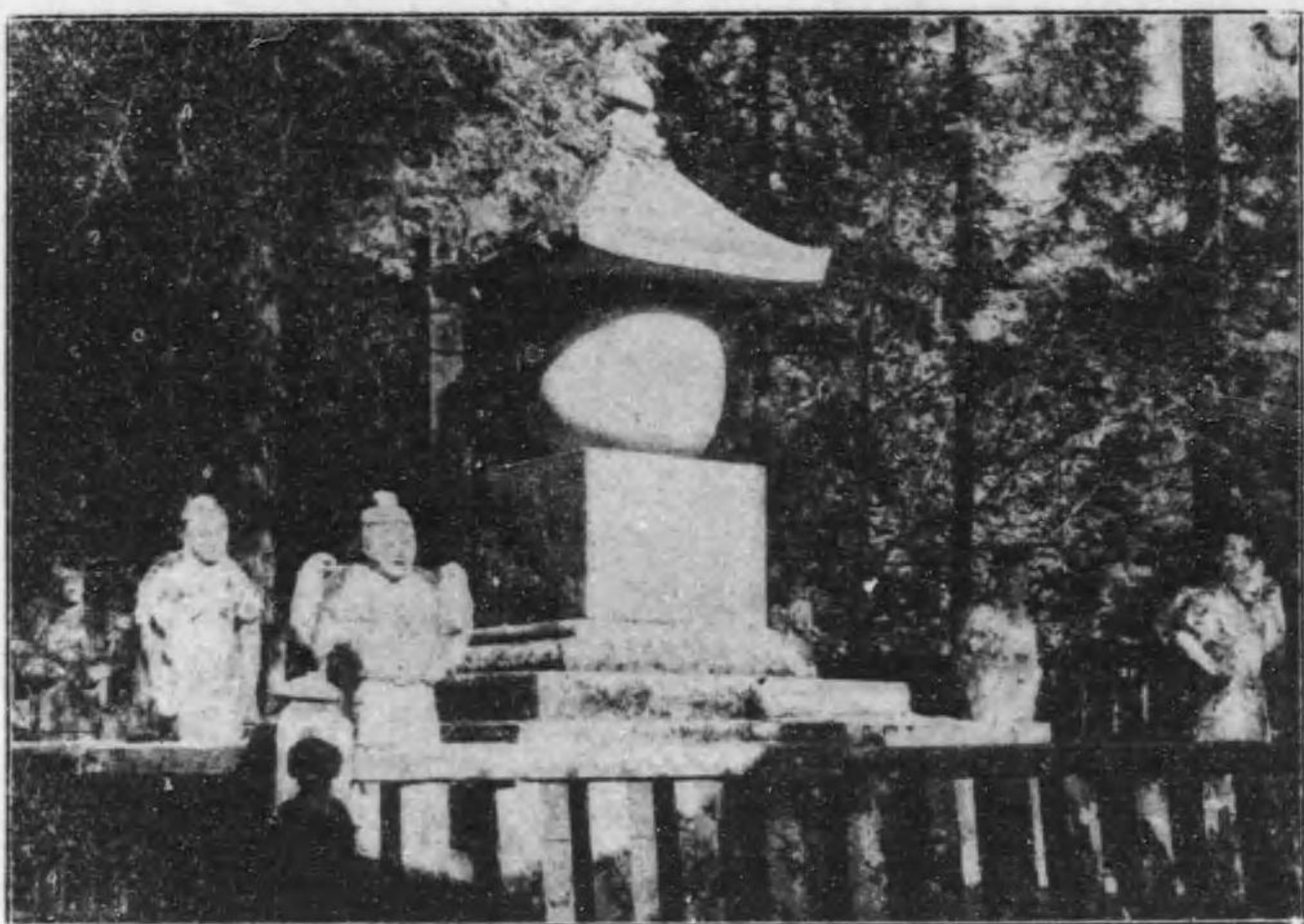
七日、法華懺法講問を修して後夜の勤行となし、卯刻に至つて喜多院を出し奉り、上州世良田長樂寺に入れ奉る。阿部豊後守忠秋、津輕土佐守信義等、各所領の家臣を出だして、警衛に當らしめぬ。

八日、辰刻長樂寺を出だし奉り、申刻野州佐野春日岡に移し奉る。此地は井伊掃部頭直孝、土井大炊頭利勝の所管なれば、道路橋梁の洒掃修理、并に警固の事に任ず。

九日、卯刻春日岡を出だし奉りて、鹿沼藥王寺に入れ奉る。當寺は他宗

なれども、驛内に天台の寺院なきを以て、藥王寺には假寓し參らせたるなり。されども、寺僧等景仰の念ひを輸んで、焼香禮拜し、皆大僧正の遺徳を賛歎したりけり。此地の領主は、阿部對馬守重次、井上河内守正利にして、道中旅館の警固嚴肅なりき。

十日、天晴れて雲なし。卯刻に藥王寺を出だし奉りて、日光山に向ふ程に、日光の道俗一千人雲の如くに來たり迎へて、楹に對して聲を放つて哀慟したり。由來日光山は、勝道上人に依つて開かれ、慈覺大師に依つて、關東天台の本山とはなりしかど、荒廢多年、殆んど廢絶せんとしたりしを、天海僧正の入山して、法を興し寺を建て、一山の規模舊觀に復さんとする時、足尾山よりは銅を産すること盛にして、日光の殷盛古へに倍獲す。然るに東照大權現を此山に葬り、廟社美々しく建造ありしより、年々の勅會には、槐門竹園の尊貴より公卿殿上人の來往滋く、上將軍より六十餘州の大小名に至るまで、參詣の貴客、時を選ばず、遠くは朝鮮琉球の聘使まで、來たり拜するに至り、山上山下の殷賑、



第七十圖 大黒山慈眼大僧師廟塔

未だ曾て見聞せざる所なり。此れ偏へに大僧正住山の賜にして、日光一山に取りて大僧正は草開の大恩人なりき。宜なる哉、其悲痛の考妣の喪するが如き事や。是日午の刻、坐禪院に入れ奉り、是れより日々夜々に行事ありて、十四日に初七日の供養を修し奉りぬ。江城よりは、吉良若狹守義冬を上使として、白銀一千兩の御香奠を賜はる。尾紀の兩亞相よりも五百兩づつ、水戸黃門より三百兩をぞ寄せられける。十七日、寶棺を大黒山の廟所に歛め奉る。石窟には、水精を以て一字一石に、

妙典全部書寫して之を墜め、以て寶棺の四周を充墳す。加之其罅隙には、水銀、朱、鹽の類を填塞して、最も堅固に斂葬し奉り畢んぬ。

是時一百餘口の衆僧、行道散華して法華懺法を修し奉る。其聲山嶽に反響して、高く天維に達し、低く地軸に徹するかと思はれけり。

大猷院實紀、水戸記、東源記、講奉記、大師緣起、見山列祖傳、本朝高僧傳、東國高僧傳、天台遺標、華頂要略、門跡傳、實史、愚抄、東叡山記、喜多院緣起、武藏風土記稿、下野國誌、日光山志、日光山總院舊跡記、王代一覽

殘編靈光

第一章 親王東降

正保元年(寛永二十一年)十二月十六日改元五月十七日、大樹紅葉山東照大權現に謁したる後、毘沙門堂門跡權僧正公海を召して對面し、日光山門主の事は、本院の皇子御契約調ひて、門主に備り給ふべしと雖、皇子幼稚にして尙下關在せられざれば、其間公海之を司りて、日光東叡兩山の法務を沙汰すべし。故大僧正天海の時に寄せられたる寺領は、悉く公海の計ひたるべしと命ぜらる。次に雙巖院豪倪、寂教院晃海を召し、門主に定り給ふ皇子幼稚の間、毘沙門堂門跡をして、兩山の事を沙汰せしむ。されど、毘門も未だ弱年なれば、兩僧能く事を執りて、天海の制令を誤るべからずと命じ、更に竹林房盛憲にも、亦同一の命を下せり。次にまた千妙寺亮運に東叡山學頭、宗光寺某に日光山學頭を命じ、學頭料各三百石を附す。次に大樂院行惠弟子中將は、天海在日、

久しく親侍せるを以て、大樂院住持を命ぜられ、山口忠兵衛某も、天海の制法を恪守して、勤功淺からざれば、従前の如く、日光山目代たるべき旨命ぜらる。又兩山に於て天海の供養料をば、近日寄進あるべき旨、毘門跡に仰せ渡されたり。

十月二日、東叡、日光、星野の三山に於て、連夜に法華懺法、當日に法華八講を勤修して、故大僧正天海上人一周忌を弔へり。

是日、京都にては、故大僧正の弟子に賜はるべき皇子今宮に親王宣下あり、無品幸教親王と稱し奉る。同き六日、幸教親王、青蓮院宮尊純法親王の室に入つて、剃度を受け給ひ、御名を尊敬法親王と更め給ふ。御歳僅に十一歳也。

十二月朔日、拜賀例の如し、毘沙門堂門跡公海に、日光、上野、仙波の神廟年中祭祀、神領、増減配當條目制定を授けらる。之が制定の任に當りし大久保久右衛門正久、二十三日金時服を賜ひて賞せられぬ。

正保二年三月十六日、天台の論議を聴き、畢つて毘沙門堂門跡公海に、比叡

山東照大權現神領として、近江國坂本にて、二百石の地を寄す。

十月二日、三山に於て第三回忌法要を修す。是より先、將軍家光追慕の情に堪えず、日光山、東叡山并に坂本滋賀院の三所に影堂を建造したり。是日親しく東叡山の影堂に詣づ。服装は長袴にして、吉良若狹守義冬御刀を役せり。影前に端坐合掌し、手づから名香を炷きて、摹拜すること多時。乃ち香奠白銀一千兩を進めぬ。拜果て本坊に臨む。毘沙門堂門跡公海、酒餼を獻じて饗し奉る。家光杯を公海に屬して曰く、遷化の悲歎、尙心に新にして、昨今とこそ思ほゆれど、光陰往き易くして、既に三年を経たりと。御衣の袖を霑したり。やがて公海に白銀二千兩、時服十領を賜ひ、亮運、晃海、豪倪、宣祐、憲海、講泰、行海を順次に召し出して、孰れも時服を賜り、かくて駕を回らしたるが、松平伊豆守信綱を召して、東叡山黒門の改造を命ぜられたり。將軍下山の後、亞相義直、頼宣、黃門頼房の三卿を始め、普代、外様の大小名、旗下の名族、交るゝ参拜焼香したりき。

是日、日光山大黒山の廟所には、衆僧一千餘口を會して、懇篤に追善供養を修しぬ。江戸よりは、松平右衛門大夫正綱、登山參拜したり。

是歲十一月九日、後光明天皇、東照大権現に勅して、東照宮の號を賜ふ。宣命使今出川權大納言經季下向して、先づ口宣を家光に示し、月の十七日日光山神前に於て宣を讀む。今上より宮號を贈らせ給ひて大社に准じ、爾來例幣使を賜ふ旨を告げ奉る。人臣には絶てなき恩命なれば、故大僧正が臨終の第一願は、早くこゝに行はれて、神威を増益したりける也。

正保四年八月二十四日、日光門主無品尊敬法親王、東叡山に參向せらるゝを以て、高家吉良若狹守義冬、寺社奉行安藤右京進重長を御迎ひとして上洛せしめらる。即ち遙々の道中恙なく、九月二十八日には、神奈川に到著し給ひければ、幕府よりは高家大澤右京亮基重を御使として遣されたり。

翌二十八日、日光門主尊敬法親王、東叡山寛永寺圓頓院に安著し給ふ。家光、酒井讚岐守忠勝并に今川刑部大輔直房を使ひして安著を賀し、樽一荷、柿一箱

贈りて、勞れを慰さめぬ。家光は深く親王の參向を悦びて、殆ど毎日の如く、酒井讚岐守忠勝、松平伊豆守信綱、若くは大澤兵部大輔基將、同右京亮基重、今川刑部大輔直房、吉良若狹守義冬を遣はされ、或は梨子、或は柿、或は美濃柿、或は葡萄などの果實を贈り、親王の醫官野間三竹成大に謁を賜ふなど、迎接最も懇懃なりき。

また法親王眼疾に罹り給ひければ、松平伊豆守信綱に命じて、宮の醫官野間三竹成大と、眼科醫笠原養泉重次と相談して、治療せしめさせぬ。

十一月八日、日光門主無品尊敬法親王、初めて登城して、將軍に對面し給ふ。將軍家光直垂烏帽子にて白書院に之を迎ふ。先づ尊敬法親王太刀目録を進めて對面あり。次に青蓮院宮二品尊純法親王、同く太刀目録にて對面あり。次に毘沙門堂門跡權僧正公海、太刀目録にて拜謁したり。其時吉良若狹守義冬御前に出て、豫て公海等の頭中將基福に頼りて、款狀を奉りたる、故の大僧正天海に、大師號勅許ありつる旨啓し上げたれば、家光悦ぶこと斜めならず、天海は、

殊更神祖の御眷顧ありたる僧なれば、謚號の事執奏したりけるに、久しく中絶したりし大師號を勅許せらるゝ事、永世の規模之に過ぐべからずと語り出でたり。畢りて兩門主退出あり、家光席を離れて、下段まで見送りの事ありき。夫より覺樹院、桃園奎頭并に兩門の坊官執事までに調を與ふ。西城にても、大納言家綱同く對面、謁見の事ありて後、家光は阿部豊後守忠秋をして、兩門主に登城を謝せしめ、松平伊豆守信綱をして、尾、水二卿に日光門主に初めての對面を果し、祝著之に過ぎるよしを申し通ぜしめたり。尊敬法親王、御年市めて十四にぞならせ給ふ。

月の十二日、日光門主宮參向御對面を祝さんがため、三家を始め家門、諸大名の登城して賀し奉る者引きも切らず、恰も朔望の儀に異らざりき。是より先、故大僧正天海に、大師號勅許の事は、諸大名にも通告せられたりしが、同き十七日紅葉山東照宮參拜の後、黒木書院に於て日光門主に對面の事あり、故大僧正天海に、大師號贈らせ給ふべき敬慮、淺からず感悦し參らするよし物語

り、更に吉良若狹守義冬を使ひして、御禮のため、主上(後光明天皇)、上皇(後水尾天皇)へ御太刀御馬代銀三百枚、綿二百把づゝ、新院(明正天皇)へ御太刀御馬代銀二百枚、綿百把、女院(東福門院)へ銀二百枚、綿百把進獻したりき。又一條攝政(良昭)へ太刀馬代銀五十枚、綿百把、兩傳奏へ太刀馬代銀三十枚づゝを贈りぬ。

大猷院實紀、御日記、水戸記、東源記、謙泰記、緣起、列祖傳、華頂要略、天台靈樞、日光山門跡次第、日光門跡代々年譜、門跡傳、東叡山記

第二章 謚號宣下

慶安元年(正保五年)二月十五日改元三月四日、日光門主入道無品尊敬親王を二品に敍せらる、上卿は權大納言公信、奉行は藏人頭左中將基福なり。此宣下兩傳奏奉持して江戸に下り、月の二十四日東叡山に參向して、之を尊敬法親王に傳へ參らせぬ。法親王よりは、六角奎權頭廣賢を以て、謝恩を表せられたり。是月、毘沙門堂門跡僧正法印大和尚位久遠壽院公海を、大僧正に任ぜられぬ。本年は東照宮第三十三回の神忌に相當せり。勅會の大祭を行はるゝに先ちて、



堂眼慈山光日 圖八十第

故大僧正天海に、大師號宣下の典を擧げらるべく、四月十日といふに、勅使大内記五條少納言爲庸、日光山に參著したり。是日大黒山の廟堂を裝飾して、拜殿前の階下に、新潔の案一脚を立て、綸旨を奉ずるの料となし、案の前に帙を敷きて、勅使の座に供せり。

四月十一日、早旦より酒井讃岐守忠勝、吉良若狹守義冬以下武家近習の輩、孰れも烏帽子直衣にて座下に參候す。太田備中守資宗は、兵士數百人を引率して、堂の周邊を守護したり。卯刻ばかりにして、門主二品尊敬法親王、大僧正公海、輿に乗りて參堂あり、供奉の行列之に副ひ、諸弟子四十餘口、各七

條の袈裟を著して相從ひ、席次を正して廟前瑞垣の中に參列す。兩門主輿を下りて、案の左右に立つ、左は法親王、右は大僧正なり。爾る時に、勅使大内記五條少納言爲庸朝臣、輿に乗りて參向し、中門外にして輿を下る。史生宗岡生道、宮を監持し、召使宗岡生行、使部賀茂重昌、藤井重廣等之に従ふ。次に史生宮を案上に置きて退けば、乃て爲庸朝臣進行して帙に著き、敬屈して笏を易へ、跪づいて口宣を取る。時に衆皆平伏して、満山聲なく萬籟睡るが如し。

爲庸朝臣徐ろに宣下を披きて、中音に奉讀す。

勅 功者隨行允貴 美譽永傳 德者依近自彰 芳聲遠聞 眞俗不異 和漢惟同 故大僧正法印大和尚天海 解通經論學兼顯密住台嶺而董衆 攀日光而祭神 泛大慈之船拯沒溺於彼岸 研正智之及退障碍於遐方久保龜鶴之齡能振龍象之質奄達衆望於禁闕得施號於遠邦 蓋號慈眼大師可依前件主者施行 讀み終つて卷いて之を持つ。大僧都堯海進んで之を拜受し、更に大僧正公海に授く。公海恭しく之を受けて、拜殿の机上に安置し了んぬ。

斯くて權律師堯海、唐織物一重を取りて、之を勅使の肩に掛け參らす。史生には衣給一重、南方の庭上に於て、坊官幸範之を役し、召使、使部には國相三正使部は一疋を賜ふ、侍法師之を役せり。賜祿の事果て勅使下向の途に上る。次に門主二品尊敬親王禮盤に著き、法華懺法を修し給ふ。山門の諸門主、并に大衆三千餘口、廟前より三佛堂の前に至るまで、雜居群列して、各捧物を投げぬ。衣服、經卷、金銀銅錢の類、勝て計ふべからず、積んで山を爲せり。

其後日光門主、毘沙門堂門跡、受法の遺弟四十餘輩、勅使爲庸朝臣の宿坊に抵りて賀詞を述べ、兩門より厚く勅使一行を饗す。是日日光門主より、六角李權頭廣賢を使ひして、白銀二千兩を勅使に賜はりぬ。

四月十六日、東照宮第三十三回神忌の速夜なり。是日微雨なりしかど、卯刻より例幣使平松宰相時庸、臨時奉幣使竹屋宰相光長、仙洞御贈經使三條西宰相實教、新院御贈經使橋本宰相實村、女院御贈經使山本三位勝忠參殿して、例時、臨時の奉幣を行ひ、御贈經使納經の事あり。是は本院後水尾天皇、新院(明正天

皇、女院(東福門院)の宸翰御筆を染めさせ給ひて、法華八軸を度寫し給へるものなり。これ今回東照宮に於て、法華御八講を行はせらるゝが爲とぞ聞えし。抑東照宮日光山に鎮座ましましてより、神忌の勅會天下の力を盡くし、如在の尊敬至らざる所なし。慈眼大師在世の折、神前に於て法華問答を修し、追善に供へたしとの希望を抱き、折に觸れて聞え上げたる事ありしかば、今年第三十三回忌の法會に於て、明德年間、等持院贈相國(足利尊氏)第三十三回忌に際し、鹿苑院准后(足利義滿)の相國寺に於て行へる法華八講の例を案じ、勅を仰いで御八講を修するに至りしならんか。此勅會の御八講は、本朝にて既に十四次の先例あれども、關東に於ては、今次を以て權輿とす。法筵の儀式嚴肅にして、靈妙言はん方なかりき。冷泉爲景この記をものして獻ずるとて、

山もけふ名にはかくれず出る日の光を花と散らす御法に
と口吟し、道春法印林信勝も、命を奉じて、『三十三回御忌記』を選したりき。
十七日は、三所權現神輿渡御の祭事あり。將軍家光登山して、棧敷に就いて

不るさとは也へのしら具もへだて之にゆきか婦ゆめをみ津るあはれ佐美しくもは津つじなう津すやまみ津のたいま津あなきな津になりゆ久能こりぬて婦るきよこ婦るあさち婦にたと婦るらしきけ婦のなみだ者宇らにつり之まにひく之もなつか之きはるに之あらずみ之さくらた伊勢きいれて具まむもい具ふしらき具のしたゆ具みつにめ具るさかつ幾有きいかと也やながめ也るあしの也はもしほ也くてふこ也はけふり遠登きもしれ也よあさ具はうらみ之よこのよ婦かさない津かわすれ卒登きすぐる也まだのお具てあたに之もしもに婦りゆくは津かしのみ屋

是日また本地薬師堂に於て、新版一切經の傳誦を始む、始經導師は日光山の學頭、修學院の權僧正傳海を勤めける。此一切經は、慈眼大師の宿願に依つて、去ぬる寛永十四年三月十七日、東叡山に於て開版に著手したるものにて、華溪居士林幸宿、大師の命を受けて之に従ひ、十二年にして、目錄二部、藏經一千四百五十三部、卷數六千三百二十三卷開版の功を卒りけるなり。林羅山の『十三御忌記』には、

將軍御座起たせ給ふ時、若狹守少將進み出て、新刊の大藏經成就する事を言上す。是は慈

眼大師存生のとき、望み請ふに依て、東叡山にて新たに開版の事を仰付けらる。此程全部板行終る故、今度當山へ持たせ來る。今日かれて拜殿の方に五百餘函(著者云、總函數は六百六十五なり)積並べ置て、台覽に供ふ。本朝にて藏經を梓に刻む事は是を始め成べし。(四月十七日の條。)

二十日家光親しく慈眼大師の廟塔に詣でぬ。直垂にて轎に乗る、供奉も皆直垂を著用せり。門主二品法親王、毘沙門堂門跡大僧正、伴僧十餘輩を從へて豫參し、將軍の駕を迎ふ。家光轎を下りて塔前に進み、香資銀一千兩を進めて、懇ろに焼香奉拜し、畢つて左座に著く。兩門主は相對して右座に著き、衆僧は縁に列座す。やがて門主宮大導師にて、懺法を勤修せられ、供養果て後、轎を回したり。大猷院實紀、華頂要略、門跡傳、日光山門跡次、第、日光門跡代々年譜、東照宮緣起、本十三回御忌記、法華御八講記、日光山輪王寺什寶宸筆、木棉禪御製、同證號口宣案、續史愚抄

第三章 一品法王

慶安二年七月七日、家光、大澤右京亮基重を召して、上洛の命を傳ふ。こは東叡山に賜りたる和歌の御禮を兼ねて、日光門主宮二品尊敬法親王御上洛に就き、參内の折の教導を勤めしめんが爲なりき。同き十一日、二品法親王上洛の爲め辭見の登城あり、家光祖宴を催して杯の獻酬を行ふ。僧正、院家の宮に隨行する者、皆謁見したり。是日、酒井讃岐守忠勝を使ひして、餞別として銀三百枚、綿二百把を贈り、又上洛の時贈遺の料として、銀三百四十枚、綿六百把を送り、大僧正公海へ銀二百枚、綿百把を遣はさる。大納言家綱よりも、松平和泉守乗壽を使ひとして門主宮へ時服二十領、大僧正へ同十領を進め、院家、坊官、家司、衆僧へも、銀時服を賜はりたり。

十三日、日光門主宮二品尊敬法親王東叡山を發して、上洛の程に上り給ふ。家光奉書を以て、驛路に起居を問ひ、また十四日には、旅中存問のため、御書院番一色内匠定堅を旅館に特派し、菓子を進ずるなど、接待最も懇篤を極めたり。

法親王道中恙なく上洛あり、月の二十九日を以て參内、院參の儀を果し給ふ。曾て東關に下向し給ひてより、三年ぶりにて内へ參り給ひつる事なれば、いかに御懐しくや思しけん。江戸よりは御安著の御悦びとして、高家上杉宮内大輔長貴を使ひして、遙々樽香を進ぜらる。抑、法親王、大僧正の相携へて上洛したりしは、先師故大僧正天海に、傳教、弘法、慈覺、智證の四大師と雁行して、慈眼大師慈慧大師は追諡にあらざるの諡號を賜りたる、皇恩拜謝の爲にぞありける。本朝大師號の事は、貞觀八年東澄法師に傳教大師を追諡せられしに發り、同年圓仁に慈覺大師、延長五年、圓珍に智證大師、延喜二十一年に、空海阿闍梨に弘法大師を追諡せられし後、久しく其事なかりつるに、今七百二十餘年を経、天海大僧正に此事ありしは、獨天台一宗の光榮のみならず、末世の教法に一大光明を照揚したるものにして、昇代の德澤、聖恩の無量、洵に退代の明燈たり。依つて宮中の御都合を伺ひ、八月二十一日を以て參内を遂げ、萬里小路左少辨熙房に就て、謹んで、諡號の賀表を獻り、其恩を謝しぬ。

毘沙門堂大僧正公海等、伏奉。
 去年勅命、先師大僧正法印大和尚位天海、奉賜慈眼大師之遺教。承嘉惠於東關、振法威於北嶺。故大師兼綜顯密、學匡宗徒、修習止觀、才超先哲、翻經平教、道之苑、深澤乎智水之波、闡於法基、經營梵宮、鎮祈國朝、安泰舉於探題、獨步法席、惠思宗門、盛隆千齡、不無終椿、權焉隔二期、願一猶云、莫蘭菊既枯、是門弟子等所以哀悼也、爰勅使臨問影堂、顯德光於後代、追稱道者、宿添龍色於當時、緇素相歡、老壯俱仰、遺法弟子等四十餘侶、不堪載恩之至、謹奉表陳謝、以聞。沙門公海等誠惶誠恐頓首死罪。謹言。

慶安二年八月

大僧正法印大和尚位公海、見海、蒙海、宣祐、亮盛、見海、連署

是月二十三日、宣を下して、入道二品尊敬親王を一品に陞敘し給ふ。上卿は中院大納言通純、奉行は油小路行藏人頭左中將隆之なり。慈眼大師終焉の誓願虚からず、遺弟親王をして一品法親王たらしめたれば、即ち大黒山上秋深き處、隆渥なる聖旨を拜して、感涙を薜苔の露と灌ぐらんかし。

斯くて一品法親王、毘沙門堂大僧正、俱に京を辭して江戸に歸り、九月二十

九日登城して對顔せられ、内より賜りたる打枝并に十卷十束、太刀馬代を贈る。大僧正公海も亦、恩賜の沈香并に十卷を獻ぜり。其他殿上人六角奎頭廣賢、僧正、法務、兩門の坊官、家司にも拜謁を命ぜり。青蓮院二品尊純法親王の御使、登營して尊敬法親王一品宣下を賀し、女院より其事によりて下向せしめられたる御使河原彈正某も、謁見を得て其賀詞を申し述べたり。

是歲十月二日は、慈眼大師七回忌なり。曾て新に營繕を加へられたる影堂にて、追福の法事を修す。家光長袴にて參詣し、拈香再拜の後、讀經を聽聞あり。大納言家綱よりは、松平和泉守乘壽して代參せしむ。家光歸城のち、日毘兩門主より、始めて影堂へ參詣ありしを謝しぬ。在府の諸大名も亦登城して氣色を伺ひ、孰れも影堂に參詣して、各銀香を奉納したりき。

是日日光山の廟所へは、高家大澤兵部大輔基將、將軍御名代として登山參拜したり。大猷院實紀、續史愚抄、慈眼大師謚號記、日光門跡代々年譜、日光門跡次第、輪王寺文書

第四章 玉振餘響

承應三年、一品尊敬法親王、既に二十歳になり給へるを以て、大僧正公海、
兩山の法務を法親王に譲り奉り、己は一室を起して退隠したり。公海天台の
法務を掌ること十二年、其歳四十四歳にして、隠察に退きたるなり。是に於
て一品法親王は、日光山第五十五世の座主職、寛永寺第三世の法務とぞなり給
ふ。實に是日光山に於る親王座主の中興、東叡山に於ては、宮門跡の法務を戴
く濫觴なりけり。

明暦元年十月八日、入道一品尊敬親王に、天台座主の宣下あり、上卿は源
大納言廣通、奉行は藏人頭左中將基賢なり。同き九日天台座主一品尊敬法親王
を以て護持僧とし給ふ。仍て同き十一日より七箇日の間、安鎮法を新内裡に修
せられぬ。大阿闍梨は座主一品尊敬法親王にして、奉行は萬里小路藏人權右少
辨昭房なりき。

十一月一品尊敬法親王に、牛車を許されけるが、其二十五日を以て天台座主
を辭され、日光東叡兩山の専務となり給ふ。是を以て、翌二十六日、法皇院宣
を下して、法親王に輪王寺の宮號を賜ひたりしかば、法親王も亦、尊敬を改め
て守澄と稱せられ、是より輪王寺宮一品守澄法親王と稱し奉り、此親王を第
一世として、十三世公現法親王まで、宮門跡住山の寺格正しく、天台一宗はい
ふに及ばず、眞言、曹洞、眞宗等にして、輪王寺の支配に屬するもの尠からず、
高く諸宗の上に置かんといへりし大師の誓願は、是に於て實現したりと謂つべ
きなり。日光門跡次第、同代々年譜、事實文談、續史、愚抄、門跡傳
大師の南都に遊びし時、興福寺の空實僧都に就きて、法相三論を問ひ、大に
得る所ありしよしは、前に掲げたり。大師日光山を領するの翌年、遠く興福寺
前法務空實大僧正を晃山に迎へ、之を敬ふこと佛の如くしたり。空實、大僧正
の道風を欽びて、玄談日を度りぬ。因つて捨監留純の唯識を論じて、五箇條の
疑問を設け、空師の決答を要めたり。空實、大僧正の研鑽いと遂きを嘉みして

唯識の秘鈔、因明の密旨を以て、之を大僧正に授け、且つ善珠僧正の要旨筆記を與へて、法の信を傳へたり。大師此時七十九歳、空實は九十歳にぞ出入したりけん。大法精研の熱誠なること、此くの如くなりき。日光山列祖傳

大師の壽百歳を超えて尙衰へず、示寂の年まで日光山に往返して、些の疲勞を感じざりしを見て、人皆延壽の法を得んことを請へり。少時斗擲の頃にやありけん、其年次詳かならねども、曾て常陸に遊びて、福泉寺の殘夢寶山和尙に參禪したる事あり。後人に謂つて曰く、吾殘夢和尙に參して、長生の術を得たりと。殘夢は長壽を以て聞えたる老僧なり。天正四年三月二十九日、病ひなくして暴に寂を示しけるが、少時にして蘇生し、筆を援いて偈を書して曰く

墮在無間。五逆聞雷。喝下瞎驢。死眼開豁。

と、喝一喝、筆を擲ちて遷化す。世壽一百三十有九。顔色の軟潤なる、少しも常と異らざりしと云ふ。大師の年壽を一百三十四、若くは一百三十三となすもの、或は之に基くにやあらん。本朝高僧傳、天台震標傳、

世に大師、東照公と肝膽相照し、毎に戰陣の間に隨逐して、専ら帷幄の議に參し、獻替の功多きに居るといふ説あり、遍く世に行はるれど、こは免長老、信長老、傳長老等の誤傳なること、明かなり。大師の東照公に知を得たるは、僅々五年にして、其相許したるは三年有餘に過ぎず。大猷院は東照宮の遺託を享けて幼時匡輔誘掖したる所あるが如く、大猷院の大師を景慕すること、却つて台徳院に勝るやの感なきにあらず。然るに大師傍人に語りていはく、神祖は萬事に通達ましまし、能く人情世態にわたらせられ、有爲無常と御悟り遊ばしつれば、何事を啓するにも、易らかに滯ることなかりき。台徳院殿は、御資質柔和温厚におはしまし、かば、啓上も心易く、御伽も樂々と勤められしが、御當代(家光)は、極めて聰明英武にましまし、御理屈強ければ、何となく啓し憎く、御伽を申すにも、甚だ氣づまりなりと。三代の人格言ひ得て妙といふべし。

明良洪範、君臣言行錄、寛永開書、大猷院實紀附錄、

大猷院いづれにて御覽せられたりけん、諸家の門に『大般若轉讀』の札を貼

り置くを見る、何の爲にやと、大師に尋ね給ひければ、大師即座に
山田守る僧都に鹿もおそるなり里のおきななは聲たてねども
と、歌を以て對へられたり。大猷院かくと聞きて、尤なりと首肯せられしと
なり。明良洪範

大師の歌はいづれも即興偶成にして、彫琢を経たるにあらねど、往々人生の
秘扇を披いて、肯綮に中るものあるは、則ち道念徹底の致すところなるべし。
何人の爲に書きて與へたるにや、左の一篇の如きは、其最も妙なるものなるべ
し。

人馬を得、武具を用意し、役儀を缺くまじと思はば、美麗を好まず、無用の費を爲さず、毎に
儉約を守るべし。仕方は、唯我不自由を堪忍するにありと知るべし。

事足れば足るにまかせて事足らず足らす事足る身こそやすけれ

仁過れば弱くなる、義過ればかたくなる、禮過ればへつらひとなる、智過ればうそをつく、
信過れば損をする。

（藏堂眼慈光日 翰宸製御皇天正明 圖十二第



氣は長くつとめはかたく色うすく食ほそうしてこゝろ廣かれ

日光輪王

延寶三年十

月二日、慈眼

大師三十三回

忌の法要を修

す。新院明正

天皇深く御歸

依遊ばされ、

追慕の寂念年

を経て、益厚

くおはします

仍つて東照宮

第十三回忌の例に倣はせられ、法華二十八品の佛語を題とし、公卿武家の詠歌